令和７年度

静岡県の要望・提案

令和６年11月
静　岡　県

目　　次

《危機管理》

1　災害救助法の対象経費の拡大---------- 1
2　被災者生活再建支援の推進---------- 3
3　避難所運営体制の充実・強化---------- 4
4　消防救急の連携・協力の推進等による消防力の充実・強化----------6
5　国土強靱化の推進----------8
6　“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（災害に強い地域づくりの推進）----11
7　建築物の耐震対策の強化---------- 13
8　南海トラフ地震への対策の強化----------15
9　港湾における地震・津波・高潮対策事業の推進----------18
10　富士山火山防災対策の強化---------- 19
11　治水関係事業の推進---------- 21
12　熱海市伊豆山地区の災害からの早期復興----------22
13　災害時における広域応援体制の確立及び大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援---23
14　災害からの復旧・復興---------- 25
15　盛土対策の推進---------- 28
16　原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化----------29

《医療・福祉》

17　医師・看護職員確保対策の推進----------31
18　地域医療の確保---------- 35
19　地域医療提供体制の整備に対する支援----------37
20　がん対策の推進---------- 40
21　難病対策の充実---------- 42
22　移植医療対策の推進---------- 44
23　災害時等の透析医療体制の確保----------45
24　健康寿命の延伸に向けた取組の充実----------46
25　持続可能な国民健康保険制度の構築----------47
26　福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止------- 49
27　少子化対策の推進---------- 50
28　民生委員・児童委員の担い手確保----------53
29　晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり---------- 54
30　認知症とともに暮らす地域づくりの推進----------56
31　介護保険制度の円滑な推進---------- 57
32　障害者支援施策の充実---------- 60
33　難聴児支援の充実---------- 65
34　生活保護制度等の適正な運用---------- 67

35　防疫対策等の推進---------- 68
36　肝炎治療特別促進事業の円滑な実施----------69
37　定期予防接種の見直し---------- 70
38　国立療養所の将来構想の提示---------- 72

《環境》

39　脱炭素社会の実現に向けた取組の推進----------73
40　エネルギー政策の推進---------- 75
41　海洋ごみ対策の推進---------- 77
42　長期間放置された産業廃棄物の処理に対する支援---------- 79
43　廃棄物の適正処理・リサイクルの推進----------80
44　水環境中の未規制化学物質対策の推進----------82
45　水道事業の基盤維持・強化のための施策の推進---------- 83
46　環境影響評価制度における更なる住民意見の反映---------- 85
47　国立公園の環境保全対策及び利用の推進----------86
48　鳥獣対策の推進---------- 88

《教育・人づくり》

49　高等学校等就学支援金制度等の充実----------90
50　医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実---------- 91
51　学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進------93
52　ＧＩＧＡスクール構想推進に向けた支援の拡大---------- 96
53　夜間中学の運営に対する支援の拡大----------97
54　私立学校経常経費助成費補助金等の拡充----------99
55　不登校支援のためのフリースクールなどへの支援の充実---------- 100
56　国際バカロレア認定に向けた取組の推進----------101

《産業振興・デジタル》

57　エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化---------- 102
58　先端産業の創出と振興---------- 105
59　地方版スタートアップ・エコシステムの確立に向けた仕組みづくり----------109
60　リノベーションまちづくりの推進----------111
61　ＡＩ、ＩＣＴ人材の確保・育成----------113
62　中小企業・小規模企業の経営基盤強化----------115
63　産業人材の確保策の充実----------117
64　農業の成長産業化施策の充実----------118

65　農業の持続的な発展に向けた基盤の強化---------- 122
66　林業の成長産業化と国産材の利用促進---------- 124
67　水産業の持続的発展の推進----------126
68　農林水産物の輸出拡大のための支援の充実---------- 128
69　家畜伝染病防疫体制の強化----------130
70　工業用水の安定供給の確保----------132

《基盤整備》

71　道路整備の推進---------- 134
72　鉄道の安全性と利便性の向上への支援----------136
73　社会資本の整備・長寿命化の推進----------138
74　港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援---------- 141
75　航空航路再開などに向けた支援----------142

《観光・文化》

76　スポーツによる地域経済の活性化と共生社会の実現に向けた支援----------144
77　富士山富士宮口五合目来訪者受入体制の充実---------- 146
78　文化財の後世への確実な継承と活用----------147
79　観光産業の課題解消とデータマーケティングによる再来訪促進・消費拡大等の取組支援 --148
80　多文化共生施策の着実な推進----------150

《地方創生の推進》

81　交通空白の解消に向けた支援----------152
82　地方創生の推進---------- 154
83　地方財政制度の再構築----------155
84　市町等情報システムの標準化・共通化の推進---------- 157

危機管理

1　災害救助法の対象経費の拡大

［要望・提案先：内閣府］

【要望・提案事項】

○ 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費の災害救助費への対象化及び研修・訓練等への財政支援措置
○ 災害救助法における災害時の福祉支援の明確化と災害派遣福祉チーム等の派遣に係る傷害保険料への支援
○ 災害救助法における災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る支援対象経費の拡充
○ 災害関連死を防ぐため、被災者の心身の健康維持及び良好な避難生活環境の確保に資する支援物資に係る災害救助法上の支援対象経費の拡充

1　現状・課題

・令和元年東日本台風、令和３年熱海市伊豆山土石流災害や令和４年台風第 15 号においては、堤防の決壊による水流、土石流や河川氾濫などにより多くの住宅で被害を受けました。罹災証明書の発行及びその根拠となる住家被害認定調査は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であることから、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とするとともに、担当する職員等の研修や訓練等に係る経費への財政支援等が必要です。

・災害救助法が適用される災害が発生した場合、避難所や福祉避難所において要配慮者を支援するための福祉的ニーズが多数発生し、被災地での福祉人材の確保が必要となるため、被災地支援を行う福祉支援体制の構築が、多くの自治体で進められていますが、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の活動については、災害救助法に明記されておりません。災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の活動が円滑・迅速に実施されるよう、派遣に要する費用が支弁されるよう同法に明確に位置づける必要があります。

・また、県と災害派遣に係る協定を締結している災害派遣福祉チーム隊員等が活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合に備え、傷害保険に加入していますが、傷害保険料は災害救助法の支弁の対象となっていません。隊員が被災地で安心して活動するためには、傷害保険への加入は必須であり、大規模災害では、広域派遣も想定されていることから、国による支援が必要です。

・さらに、令和６年能登半島地震では、半島特有の道路の寸断による支援活動の難しさや、衛生面の課題が浮き彫りとなりました。特に、断水に伴い、飲料水はもちろん、トイレや風呂等の提供が遅れ、避難生活の質を確保することが困難な状況が見受けられました。災害関連死を防ぐため、被災者の心身の健康維持及び良好な避難

【県担当課】危機政策課・危機情報課・危機対策課・健康福祉部企画政策課・
福祉長寿政策課・地域医療課・障害福祉課・健康増進課

生活環境の確保に資する支援物資に係る費用（トイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、簡易トイレ（ラップポン）、避難所以外に設置される避難者等が使用する仮設トイレなど）についても、災害救助法の対象とすることが必要です。

２　本県の取組

・市町に対し、住家被害認定調査研修を実施し、また実際に令和元年東日本台風等の被災地へ職員を派遣することで、住家被害認定調査のスキルアップを図っています。
・平成 14 年９月に大規模災害時の災害ボランティア本部・情報センターの初期活動費用として静岡県災害ボランティア活動ファンドを造成しました。また、令和３年９月に社会福祉法人静岡県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会との間で災害ボランティア本部の設置・運営等に関する協定を締結するなど、ボランティア体制の強化に努めています。
・平成 30 年７月豪雨では、厚生労働省を通じて岡山県からの派遣要請を受け、静岡県災害派遣福祉チームを初めて派遣し、避難所・福祉避難所に対する支援を行いました。
・令和３年７月熱海市伊豆山土石流災害においては、熱海市からの派遣要請に基づき、熱海市伊豆山地区の土石流災害により避難している要配慮者に対して、静岡ＤＷＡＴを派遣し支援を行いました。
・令和６年能登半島地震では、石川県穴水町へ県内市町が所有するトイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、シャワートラックなどの派遣を行い、避難所に対する支援を行いました。

【県担当課】危機政策課・危機情報課・危機対策課・健康福祉部企画政策課・
福祉長寿政策課・地域医療課・障害福祉課・健康増進課

２　被災者生活再建支援の推進

［要望・提案先：内閣府］

【要望・提案事項】

○ 被災者生活再建支援制度の支給対象の損害割合 20%台の半壊までの拡大や適用被災区域の不均衡の是正

○ 短期間で複数回被災した世帯の負担を軽減するための支援制度創設

１　現状・課題

・被災者生活再建支援制度は、自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度ですが、住家の損害割合 30%未満の被災者には被災者生活再建支援金が支給されません。また、同一災害で被災しても、一定規模以上の住家被害が発生した市町（例：10 世帯以上の全壊を受けた市町）に居住する被災者のみが対象となることから、被害規模が基準に満たない市町の被災者に対しては、本県独自の制度による支援を実施しています。支給対象を損害割合 20%台の半壊まで拡大することや、同じ災害で被災しても、被災世帯が一定数に達しない場合は、適用されない地域が存在するなどの不均衡の是正が必要です。

・また、令和５年６月２日からの大雨等による災害においては、令和４年台風第 15 号の被災者が１年に満たない短い期間で再び被災している状況を踏まえ、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、被災者支援を実施する等、特段の配慮が必要です。

２　本県の取組

・被災者生活再建支援制度の対象外となった世帯に対し、本県独自の制度による支援を実施しています。

支援制度（県単制度）	適用又は対象	内　容
被災者自立生活再建支援事業費助成【横出し】	「法の適用を受けない小規模災害」で国支援制度と同程度の被害を受けた世帯	国制度と同じ 費用負担：県（10/10）
被災者住宅再建支援事業費助成【上乗せ】	旧国制度の収入要件等を満たす半壊世帯	住宅の建設・購入・補修費 限度額 50 万円 費用負担：県(1/2)、市町(1/2)

・短期間に複数回被災した世帯の負担を軽減するため、被災世帯に対し、本県独自の制度を令和５年度に創設し、支援を実施しています。

支援制度（県単制度）	適用又は対象	内　容
災害特別見舞金	13 月を経過する日までに複数回罹災※した世帯（罹災証明書で判断） ※床上浸水以上の被災	被災状況に応じて見舞金を支給 限度額 10 万円 費用負担：県（10/10）

【県担当課】健康福祉部企画政策課

３　避難所運営体制の充実・強化

［要望・提案先：内閣府・厚生労働省・国土交通省・環境省］

【要望・提案事項】

○ 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援措置［内閣府・厚生労働省］

○ 外国人に対応するため、各種緊急防災情報の「やさしい日本語」等による記載統一、避難所における多言語対応や多文化への配慮等への支援措置［内閣府］

○ 大規模災害時における避難所等の衛生環境の質の向上に資する、トイレトレーラー、仮設トイレ等を継続的に使用するための全国統一のスキームを創設
［内閣府、国土交通省、環境省］

○ 感染症の流行に備え、避難所の感染防止対策の強化に係る財政上の支援措置
［内閣府］

１　現状・課題

・高齢者、障害者、乳幼児等を受け入れる福祉避難所の開設・運営に当たっては、要配慮者に対応する資機材等の備蓄不足などの課題があることから、福祉避難所の質・量ともに十分に確保していく必要があります。

・外国人に対応するため、各種緊急防災情報の「やさしい日本語」等による記載統一、避難所における翻訳機器の整備等による通訳の確保、食や宗教など多様な文化への配慮等が必要です。

・大規模災害時に避難所等の衛生環境の質の向上に資する、トイレトレーラー、仮設トイレ等を継続的に使用するために必要不可欠なトイレ用水の補水・給水、汲取りや、補水・汲取りの協力自治体等を確保する仕組みについて、災害発生後の迅速な派遣を行うため、派遣手順に係る全国的に統一したスキームを創設することが必要です。

・感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に対し、財政上の支援措置が必要です。

【県担当課】危機対策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課

２　本県の取組

・「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」（令和５年３月改訂）を活用し、各市町の実情に応じた体制やマニュアルの整備を働きかけています。

・外国人住民のための様々な防災対策を実施しています。あわせて、災害時に外国人住民も共助の担い手となれるよう、人材育成等も実施しています。

・令和６年能登半島地震では、石川県穴水町へ県内市町が所有するトイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、シャワートラックなどの派遣を行い、避難所に対する支援を行いました。

・市町に対し、地震・津波対策等減災交付金により、感染防止対策に必要な資機材購入等の財政支援を継続しています。

【県担当課】危機対策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課

４　消防救急の連携・協力の推進等による消防力の充実・強化

［要望・提案先：総務省］

【要望・提案事項】

○ 消防団員の活動環境の整備や確保のための取組への財政支援
○ 平時及び大規模災害発生時における消防防災航空体制の安定的確保を図るため、消防防災ヘリコプターを所有している地方自治体が機体の運航休止時に救助活動等に活用できる代替機体を国が主体となって新たに確保
○ 救急安心センター事業（＃7119）の全国展開の推進に向けた国の財政支援の拡充及びＤＸの推進による消防機関及び救急医療機関の連携強化

１　現状・課題

・地域防災の要である消防団は、若年層の新規入団者の減少や被雇用者割合の増加に伴う消防団活動への影響などが課題となっているため、大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員制度の導入、女性団員や学生団員の確保対策、消防団活動に協力する事業所への減税措置など、消防団員の活動環境の整備や確保のための取組に対する財政支援が必要です。

・能登半島地震の対応状況等を踏まえ、平時の消防防災航空体制を安定的に確保し、大規模災害の発生に備えるためには、防災消防ヘリコプターの複数機の所有が必要ですが、新たな機体の購入及び維持管理には多額の費用がかかることから、地方自治体にとって大きな負担となっています。そのため、故障や検査等による機体の運航休止時において地方公共団体が共同で活用できる代替機体を国が主体となって新たに確保することが必要です。

・国が、かねてより全国展開を推進している救急安心センター事業（#7119）は、住民が急な病気やけがをした時において、全国均一の電話相談サービスを提供し、救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化を推進することが目的ですが、これらの早期実現に向けて、既に全国展開されている子ども医療電話相談(#8000)と同様に、国が相談窓口の設置・運営にかかる費用の全額を負担するなど財政支援を拡充するとともに、子ども医療電話相談(#8000)との連携や救急や医療に関する様々な取組について、各省庁が連携して進めることが必要です。

・消防機関や救急医療機関の負担を軽減し、適切な医療の提供につなげていくため、アプリやシステムを活用した救急病床の患者受入状況や病状の共有など、救急搬送業務におけるＤＸの推進や消防機関及び救急医療機関の連携強化に向けた取組に

【県担当課】消防保安課

対する補助金の新設などの財政支援が必要です。

２　本県の取組

・消防団員の確保と活動の充実を図るため、消防団活動に協力している事業所等の事業税を軽減する県税の特例制度（消防団応援条例）を推進しています。

＜消防団応援条例の適用状況＞（制度創設からの控除件数・減税額の合計）

年度	個人		法人		計	
	控除件数	減税額	控除件数	減税額	控除件数	減税額
H24～R5	324	51,262 千円	1,595	832,161 千円	1,919	883,423 千円

※令和５年度実績は一部の課税期が未到来のため速報値

・また、消防団の活動環境を改善するため、従業員の消防団活動への積極的配慮を行っていること等を認定要件とした消防団協力事業所表示制度を推進しています。

＜消防団協力事業所表示制度（市町認定）による認定事業所数（過去５年間分）＞

年度	R1	R2	R3	R4	R5
認定事業所数（延べ認定数）	841	882	936	960	1,001
前年比（%）	104.1	104.9	106.1	102.6	104.3
所属団員数（延べ人数）	1,956	1,979	1,879	1,740	1,746

・本県においても、救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化を推進するため、令和６年 10 月より、「救急安心電話相談窓口（#7119）」を設置します。

（相談窓口の概要）

区　分	内　容
窓口名称	救急安心電話相談窓口（#7119）
設置時期	令和６年 10 月
対象区域	県内全域
開設時間	主に医療機関が開設していない時間帯に開設 ・平　日：18 時から翌８時 ・土曜日：13 時から翌８時 ・日曜・祝日：８時から翌８時（終　日）
相談員	看護師３～５名、医師（オンコール体制）
相談窓口の機能	・医療機関の受診に関する助言 ・救急車の利用に関する助言 ・医療機関案内 ・その他の相談窓口の紹介　ほか

【県担当課】消防保安課

５　国土強靱化の推進

［要望・提案先：内閣官房・農林水産省・経済産業省・国土交通省］

【要望・提案事項】

- **基本計画等に基づく、道路・河川・港湾・砂防・治山・海岸事業等の防災・減災対策の重点的、計画的な実施など、強靱な国土づくりに向けた取組を円滑に進めるための財政支援等の措置**［内閣官房・農林水産省・国土交通省］
- **国土強靱化の着実な推進のため、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」による必要な予算の確保とともに、完了後も後継となる「国土強靱化実施中期計画」による予算・財源の確保**［国土交通省］
- **国家的見地から興津地区の防災・減災対策の実施**［農林水産省・国土交通省］
- **無電柱化事業や支障木の予防伐採の推進及び非常用電源の確保など災害に強い電力供給体制の構築**［経済産業省・国土交通省］
- **基幹的交通ネットワークの機能確保及び代替性確保**［国土交通省］

１　現状・課題

・国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年６月に国土強靱化基本計画を策定しました。

・その後、近年の災害を踏まえ、平成 30 年 12 月に当該計画の見直し及び「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」に基づく事業が推進されてきました。

・令和２年 12 月には、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震等への対策として「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」が内閣府から示され、令和３年度から令和７年度までの５年間でおおむね 15 兆円程度の予算措置が講じられることとなりました。

・本県は、平成 27 年４月、静岡県国土強靱化地域計画を策定し、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を進めてきました。令和２年３月には、近年の自然災害の教訓等を踏まえた計画の改定を行いましたが、地震・津波対策に加え、大型化する台風や激しさを増す豪雨による水害や土砂災害等について、これまで以上の対策を行うことが必要です。

・今後、さらなる対策を進めるためには、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」による必要な予算・財源の安定的な確保と、地方の実情に応じた活用しやすい財源の確保が必要です。特に、年度当初から計画的な執行ができるような予算配分や完了後の「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、必要となる予算を

確保することにより事業継続ができるように、引き続き必要な予算・財源の別枠による確保が必要です。

・静岡市清水区興津地区は、国土の大動脈となる国道１号、東海道本線といった東西の重要交通網が集中しており、大規模災害時に途絶すれば復旧復興に大きな支障となるばかりでなく、国の社会経済にも悪影響が懸念されることから、国家的見地から災害発生の可能性及び影響度を適切に把握し、リスク評価に応じた事前防災対策を早期に実施することが必要です。

・平成 30 年９月の台風 24 号では、県内で 71 万戸を超える停電が生じ、信号機の消灯や断水、携帯電話の通信障害などの被害が発生し、完全復旧までに６日間もの時間を要しました。災害に強い電力供給体制の構築を図るため、小規模分散型のエネルギー供給体系の構築を図るとともに、電気事業者等に対し適切な指導の実施や無電柱化の推進や非常用電源の確保などの支援策の充実が必要です。

・本県は、市町等が行う予防伐採に要する経費に対して交付金等による財政支援を行っていますが、予防伐採の更なる推進のため、地方公共団体が行う予防伐採に対する国による財政支援を拡充するとともに、電力事業者等に対しても、国による働きかけが必要です。

・大規模災害時に基幹的交通インフラが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態が予想されるため、救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となる高規格道路の未整備区間の整備推進、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策（治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する必要があります。特に伊豆半島においては、能登半島地震の教訓から、耐震強化岸壁の機能向上など、道路以外のアクセスルートの確保が重要です。

２　本県の取組

・平成 26 年の興津地区における斜面崩壊以降、施設管理者（JR 東海、静岡国道事務所）や受益者（JR 貨物、県、市）等の関係者による調整会議を設けて、国土強靭化の観点から興津地区の防災機能強化について、検討を進めてきました。

・当該崩壊による影響額は、県民の往来や全国的な物流の停止により約 230 億円にのぼることが明らかになり、当地区の交通の要衝としての重要性や防災事業の必要性を確認しました。

・平成 30 年７月に、ＪＲ東海が実施した危険度を評価するための調査において、沢地形箇所で不安定化の可能性があり、更なる調査が必要との結果が示されました。

【検討対象区間】

・支障木の予防伐採を促進するため、県・市町・電線類管理事業者（電力事業者・NTT等）を構成員とする「予防伐採のための推進連絡会」を設置し、先進事例・財政支援制度の紹介や、伐採エリアに関する協議等を行うとともに、「地震・津波対策等減災交付金」などにより、市町等の取組を財政面でも支援しています。

【予防伐採のための推進連絡会】※各地域局単位で設置

構成員	県、市町、電線類管理者（電力事業者、NTT 等）
協議事項	・先進事例の紹介 ・電力事業者から停電発生の履歴や影響範囲を踏まえた予防伐採対象エリアの提示 ・市町の予防伐採実施希望、予定箇所 ・財政支援制度の説明　等

【財政支援事業】

区　分	事業種別	実施主体
市町の取組支援	地震・津波対策等減災交付金（県１／２）	市町
森林整備を通じた解消	特定森林再生事業　（国５／10～４／10）	市町等
	森林環境譲与税　（国）	市町
	森の力再生事業　（県 10／10 以内）	森林組合等

【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課・エネルギー政策課

６　“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（災害に強い地域づくりの推進）

［要望・提案先：内閣府・農林水産省・国土交通省］

【要望･提案事項】

○ **平成 25 年２月に総合特区に指定された「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」への規制の特例適用や利子補給金の支援**［内閣府］ ○ **防災対策や持続可能な地域づくりに資する適切な土地利用を促進するための財政支援**［農林水産省・国土交通省］ ○ **地域間の相互交流・連携に資する交通ネットワーク等の社会資本整備の推進のための財政支援**［国土交通省］

１　現状・課題

・内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による静岡県内の被害想定では、人的被害は全国の 1/3 の 11 万人、建物等の全壊は 1/4 の 32 万棟に及びます。日本の大幹線である東海道は分断され、日本経済に壊滅的打撃を与えることから、防災・減災の地域づくりに取り組むことは、待ったなしの喫緊の課題であり国家的使命です。

・平成 24 年４月に開通した新東名高速道路を始めとする本県の内陸・高台部に位置する高規格幹線道路は、津波の心配がない「命の道」であり、その周辺は人々の居住空間や企業の進出空間として大きな可能性を持ち、日本の有力なフロンティアになります。

・沿岸・都市部は津波避難施設の設置等により災害に強い都市機能の充実を、内陸・高台部は産業の集積や移住・定住の促進など自然と調和する新しい地域づくりを図るとともに、地域間における人・モノ・情報の双方向の流れである対流を促進し、活力ある圏域を形成していくことが重要です。

・特に近年は、地球規模の環境危機やコロナ禍による生活様式や産業構造の多様化といった社会情勢の変化を受け、防災・減災の取組と併せ SDGs の実現に向けた持続可能な地域づくりが求められています。

・また、災害に強い魅力ある地域づくりや交通ネットワーク等の整備にスピード感を持って取り組むためには、引き続き地域活性化総合特区制度による規制の特例措置や金融・財政等の国による支援が必要です。中でも、地域活性化総合特別区域計画に位置付けられた一般地域活性化事業については、国による財政支援が必要です。

【県担当課】総合政策課

２　本県の取組

・本県は、有事に備えた防災・減災対策の強化と平時の地域成長モデル実現の両立を目指し、これまでにない新しい地域づくり“「内陸のフロンティア」を拓く取組”を推進することとしました。その加速化のため、平成 24 年９月に総合特区申請を行い、平成 25 年２月に地域活性化総合特区に指定されるとともに、平成 26 年度に本県独自の「フロンティア推進区域制度」を創設しました。

・平成 30 年４月より、本取組を地方創生を牽引する広域的な取組へと進化させるため、名称を「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に改め、第２期計画をスタートさせました。その中で、新たに「ふじのくにフロンティア推進エリア認定制度」を創設し、推進区域相互間にとどまらず、広く地域資源を活用して新たな「共生と対流」を促す取組の有機的な連携・補完により、より高い相乗効果を生み出す地域づくりを推進しました。

・令和４年度には、脱炭素社会の形成や SDGs の実現といった時代の変化に対応するため、第３期計画をスタートさせました。その中で、新たな取組として、県内４圏域での「地域循環共生圏」の形成を目指し、新たに「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏認定制度」を創設し、地域資源や地域の魅力を最大限活用し環境と社会・経済が調和した持続可能な地域づくりを推進しています。

・また、地域活性化総合特区（「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」）については、規制の特例措置や財政支援、金融支援制度等を活用し、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を先導することで、取組効果の増大・効率化を図っています。このうち、財政支援においては、一般地域活性化事業として、“ふじのくに森の防潮堤づくり”事業における沿岸部防災林の再整備や、小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業（小山町）や「食と農」のアンテナエリア形成事業（藤枝市）などの新東名高速道路ＩＣ周辺での開発に伴う道路整備等において、社会資本整備総合交付金等を継続的に活用しながら、着実に整備を進めています。

【県担当課】総合政策課

7　建築物の耐震対策の強化

［要望・提案先：内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省］

【要望・提案事項】

- ○ **住宅の耐震化に係る所得税控除制度の高齢者と別居する子どもへの対象拡大**［国土交通省］
- ○ **ホテル・旅館などの大規模建築物の耐震化に係る補助対象限度額の引上げ**［国土交通省］
- ○ **半島地域における通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化に係る補助制度の拡充**［内閣府・国土交通省］
- ○ **学校施設及び病院の耐震対策の強化**［文部科学省・厚生労働省］

1　現状・課題

・住宅や建築物の倒壊被害から県民の生命・財産を守るため、耐震化を進める必要があります。

・住宅については、高齢者世帯住宅の耐震化の促進が急務ですが、高齢者世帯の多くが年金で生計を立てており、自宅の耐震化に踏み出すことは経済的に難しいことや、今後の居住年限から不必要と考えていることなどから、耐震化の推進が困難となっています。現状では、補助制度に加えて、住宅に係る耐震改修促進税制として所得税控除は制度化されておりますが、高齢の親と別居する子どもが、親のために資金調達し耐震補強を実施する場合には本税制が適用されません。耐震化を更に促進するため、別居する子どもに対しても、所得税控除の拡充が必要です。

・多数の者が利用するホテル・旅館など大規模な建築物については、耐震改修促進法に基づき、平成 29 年に耐震診断結果を公表したところですが、特に、ホテル・旅館においては、コロナ禍にあって経営が悪化し、従業員の離職が進むなど厳しい経営環境に置かれ、耐震化が進みにくい状況にあります。このため耐震化にあたっては、耐震改修工事に係る資材単価の高騰等の社会情勢も踏まえ、実際の工事費用を反映した補助対象限度額の引上げなど補助制度の拡充が必要です。また、耐震診断結果の公表対象外である延べ面積５千平方メートル未満の建築物についても、耐震改修工事等に係る補助率の引上げなど制度の拡充が必要です。

・耐震改修促進法に基づく通行障害既存耐震不適格建築物については、「緊急輸送ルート等の沿道建築物」として、令和５年１月に耐震診断結果を公表したところですが、特に、伊豆半島地域においては、対象ルートの道路幅員が狭く、耐震性の無い建築物が多数存在しており、所有者の経済的負担等から耐震化が進みにくい状況にあります。このため耐震化にあたっては、令和６年能登半島地震における被害状況を踏まえ、道路閉塞により救助活動等に支障をきたす可能性が高い半島地域を重点

【県担当課】危機政策課・建築安全推進課・地域医療課・教育施設課

対象とした補助制度の追加又は補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。

・児童生徒の学習の場・生活の場であり、地震等災害時の避難所としての役割も果たす学校施設や、中等症患者の処置や重症者の処置を担う救護病院の耐震性の確保が重要ですが、多額の費用が掛かるため、国による財政支援の拡充が必要です。

２　本県の取組

・耐震診断や耐震補強を実施する県民へのプロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」総合支援事業による助成や、所有者に対する個別訪問などでの補助制度や耐震化の必要性の周知により、住宅・建築物の耐震化を促進しています。

【県担当課】危機政策課・建築安全推進課・地域医療課・教育施設課

８　南海トラフ地震への対策の強化

［要望・提案先：内閣府・総務省・法務省・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・国土交通省］

【要望・提案事項】

- ○ **南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化**
  ［内閣府・文部科学省・国土交通省］
- ○ **南海トラフ地震に対応した津波対策施設の整備を重点的に進めるための財政支援などの措置**［内閣府･農林水産省・国土交通省］
- ○ **要配慮者等が利用する社会福祉施設や医療施設の高台移転等、津波対策に係る財政支援等の措置**［内閣府・厚生労働省］
- ○ **社会福祉施設における災害時情報共有システムの共通化**［厚生労働省］
- ○ **津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定を要件とする、指定避難施設や要配慮者利用施設等の整備に係る財政支援制度の創設**
  ［内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省］
- ○ **粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラの減災効果の評価基準策定と津波浸水想定への反映**［国土交通省］
- ○ **国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しに向けた被害想定の改定にあたり各県ごとの地震津波対策の進捗や評価の反映**［内閣府］
- ○ **南海トラフ地震からの早期復興に必要な地籍整備の予算確保と、国が行う地籍整備の拡充**［国土交通省・法務省］
- ○ **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意／警戒）発表時の統一的な対応指針の検討**［内閣府］
- ○ **令和６年度を最終年度とする「地震財特法」の適用期間の延長**［内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省］

１　現状・課題

・確度の高い地震予測は困難であるため、地震対応は、突発的な地震の発生を前提として、日頃から万全の備えをすることが原則ですが、巨大地震の発生につながる何らかの異常現象が観測された場合には、南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」）を活用して被害の軽減が可能であることから、南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化を図る必要があります。

・本県は、人命を守ることを最優先に、津波避難施設の整備や防災訓練などのソフト対策を中心に南海トラフ地震への対策を進めた結果、平成 25 年６月時点で想定さ

【県担当課】危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・
福祉指導課・こども家庭課・こども未来課、障害福祉課

れていた犠牲者数 105,000 人を、約８割減少させるまでになりました。今後、想定される犠牲者を更に減少させるためには、防潮堤の嵩上げや水門の設置・改良等、海岸や河川、港湾等のハード対策の推進が不可欠であり、津波対策施設の整備を重点的に進める必要があります。

・社会福祉施設等を利用する要配慮者等は、自力での避難が困難であり、また、医療施設は、災害時においても確実に機能が発揮される必要があるため、社会福祉施設等の高台等への移転を含めた津波対策を進めていく必要があります。

・災害発生時における社会福祉施設等の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」が令和３年度から運用開始されましたが、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設で仕様が異なっています。災害時に迅速に情報を把握し、市町と共有するためには、システムの共通化が必要です。

・本県では津波災害警戒区域等の指定を進めており、平成 30 年３月に全国初となる津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を伊豆市において行いました。今後も多くの市町村において区域指定を進めるためには、指定区域内における指定避難施設や要配慮者利用施設の整備費助成など新たな支援制度の創設が必要です。

・粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラは、浸水被害の軽減効果や避難のリードタイムが長くなるなどの効果が期待されており、これらの減災効果を適切に評価し、反映させる必要があります。

・本県では、ハード対策として本県独自の津波対策「静岡方式」による、レベル１津波及びレベル２津波に対する粘り強い構造の防潮堤の整備等を進めてきました。また、津波避難施設を対象地域の 98%まで整備するとともに、ソフト対策として早期避難意識の向上に取り組み、2013 年から 2022 年までの 10 年間で想定犠牲者が約 105,000 人から約 22,000 人に約８割減少したと試算していることから、本県独自の取組や地域特性について、国の被害想定に反映させる必要があります。

・被災後の早期復旧・復興に資する地籍整備を推進するため、県の十箇年計画に基づく予算措置が必要です。

・半島振興地域では、自治体の職員不足や財政上の理由により、地籍調査が進みにくい状況にあることから、国土交通省による効率的手法導入推進基本調査の対象工程の拡大や、法務省による法務局地図作成業務の地域要件の拡大により、地籍整備を推進することが必要です。

・令和６年８月８日、日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震の発生を受け、

【県担当課】危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課、障害福祉課

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されましたが、事業者ごとで対応が分かれ、社会に混乱が生じました。特に、鉄道や金融機関、学校などの対応については、社会経済活動への影響が大きいことから、個々の事業者等の判断に任せるのではなく、国が主体となって統一的な対応を検討することが必要です。

・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、令和６年度末に期限を迎えますが、緊急輸送路の整備や津波対策など必要な事業が残されていることから、期限の延長が必要です。

２　本県の取組

・国が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を基に、本県の地域特性やこれまでの地震・津波対策、住民・関係者等の意見等を踏まえた県版のガイドラインを令和２年２月に策定しました。

・今後は事前避難対象者の避難先確保等について検討を進めるとともに、県だけでは解決することができない課題等については、国と連携しながら検討を進めることとしています。

・「地震・津波対策アクションプログラム 2013」の後継として、令和 14 年度までの 10 年間の行動計画である「地震津波対策アクションプログラム 2023」を策定し、「令和７年度までの３年間で想定犠牲者の９割減災を達成し、その後も減災を維持する」こと、「令和 14 年度までの 10 年間で被災者の健康被害等の最小化を図る」ことを減災目標とし、ハード・ソフトを組み合わせた対策を推進しています。

地震・津波対策アクションプログラムの減災目標イメージ図

【県担当課】危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課、障害福祉課

９　港湾における地震・津波・高潮対策事業の推進

［要望・提案先：国土交通省］

【要望・提案事項】

○ 切迫する大規模地震・津波被害、大型化する台風による高潮被害に対して、国土強靭化を推進するための大幅な予算の増額
○ 耐津波性能を確保する防波堤の整備推進
○ 清水港内の無堤区間における津波対策施設の整備推進のための支援
○ 緊急物資対応岸壁の耐震改良の整備推進及び支援
○ 港の被害軽減と防災強化を目的とした効果的な津波、高潮、高波対策の検討

１　現状・課題

・東日本大震災における甚大な地震・津波被害や近年の大型台風による高潮被害を踏まえ、BCP の観点から国際コンテナターミナルを有する清水港及び御前崎港において、耐地震・耐津波性能を有する防波堤の整備（粘り強い構造化）や埠頭内に保管されたコンテナや木材、自動車などの貨物の流出防止対策が求められています。

・「静岡県第４次地震被害想定」では、レベル１津波の対策が必要な港湾海岸の延長は約 62km に及びます。特に清水港では、人々が集まるＪＲ清水駅周辺の江尻地区から大型商業施設や賑わいの広場がある日の出地区にかけて無堤区間であることから、早急な施設整備が不可欠です。

・防災拠点港湾等に整備済みの耐震強化の岸壁において、地震動の見直しを進めており、一部では追加の耐震改良が必要です。

・港湾の津波・高潮・高波被害の軽減に資する効果的な対策の検討及び早期の対策実施が必要です。

２　本県の取組

・静岡県では、大規模地震・津波に対して、「静岡県みなと機能継続計画」を策定し、被害の軽減と被災後の港湾機能の早期復旧に向けた対策を進めています。

・レベル１津波の対策が必要な港湾海岸の延長約 62km のうち、令和５年度末時点で約 26km の整備が完了しており、引き続き施設整備を進めていきます。

・防災拠点港湾等 11 港に、緊急物資又は物流継続対応の耐震強化岸壁 22 施設を確保するためのアクションプログラムを推進しており、うち９施設において地震動見直し後の耐震改良を完了しています。

【県担当課】港湾企画課・港湾整備課

10　富士山火山防災対策の強化

［要望・提案先：内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省］

【要望・提案事項】

○ 天候によらず噴火口位置の迅速な特定を行う等、観測体制の強化や新たな観測手法の研究、効果的な情報伝達方法の確立による火山情報提供の総合的な強化［内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省］

○ 活動火山対策特別措置法によって義務付けられた火山防災マップの作成、避難確保計画の作成、避難訓練への技術的・財政的な支援［内閣府］

○ 降灰に関する現象のハザードマップの作成［内閣府・国土交通省］

1　現状・課題

・世界遺産に登録された富士山には、例年、国内や海外から年間約 30 万人もの登山者が訪れており、その周辺には静岡県内だけでも 100 万人近い住民が居住しています。

・火山現象の発生・推移に応じた適切な避難を行うためには、火山の状況を適切に把握できるよう観測し、その観測の成果に基づいて発表される噴火警報等の火山情報を登山者や住民に迅速かつ的確に伝えることが必要です。特に、富士山火山防災対策においては、溶岩流等の火山噴出物の影響範囲が市街地を含めて広範囲に及ぶと想定されているため、噴火口の速やかな特定や噴火後の火山噴出物の観測情報が避難行動に必要不可欠であり、観測体制の強化や観測手法の研究、電波環境の改善を含めた効果的な情報伝達方法の確立が求められます。

・富士山は宝永噴火以降 300 年以上噴火していないため、火山災害を経験した住民や自治体職員はおらず、効果的な訓練等により、富士山における火山災害について正しい理解の促進と、適切な避難体制の整備を行うことが必要です。

・富士山噴火の場合、降灰については富士山の火山災害警戒地域（静岡県、神奈川県、山梨県）のみならず首都圏にも影響をもたらすことから、降灰のハザードマップの作成にあたっては、国による作成が必要です。

2　本県の取組

・令和３年３月、本県及び関係自治体などから構成される富士山火山防災対策協議会において、最新の知見を基に富士山ハザードマップを改定し、令和５年３月、富士山火山防災対策協議会において、新たな噴火リスクに応じた基本的な避難方針をと

【県担当課】危機情報課

りまとめた「富士山火山避難基本計画」を公表しました。令和５年度は、地域の特性を考慮した具体的な避難計画を地域防災計画に反映しました。今後、訓練等通じて実効性を高めるとともに、住民等への周知啓発を推進します。

【県担当課】危機情報課

11　治水関係事業の推進

［要望・提案先：国土交通省］

【要望・提案事項】

○ 気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対する治水対策や土砂災害対策等の流域治水の推進

○ 気候変動により頻発・激甚化する水災害や大規模地震等への対策の推進に必要な財政的支援

○ 長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策やダム等の堆砂対策の推進

○ ダム管理者による対応だけで解消することが困難なダム等の著しい堆砂に対する国の積極的な関与による対策の強力な推進

1　現状・課題

・令和元年東日本台風や令和３年７月豪雨、令和４年台風 15 号、令和５年台風２号では、県内各地で大規模な浸水被害や土砂災害が発生するなど、今後もさらに気候変動に伴う異常気象の頻発化・激甚化の影響を強く受けることが予想されます。

・気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害等に対しては、国が進める、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の考え方を踏まえ、風水害や地震、インフラの老朽化等への対策として、国の「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」等により中長期的な視点に立ち、取組の加速化・深化を図る必要があります。

・遠州灘や駿河湾沿岸では、沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食の進行により海岸保全施設の安定性の低下が懸念されています。

・ダム等の堆砂について、上流に大規模な崩壊地があり、貯水池に著しく堆砂し、ダム管理者だけでは解消が困難な場合、洪水等災害発生の恐れが生じています。

2　本県の取組

・自然災害に対しては、河川改修等の予防的なハード対策と社会全体で水害や土砂災害に備える「水災害意識社会の再構築」を図るソフト対策を一体的、計画的に実施するとともに、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方を取り入れ、あらゆる関係者が協働して効果的な対策に取り組んでいます。

・天竜川、大井川等の流砂系協議会に参加し、総合的な土砂管理計画に基づく対策の実施や、富士川の総合土砂管理計画の策定を国に働きかけています。

【県担当課】河川企画課

12　熱海市伊豆山地区の災害からの早期復興

［要望・提案先：国土交通省］

【要望・提案事項】

○　二級河川逢初川流域における河川事業及び復興まちづくりへの技術支援、財政支援

１　現状・課題

・令和３年７月３日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部の標高約 390m 地点（海岸から約２km 上流）から逢初川を流下して伊豆山港へ流れ込み、死者 28 名、住宅被害 98 棟の被害が発生しました。

・被災地区の速やかな生活再建に資する道路・河川等の復旧や市の復興まちづくりを早期かつ着実に進めるため、国による技術支援や予算の確保が必要です。

２　本県の取組

・県は、復旧方針について国と協議を進めるとともに、令和３年７月 29 日に設立した「逢初川下流域復旧・復興チーム」を中心に、国の技術支援を得つつ、地域の理解と関係機関による連携のもと、土砂撤去から復旧・復興工事に至るまでの事業を早期かつ着実に進めていきます。

・熱海市は、被災者や地元住民の意見、要望を踏まえた「伊豆山復興まちづくり計画」（令和４年９月２日策定）の実現に向け、事業化を進めています。県は、早期かつ着実な復興まちづくりを目指して、国の技術支援を得つつ、市と調整を進めていきます。

・災害対策基本法による警戒区域の解除に伴い、県は、熱海市と協調して自宅再建にかかる費用の借入金利子相当額を助成する「被災者住宅再建事業」により、被災者支援を進めています。また、県営住宅に入居している被災者について、市営住宅と同様に、入居後２年間の無償提供期間を延長し、恒久的な住まいを確保できるまで継続して入居できるように支援していきます。

【県担当課】河川企画課・砂防課・景観まちづくり課・住まいづくり課・公営住宅課

13　災害時における広域応援体制の確立及び大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援

［要望・提案先：内閣府・総務省・国土交通省］

【要望・提案事項】

○ **専門職員を含む広域応援の実施に対応する窓口の一本化**［内閣府・総務省］
○ **国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充**［内閣府・国土交通省］

1　現状・課題

・令和６年能登半島地震では、「応急対策職員派遣制度」に基づき、対口支援方式による応援が実施されましたが、専門職員については、各省庁が所管ごとに個別に応援団体と受援団体の組み合わせを決定・指示したことから、応援団体の事務が煩雑化するとともに、効率的・効果的な応援の支障となった場合もありました。
・被災地への広域応援の調整・指示の一元化を図るため、専門職員の応援を含む広域応援の実施に対応する窓口の一本化が必要です。
・富士山静岡空港は、国の中央防災会議幹事会で「救助･救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点」に位置付けされました。
・南海トラフ地震発生後、速やかな災害応急対策活動を行うため、水道、電源、会議スペースの確保等、大規模な広域防災拠点の機能の一層の充実・強化が必要です。

2　本県の取組

・令和６年能登半島地震に係る被災地支援として、下記のとおり職員を派遣しました。

（令和６年９月１日現在）

区分	名　称	のべ人数(人)
健康福祉	災害時健康危機管理支援チーム（静岡 DHEAT）	12(県 10、市町 2)
	災害派遣医療チーム（DMAT）	222
	日本赤十字社静岡県支部	55
	日本医師会災害医療チーム（JMAT）	45
	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	12
	災害支援ナース	43
	薬剤師	12
	災害歯科支援チーム（JDAT）	27
	臨床検査技師	10
	保健師	113(県 79、市町 34)
	日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）	13
	日本災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）	43
	静岡県災害派遣福祉チーム（DWAT）	79

【県担当課】危機政策課・危機対策課

	全国老施協災害派遣福祉チーム（老施協 DWAT）	2
	介護職員	5
	福祉職員	3
	生活福祉資金貸付事務対応職員	2
	災害ボランティアセンター	38
健康福祉　　計		736
行政	災害マネジメント支援チーム	83(県 75、市町 8)
	住家被害認定調査等の支援	138(県 34、市町 104)
	り災証明の交付	28(県 4、市町 24)
	避難所運営業務	164(県 50、市町 114)
	林道施設の被害状況調査	4(県 4、市町 0)
	被災建築物の応急危険度判定支援	20(県 20、市町 0)
	応急仮設住宅の建設支援	8(県 8、市町 0)
	公費解体に係る事務処理の支援	37(県 0、市町 37)
	下水道管路被害の調査	30(県 11、市町 19)
	水道管路被害の調査	13(県 13、市町 0)
	漁港関係施設被害の調査	2(県 2、市町 0)
	集団避難者（生徒）への支援・指導	4(県 4、市町 0)
行　政　　計		531(県 225、市町 306)
合　　計		1,267

・これまで県では、大規模な広域防災拠点としての機能強化に向け、３億円余の整備事業を実施してきました。

航空燃料タンク増設	航空燃料タンク１基(容量 200kl)を増設し、既存の備蓄等を含めて、県内で災害応急対策に従事する航空機の燃料（280kl）を確保
応援部隊の受入基盤整備	砕石敷設・転圧を実施し、警察・消防・自衛隊等の応援部隊の活動拠点となる用地を整備(10ha)
空港現地運用班活動環境整備	空港ターミナルビル内等に防災行政無線(地上系、衛星系)及び衛星携帯電話用アンテナ、活動資機材保管倉庫を設置

【県担当課】危機政策課・危機対策課

14　災害からの復旧・復興

［要望・提案先：内閣府・厚生労働省・農林水産省・国土交通省］

【要望・提案事項】

- ○ **令和６年８月 26 日からの大雨等による災害に対する災害復旧事業と令和４年台風第 15 号による災害への継続的な財政支援**［農林水産省］
- ○ **災害復旧事業における、早期復旧や再度災害防止のための査定制度のさらなる拡充、改良復旧の採択要件の柔軟な運用**［国土交通省］
- ○ **被災した全ての医療施設や社会福祉施設等（特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム含む）における施設の復旧に係る費用の災害復旧事業における補助対象化**［内閣府・厚生労働省］
- ○ **個人・法人の水産関連事業者が所有する生産施設等の復旧を支援する制度や内水面養殖業者に対する損失を補填する制度の創設**［農林水産省］
- ○ **漁場回復を目的とした漁場の流沈木処理に活用できる財政支援の継続及び十分な予算の確保**［農林水産省］
- ○ **衛星写真や航空写真等を活用した被害の早期把握に関する技術的・財政的支援**［国土交通省］

1　現状・課題

・令和４年９月、台風第 15 号による記録的な大雨により、本県では、死者６名（うち災害関連死３名）を含む 26 名の人的被害のほか、広範囲にわたる断水被害や延べ 7,100 棟を超える家屋等の全半壊・浸水被害、さらに、鉄道、道路、港湾等の交通インフラや農地・農業用施設、漁場等に被害が及ぶなど、県内各地で甚大な被害が発生しました。

・県及び市町は、国の支援を受けながら、総力を挙げて被災者救済及び被災地の復旧に取り組んでいたところ、令和５年６月２日および令和６年８月 26 日からの記録的な大雨により、家屋等への甚大な被害が発生しました。

・災害復旧事業のスピードアップを図るため、令和４年度から試行されている早期確認型査定制度の、さらなる拡充を図るとともに、越水など現在の河川施設の能力を上回る被災に対応した改良復旧の採択要件について、災害関連工事費の占める割合を増やすなどの柔軟な運用が必要です。

・また、令和４年台風第 15 号及び令和５年６月の大雨等により、社会福祉施設等の浸水などの被害が発生しましたが、災害からの復旧を早期かつ着実に進めるため、

【県担当課】健康福祉部企画政策課・農業戦略課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産振興課・建設政策課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課

施設の復旧に対する助成に加え、設備の復旧に対する補助も必要です。特に、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームでも多大な被害がありましたが、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームについては、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金による助成の対象外施設であり、災害時に活用できる助成制度がないため、国による支援が必要です。

・水産業においては、水産加工機械・施設や内水面漁業施設の損壊、養殖魚のへい死が多発し、自己資金での復旧を余儀なくされたため、個人・法人の水産関連事業者が所有する生産施設等の復旧を支援する制度や内水面養殖業者に対する損失を補填する制度の創設が必要です。また、漁場において巨木を含む大量の沈木が発生しているため、流沈木処理に活用できる財政支援の継続及び十分な予算の確保が必要です。

・さらに、広域での被害に加え、浸水や施設被害等による交通途絶などの影響もあり、被害の全容把握が困難であったため、迅速な応急復旧や二次災害防止対策に支障が生じるなどの課題が発生しました。

・このような状況を踏まえて、根幹的風水害対策の推進や流域治水の取組への支援に加えて、被害の早期把握、早期復旧に必要となる衛星写真や航空写真、レーザー測量等をオープンデータで提供するなど、県と国土地理院が結ぶ「地理空間情報の活用のための協力に関する協定書」に基づく新たな仕組みづくりが必要です。

２　本県の取組

（交通インフラ等公共土木施設の復旧）

・土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するため災害関連緊急事業の実施や、災害関連緊急事業の採択基準に満たない急傾斜地の崩壊に対して、市町が事業主体となる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を、市町と連携して実施しています。

・家屋浸水被害の軽減に向け、抜本的な浸水被害対策を推進するとともに、あらゆる関係者と協働して流域治水の取組を強化しています。

・船舶の航行など物流機能を確保するため、航路・泊地の埋そくに対する応急復旧を実施しています。

（社会福祉施設等の復旧支援）

・社会福祉施設等の災害からの復旧を早期かつ着実に進めるため、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設の復旧に対する助成を行ってきました。

・また、令和元年台風第 19 号による被災においては、施設の復旧に対する助成に加え、特例として設けられた令和元年台風第 19 号に係る社会福祉施設等設備災害復

【県担当課】健康福祉部企画政策課・農業戦略課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産振興課・建設政策課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課

旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の国庫補助を活用し、備品設備等に被害を受けた介護事業所・施設等に対する助成を行いました。

・令和４年台風第 15 号による被災においては、令和５年度予算により、２施設において施設復旧に対する助成を実施しました。

（農林水産・商工業に係る復旧）

・発災時には、県内の被災状況の迅速な把握や、被災した中小企業者・農林水産業者の経営安定や生活維持を図る制度資金の発動、山地災害発生箇所等を早期に復旧するための緊急事業等を実施しています。

・水産業では、漁業者が行う流木の撤去への助成を行っているほか、令和４年台風第 15 号では、漁場に大量の流沈木が堆積し、一部海域では現在も漁業の支障となっていることから、滞留状況の継続的な調査を漁業者と行っています。令和６年度も沈木撤去の助成を継続するほか、問題となっている一部海域については国庫補助事業を活用して撤去工事を実施する予定です。

（公共土木施設の復旧に資する各種情報のオープンデータ化）

・本県では、県土全域をレーザー機器で計測した３次元点群データをオープンデータにすることで、あらゆる分野で活用を図っています。

・特に災害時において、被災前の県土全域の３次元点群データは、貴重な測量情報であり、既に早期の復興・復旧への効果を発揮しています。

・能登半島地震では、本県と東京都が管理する次世代プラットフォームに被災前の能登半島の３次元点群データを搭載し、オープンデータ化することで、迅速な支援を実現しています。

【県担当課】健康福祉部企画政策課・農業戦略課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産振興課・建設政策課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課

15　盛土対策の推進

［要望・提案先：国土交通省・総務省］

【要望・提案事項】

○　盛土規制法に基づく規制が実行性のあるものとなるよう審査等の体制整備への財政支援措置

1　現状・課題

・去る令和３年７月３日、本県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し、多くの人命や財産が失われる事態に至り、本県においては規制を強化するための条例を制定し、国においては盛土規制法を制定することとなりました。

・今後、盛土規制法により規制していくこととなりますが、規制対象の拡大等により、許可、検査及び指導等に係る業務量の増大が見込まれます。さらに、不適切な盛土の増大が懸念され、これらに対する指導体制の強化が必要となります。

・本県は、慢性的に技術職員が不足状態にあり、これらに係る業務量の増大に対する人員確保が困難な場合には、必要な予算を確保のうえ外部委託等により体制を整備する必要があります。審査等を効率的かつ厳正に執行するための体制を整備するにあたり自治体負担を軽減するため、社会資本整備総合交付金のメニュー拡充等の財政支援措置が必要です。

2　本県の取組

・本県では、令和３年７月に発生した熱海市伊豆山での大規模な土石流災害を受け、令和４年７月１日から静岡県盛土等の規制に関する条例を施行するとともに不適切な盛土等の監視体制を強化しました。

・盛土規制法による規制開始に向けて、令和５年６月から区域設定のための基礎調査業務を進めています。

【県担当課】盛土対策課

16　原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

［要望・提案先：内閣府・経済産業省・国土交通省・環境省］

【要望・提案事項】

- ○ **使用済燃料や廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い放射性廃棄物の処分方法の確立**［経済産業省・環境省］
- ○ **原子力災害対策指針等への複合災害時の屋内退避のあり方などの反映や、国における放射性物質の拡散の予測的な手法を活用する仕組みの構築**［内閣府・環境省］
- ○ **安定ヨウ素剤を事前配布する区域や住民の範囲について、判断基準の明確化**［内閣府・環境省］
- ○ **運輸事業者や道路管理者など指定公共機関等との調整による具体的な避難手段の確保**［内閣府］
- ○ **避難退域時検査や避難経由所の用地確保**［内閣府・国土交通省］

1　現状・課題

・高レベル放射性廃棄物や、廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い炉内構造物等の放射性廃棄物に関しては、令和２年 11 月から北海道寿都町及び神恵内村で文献調査が開始されるなどの動きはあるものの、未だ処分方法及び処分地が決まっていません。

・令和６年１月に発生した能登半島地震においては、家屋倒壊が多数発生したほか、要配慮者が屋内退避するための放射線防護施設にも防護機能に支障を来す程度の損傷が多数発生しました。昨今の激甚化する自然災害の状況を踏まえ、原子力災害対策指針への複合災害時における屋内退避のあり方などの即時反映や、安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や住民の範囲について、判断基準を明確化するとともに、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減する方法の早急な提示が必要です。また、避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報も必要です。

・県は、平成 28 年３月に浜岡地域原子力災害広域避難計画を策定・公表し、その後も避難の実効性の向上を目指し、運輸事業者や道路管理者等と協議を実施しておりますが、広域的なバスの調達や避難ルートの確保等が困難です。

・避難計画の対象が 92 万人に及ぶことから、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査場所や避難先を案内する避難経由所を展開するに当たり、大規模なスペースを県内外に確保する必要がありますが、それらの用地の確保に難航しています。

【県担当課】原子力安全対策課・地域医療課

２　本県の取組

・住民の避難先の確保に向け、県内及び県外（12 都県）の自治体と協議を進め、原子力災害対策重点区域内 11 市町の避難計画の策定・修正に取り組んでいます。

（市町避難計画の策定状況）　　（令和６年 11 月１日現在）

	市町名
令和６年度現在策定(11 市町)	御前崎市、島田市、掛川市、磐田市、牧之原市、菊川市、袋井市、森町、吉田町、焼津市、藤枝市

・避難に係る手段等の実効性を高めるため、防災関係機関と協議を行い、原子力防災に係る協定締結を進めています。

（防災関係機関との協定締結状況）　　（令和６年 11 月１日現在）

	協定名
(一社) 静岡県バス協会	原子力災害時等における避難住民等の輸送の支援
中日本高速道 (株)	高速道路休憩施設における避難退域時検査及び簡易除染の支援

【県担当課】原子力安全対策課・地域医療課

医療・福祉

17　医師・看護職員確保対策の推進

［要望・提案先：文部科学省・厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 医師確保対策の推進

・国による抜本的な偏在解消策の導入と偏在対策の着実な進展を前提とした時間外上限規制の施行［文部科学省・厚生労働省］

・ＩＣＵ等の診療報酬改定における医師不足県に対する柔軟な運用と今後の改定に係る配慮［厚生労働省］

・臨床研修医の募集上限枠について、人口当たり医学部定員数が少ない県にも配慮した算定方法への変更［厚生労働省］

・専門研修プログラムにおけるシーリングの厳格な運用［厚生労働省］

○ 看護職員確保対策の推進［厚生労働省］

・「看護師等の人材確保の促進に関する法律」等に基づく看護職員確保対策の更なる推進

・夜間勤務や在宅医療等、人材確保が急務となっている部門に対する対策の強化

・看護職員が離職等をした場合の届出制度の適切な運用に対する支援

・看護師の特定行為修了者の就業者数の増加を図るための施策の充実

・看護師国家試験における外国人受験者への更なる配慮の実施

1　現状・課題

・医師の働き方改革を推進するため、令和６年度から罰則付き時間外上限規制が導入されましたが、国による抜本的な偏在解消策が実施されないままでは、人口当たり医師数が全国 39 位と構造的な医師不足県となっている本県においては、県民の生命や健康に深刻な影響を生じかねません。

・本県を含む 12 県による「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」は、「医師が不足している地域における医師確保が図られないまま、医師の働き方改革が推進された場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響を与える」ことから「働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として一体的に進めることを提言しています。

・構造的な医師不足県である本県においては、救命救急センターや周産期母子医療センターの病院であっても、医師の確保に苦労しており、法施行直前まで、宿日直許

【県担当課】地域医療課

可取得に向け、労働基準監督署に相談している中、令和６年度診療報酬改定において、ＩＣＵ（特定集中治療室管理料）及びＭＦＩＣＵ（母体・胎児集中治療室管理料）の施設基準から医師の宿日直許可を除外することが盛り込まれました。

・施設基準における宿日直要件の除外について全国一律に適用することは、本県のように人口当たり医学部定員の少ない構造的医師不足県においては地域医療の確保に重大な影響を招くおそれがあるため、現場の状況を踏まえた丁寧な対話と、柔軟な運用が必要不可欠です。

・現在の臨床研修の募集定員上限の算定の一部において、医学部の入学定員を用いた上限枠設定が行われています。医学部定員は、人口当たりの定員数で換算すると各都道府県間で格差があり、これを上限枠設定の算定基礎に用いると、更なる格差が生じ、結果的に医師の偏在解消につながりません。

・専攻医の都市部への集中を防ぐために、既に必要な医師数が確保できている都道府県や診療科に採用数の上限を設けるシーリング制度が実施されていますが、令和５年度からは「特別地域連携プログラム」が導入され、また、令和５年度からの導入は見送られたものの「子育て支援加算」について検討が続いているなど、シーリングの緩和につながる議論がなされています。

・一方で、令和６年６月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、医師の偏在の是正のため、経済的インセンティブや規制的手法等を組み合わせた総合的な対策のパッケージを令和６年末までに策定することとされております。今年度から医師の時間外上限規制が全国一律で導入されている中、これまで以上に即効性と実効性ある偏在対策が求められており、シーリングについても厳格な運用が必要です。

・静岡県内の看護職員は、養成施設の新設によりその定員は増加していますが、依然として就業者が不足しており、今後も不足状態が続くことが見込まれています。

・特に、育児・介護を背景に多様な働き方をする職員が増えたことなどにより、夜間の勤務が可能な職員の確保が次第に難しくなってきたことや、在宅医療需要の高まりなどに伴い人材の確保が急務となっている分野に従事する看護職員へのインセンティブの付与など人材確保に取り組む医療機関等への支援が必要です。

・看護職員が離職等をした場合の届出制度が平成 27 年 10 月から始まりましたが、静岡県内では届出者数が伸び悩んでいます。課題解消のためには職員が離職する段階で登録を行う意思を持つ必要があり、そのための啓発活動の充実等が必要です。また、本人に代行して届け出る就業先への啓発など届出数を増やすさらなる取組が必

【県担当課】地域医療課

要です。

・看護師の特定行為の普及促進には指定研修機関・協力施設の充実が必要であるとともに、特定行為研修修了者が特定行為を実践し、医療機関において特定行為研修修了者を十分に活用できるよう、特定行為について引き続き診療報酬加算を拡充・見直しするなど、より実効性のある制度とすることが必要です。

・看護師国家試験においては、外国人受験者への対応として全ての漢字にふりがなのルビを付した問題文を提供するなどの配慮が行われていますが、外国人受験者の一層の増加を見据え、新たに、全ての文字にローマ字ルビを付した問題を提供するなど、更なる配慮が必要です。

2　本県の取組

・ 本県は、医学修学研修資金の貸与実績が全国一であり、令和６年３月末現在、1,620人が利用しています。

【医学修学研修資金の貸与実績】

・本県は、全国に先駆けて平成 22 年 10 月に「ふじのくに地域医療支援センター」を設置し、医師確保対策を一元的かつ専門的に推進しています。平成 26 年度からは仮想大学である「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」を創立・運営して医学修学研修資金貸与者を大学１校の医学部入学定員に相当する 120 人に拡大し、県内外からの医師確保、地域における偏在解消に努めています。

・また、県内外 10 大学に計 68 枠の地域枠を設置し、各大学と連携して在学中から本県の地域医療を学ぶ機会を提供するなど、将来の定着に向けた取組を進めています。

【県担当課】地域医療課

・医師の働き方改革についても、「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」を設置し、法令改正や医療機関が取り組むべき具体的な内容について説明会を開催するなど、医療機関への周知を図っています。
・本県では、看護師養成所への支援、看護教員や実習指導者の養成、特定行為研修協力施設への運営費補助や各種研修の受講支援などにより、看護職員の養成力強化及び看護の質の向上に取り組んでいます。
・また、働きやすい職場環境づくりの支援や、新人看護職員等への研修の充実により離職防止や定着促進に取り組むとともに再就業準備講習会などにより、潜在看護師の復職を支援しています。

【県担当課】地域医療課

18　地域医療の確保

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 医療施設を新たに開設又は移転する場合における、災害時においても確実にその機能が発揮されるための立地基準や、地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針の策定

○ 医療機関の経営や地域医療の確保に悪影響を与えないよう、物価高騰に伴う診療報酬の改定について、補てん状況等の継続的な検証と、必要に応じた確実な診療報酬の見直し

○ 全国医療情報プラットフォームの早急な構築と、設備の導入及びサイバーセキュリティ対策に係る医療機関への支援の実施

○ 無免許のあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう業者の取締りが徹底される制度の整備及び無免許の業者も含めた医業類似行為の広告に係るガイドラインの制定

○ 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新興感染症等の発生及びまん延に備えて幅広い医療機関における患者の受入体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備、医療物資の確保などの支援の実施

1　現状・課題

・南海トラフ地震による静岡県の津波被害想定では、県内沿岸部のほとんどの地域で10m以上の津波が予測されていることから、患者、医療従事者、県民の皆様の安全・安心のため、病院を新たに開設する場所は、想定津波浸水区域外であることなど、立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を国が策定する必要があります。

・電力・ガス等の価格高騰の影響を踏まえ、令和６年６月に診療報酬が改定されましたが、物価高騰が続いていることから、医療機関の経営は引き続き厳しい状況にあります。医療提供体制の確保のためにも、医療機関における物価高騰の影響について、継続的に検証し、診療報酬が見直されることが求められています。

・令和５年６月に公表された「医療ＤＸの推進に関する工程表」では、保健・医療・介護の情報が共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、2025 年度からの運用開始予定となっています。

【県担当課】医療政策課・感染症対策課

・医療機関における効率的な医療サービスの提供や医師の働き方改革にもつながるため、早急な運用開始が求められると同時に、設備整備やサイバーセキュリティ対策に係る医療機関における多額の費用負担が懸念されます。
・「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）」では、業務範囲が明確になっていないため、同法に違反して無免許で行っている者等の取締りが困難です。また、広告についても、法定の施術所については、「あはき法」及び「柔道整復師法」に基づき違反広告に対する指導を行っていますが、無免許業者の医業類似行為の広告については、不当景品類及び不当表示防止法等の一般的な規制しかなく、指導が困難な状況です。
・新興感染症等の発生及びまん延時に、迅速かつ適確に医療提供体制を確保するために、改正感染症法において新型コロナ対応のない医療機関も含めた幅広い医療機関と医療措置協定を締結することが規定されたことから、多くの医療機関が次の新興感染症等に対応できるよう、設備整備補助を拡充する必要があります。

２　本県の取組

・静岡県病院協会に委託し、ＩＣＴの活用に関する検討会を開催するとともに、サイバーセキュリティに関しては、静岡県警と静岡県病院協会、静岡県医師会が協定を締結し、サイバーセキュリティ対策に係る情報提供などを実施しています。
・電子カルテ情報共有サービスモデル事業に参加する医療機関に対して、システム導入経費の補助を実施するとともに、電子カルテ標準化促進に関する検討会を開催します。
・「地域医療構想調整会議」において、非稼働病棟を有する医療機関に対して、病棟を稼働していない理由や今後の運用見通しを確認しています。
・平成 30 年度から、「あはき法」や「柔道整復師法」に基づく届出済施術所であることがわかるように、「届出済証明ステッカー」を交付しています。
・新興感染症等の発生及びまん延時に備え、平時から病床等の確保などの取組を確実に推進するため、令和５年度に「県感染症予防計画」を改定しました。また、当該計画に新たに設定した数値目標に係る医療措置協定を医療機関と締結するなどの新たな取組により、有事に対応可能な体制の構築を図っているところです。

【県担当課】医療政策課・感染症対策課

19　地域医療提供体制の整備に対する支援

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 医療提供体制推進事業費補助金に係る各都道府県の事業計画を踏まえた予算の確保・配分
○ 地域の実態に即したドクターヘリ運航経費の格差の更なる是正のため、補助基準額の引き上げ
○ 地域医療介護総合確保基金の活用に当たり、区分間の額の調整を弾力的に認めるなど、地域の実情や状況変化に柔軟に対応できる制度への見直し
○ へき地医療確保のためのオンライン診療に係る支援策の拡充
○ へき地を含む市町村にある病院等への看護師、薬剤師等の派遣の見直し
○ へき地の診療所に継続的に医師を派遣するへき地医療拠点病院を運営する社会医療法人に対する国による支援策の拡充
○ こども救急電話相談（＃８０００）の 24 時間体制の継続及び広報の強化

1　現状・課題

・働き方改革関連法、改正医療法等に基づく、医師の時間外労働の上限規制が令和６年４月から開始されるなど、地域医療は様々な課題に直面しています。
・「医療提供体制推進事業費補助金」は、危機的な状況にある救急医療・周産期医療等の地域医療の提供体制を維持する上で不可欠な役割を担っています。
・「医療提供体制推進事業費補助金」について、令和６年度の国庫補助内示率は、各都道府県の事業計画額に対し全体で、69.1％（本県は 66.1%）と、更に低い内示率となり、各都道府県の事業の執行に支障を来たすのみならず、医療機関等の運営にも影響を及ぼしています。
・救急医療の一端を担うドクターヘリについては、救命率の向上に高い効果を上げている一方で、基地病院間で年間の出動件数などに大きな差が生じていたことから、令和３年度から、基準額の算出が、年間飛行時間に応じて増加する仕組となりましたが、人件費や燃料費の高騰などへの対応が不充分であり、安定的な運航を維持するためには、基準となる年間飛行時間の更なる細分化や補助基準額の引き上げが必要です。
・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分を活用し

【県担当課】医療政策課・地域医療課

た「地域医療介護総合確保基金」について、区分間の額の調整ができないとされていますが、地域が抱える課題はそれぞれ異なることから、地域の実情に応じた予算配分及び区分間の額の調整を弾力的に認める仕組みが必要です。

・基金を充てて実施する事業は、地域における様々な課題解決のため、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫に対応しやすい面があるにも関わらず、平成29年度からは標準事業例や標準単価が設定されるなど、さらに柔軟性を失う方向性が示されています。

・令和３年４月１日の労働者派遣法施行令の改正により、へき地にある病院等において看護師、薬剤師等について、労働者派遣が可能となりましたが、派遣先は、へき地保健医療対策等事業の対象区域を含む市町村全域とされています。

・令和５年度は、派遣があった128件のうち、へき地保健医療対策等事業の対象区域への派遣は２件に留まっており、へき地保健医療対策等事業の対象区域を含まない市町村との間で、不合理な較差が生じています。

・へき地では民間の診療所も地域医療の重要な支え手となっていますが、高齢の医師も多く、今後、地域における医療提供体制を維持することができなくなる事が見込まれます。

・こうしたへき地の診療所に、へき地医療拠点病院を運営する社会医療法人が新たな医師派遣を行うためには、現行の法人税非課税以上の支援策が必要です。

・へき地医療において、患者が看護師等といる場合のオンライン診療（Ｄ to Ｐ with Ｎ）が有効であることから、令和６年度診療報酬改定において「看護師等遠隔診療補助加算」が新設されることとなりましたが、都市部と異なり、対象患者数が少なく、移動距離も長いへき地の実情を踏まえ、補助制度創設などの支援策が必要です。

・こども救急電話相談（＃８０００）については、令和４年 10 月の国通知に先立ち、本県では８月から 24 時間 365 日体制としており、新型コロナウイルス感染症拡大時の小児科医の負担軽減と子育て世代の不安の解消に大きな役割を果たしています。こども救急電話相談体制拡充後、相談件数が前年同時期比で 1.64 倍となり、今後も多くの需要が見込まれることから、引き続き 24 時間化を行っていく必要があります。制度の周知にあたっては、国は平成 28 年から「それいけ！アンパンマン」による広報を展開していますが、夜間をイメージしたデザインのみであり、WEB 動画の対応もしていません。

【県担当課】医療政策課・地域医療課

２　本県の取組

・現在、全都道府県で 57 機のドクターヘリが運航されていますが、本県は全国に先駆けて２機体制の運航を実現し、平成 24 年度には、累計出動回数が全国で初めて 10,000 回を、令和元年５月には 20,000 回を超え、県内の救急医療、へき地医療に大きな効果を発揮しています。令和２年度までに、各基地病院のドクターヘリ格納庫整備を支援し、天候等の影響を受けない環境下での日常点検整備の実施により、安全性の確保や効率的な運用を行っています。

・本県においては、地域における実情を踏まえた取組を進めるため、県内の市町及び関係団体から、地域医療介護総合確保基金の事業提案を毎年度募集しています。

・また、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」で、地域医療介護総合確保基金の活用状況等について情報共有するとともに、事業採択にあたっては関係者との協議を踏まえて決定しています。

・こども救急電話相談（＃８０００）については、令和４年 10 月の新型コロナウイルス感染症に対する体制強化の国通知に先立ち、24 時間化、回線数増を実施するとともに、「それいけ！アンパンマン」のキャラクターを使用し積極的に広報に取り組んでいます。

【県担当課】医療政策課・地域医療課

20　がん対策の推進

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望･提案事項】

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診受診率が低下しないよう国民及び検診受診機関等に対する更なる普及啓発
○ 早期発見・早期治療により、がんによる死亡率を下げるための未受診者対策の強化など、がん検診受診率向上に効果がある取組に係る補助事業の継続実施
○ 職域のがん検診の実施状況を把握するシステムの構築
○ がん患者が病気を乗り越え、自分らしく生きるためのアピアランスケア（外見の変化を補完）に係る助成制度の創設
○ 妊孕性温存に係る助成制度の支援内容の拡充
○ 介護保険制度が適用されない40歳未満の若年がん患者の居宅サービス等に要する経費に係る支援制度の創設

1　現状・課題

・本県の令和４年のがん検診受診率は、胃がん43.2%、肺がん54.4%、大腸がん48.3%、乳がん45.9%、子宮頸がん44.0%（国民生活基礎調査）で、第３次県がん対策推進計画に定める目標（肺がん60%以上、その他50%）に及んでいません。
・また、新型コロナウイルス感染症の影響による県民のがん検診受診控えなどにより、受診率が低下しました。がん検診受診者数は、感染流行前の状況に概ね戻りつつあるものの、受診率の完全回復には至っておりません。
・静岡県がん検診精度管理委員会において、職域におけるがん検診では、対象者や受診者数等を把握する仕組みがなく、実情が不明であり、職域におけるがん検診の精度管理を行うために、実態を把握する仕組みが必要との意見があります。
・抗がん剤の投与などのがん治療により、抜け毛等の外見の変化に伴う悩みががんを克服して人生を取り戻す妨げになっているため、治療に伴って生じる身体的・精神的な負担を軽減することが重要です。その対応策として、ウィッグや人工乳房などの医療用補整具の購入がありますが、がん患者にとって重い費用負担であり、また、住んでいる地域で差異が生じないよう全国一律の助成制度の創設が必要です。

【県担当課】疾病対策課

・令和３年４月より、国が「小児・ＡＹＡ世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を開始しましたが、がん患者の利便性と負担の軽減を図るため、支援内容の拡充が必要です。

・40 歳未満の終末期のがん患者が居宅サービスを利用した際、介護保険制度が適用されず、家族に重い負担を掛けることになるため、生活支援を行うための全国一律の支援制度の創設が必要です。

２　本県の取組

・静岡県がん対策推進協議会で、新型コロナウイルス感染症の影響による市町がん検診受診者数の低下の状況を示すとともに、市町や検診実施機関及び関係団体等に対して、がん検診受診率の向上を要請しています。

・市町等に対し指導、助言等行う静岡県がん検診精度管理委員会を設置しています。

・令和元年度から、妊孕性温存治療、医療用補整具購入費用、在宅療養生活に係る助成制度を実施する県内市町を対象とした補助制度を導入し、県と市町の協働で、がん患者の支援に取り組んでいます。

【県担当課】疾病対策課

21　難病対策の充実

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望･提案事項】

- ○ 医療費助成制度の運用経費について、各都道府県の受給者数等に応じた予算の確保
- ○ 医療費助成の対象となる指定難病の拡大
- ○ 軽症高額該当基準制度の見直し
- ○ 特定医療費の支給認定有効期間の見直し
- ○ 難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充
- ○ 風水害など災害時における事前を含めた「避難入院」の推進

1　現状・課題

・医療費助成の運用経費については、対象疾病の拡大に伴う関係者への周知や対象患者の増加に伴う受給者証交付事務に係る経費が補助対象となっておらず、都道府県の大きな負担となっています。

・難病は極めて種類が多いことから、疾病によっては研究を行う研究班が存在しないものもあり、その場合には指定難病の検討の俎上に載らないことから、医療費の負担が大きく困っている患者も多くいます。

・軽症者は医療費助成の対象外ですが、軽症高額該当基準（指定難病に係る医療費総額が 33,330 円を超えた月数が、申請日の属する月以前の一年以内に３月以上ある場合）に該当する者は医療費助成の対象となります。現行制度では、月毎の医療費総額は小額ですが、年額では軽症高額該当基準以上の医療費を支払っている者が対象外になるという不平等が生じています。

・難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続をすることが負担となっています。

・特定医療費支給認定に係る診断基準等の審査は、全国で統一性、公平性を保つ必要があります。また、各都道府県では審査を手作業で行っており負担となっています。

・障害者手帳を持たない難病患者は障害者雇用率の対象外であり、就職に結びつかないことがあるため、難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充が必要です。

【県担当課】疾病対策課

・近年、台風等によって甚大な風水害がもたらされ、その結果として、停電浸水などにより、在宅人工呼吸器装着者が緊急避難をせざるを得ない状況が発生しております。患者の安全を確保するためには、居住地域の非常用電源を有する医療機関への事前を含めた避難入院が的確な対処法です。しかしながら、地域包括ケア病棟入院料などの算定施設以外は、高額な患者負担が生じることから、保険制度上の対応が必要です。

２　本県の取組

・指定難病の患者数の増加に伴い、本県においても、受給者証交付等に係る経費が大きな負担となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証　交付件数の推移（新規及び更新）　（単位：件）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
受給者証交付件数	16,627	17,401	17,685

・本県では、国が定める指定難病として未指定の、橋本病及び突発性難聴について、独自に医療費助成を行っています。

特定疾患治療研究事業（県指定）予算額の推移　（単位：千円）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
特定疾患治療研究事業（県指定）	25,000	25,000	26,000

・本県では、静岡県難病相談支援センターにおいて、難病患者からの就労に関する相談に応じています。

静岡県難病相談支援センターにおける就労に関する相談実績　（単位：件、人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労に関する相談件数	延べ件数	76	85	124
	実人数	32	29	37

【県担当課】疾病対策課

22　移植医療対策の推進

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 骨髄ドナー支援制度の創設

1　現状・課題

・令和５年度の実績では、全国で「骨髄移植」を待つ患者 1,822 人に対して、移植を受けられた患者は 1,086 人であり、約２人に１人しか移植を受けることができず、ドナー登録者及び提供者が不足しています。

・「骨髄移植」は、提供者のボランティア精神・自己犠牲に委ねられており、ドナー登録者の中には提供したいという思いがありながらも、経済的な理由のため仕事を休むことができず、提供を断念するケースがあります。

・一部の自治体では、提供者や提供者が勤務する事業所を経済的に支援する制度を設けていますが、令和６年６月 30 日時点で、全国 38 都道府県に留まっています。

・ドナー登録者及び提供者の不足は支援制度を設けている自治体に限らず全国共通の課題であることから、不足を解消するため、提供者の経済的な負担を軽減する全国一律の支援制度の創設が必要です。

2　本県の取組

・本県では、提供者及びその勤務先に助成を実施する市町に対し、その費用の１／２を支援する制度を令和４年度に創設しました。令和６年８月 31 日現在、全 35 市町中 34 市町が提供者に対する支援事業を実施しています。

・令和５年度には、市町を通じて提供者 30 人及び 12 事業所に対して補助金を交付しました。

【県担当課】疾病対策課

23　災害時等の透析医療体制の確保

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望･提案事項】

○ 災害時における透析施設と行政機関との連携構築に関する地方の取組を円滑に進めるための指針等の策定
○ 透析施設を県境をまたいで利用する患者への局地災害時における対応方針の策定
○ 災害や計画停電に備えた透析施設への自家発電設備の整備に対する助成の創設

１　現状・課題

・血液透析の場合、１週間に２～３回程度、定期的に透析を行う施設に通う必要があります。

・県内では、令和４年９月に発生した台風 15 号の際に、複数の透析施設において停電や断水が発生しました。この際は、施設間の相互連携により、透析治療を行うことができましたが、平時における行政機関と透析施設との連携が不十分な地域では、災害時に行政機関の支援が迅速に行われないという課題が判明し、平時からの透析施設と行政機関との連携強化が必要です。

・令和３年７月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害において、本県の透析施設への交通アクセスが遮断され、隣県から当該施設を利用する患者についても被災地の保健所が受入先の調整に関する対応を求められ、混乱をきたしました。局地災害発生に備えて、県境をまたいで透析施設を利用する患者が、安心して人工透析を受けられるよう、国において全国的な対応方針の策定が必要です。

・自家発電設備が未整備の透析施設の中には、費用が高額なため導入できていない施設もありますが、非常用電源が確保できないことにより、透析に必須である給水にも支障をきたす恐れもあることから、災害時や計画停電時の透析医療体制を確保するためにも、透析施設への自家発電設備整備に係る助成制度の創設が必要です。

２　本県の取組

・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）へ県内の透析医療機関の情報を平常時から登録し、災害時に自施設の情報を入力することで、その情報を透析医療機関、保健所、市町、静岡県腎友会（患者会）で共有しています。

・災害時における透析施設間の透析支援体制の確立については、二次保健医療圏毎に地域災害医療対策協議会等の活用により検討を進めています。

【県担当課】疾病対策課

24　健康寿命の延伸に向けた取組の充実

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設

1　現状・課題

・健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置付けられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取組の一つです。

・従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む企業や事業所が増えることは、特に働き盛り世代の健康の維持、増進を図る上で、効果があります。

・「健康経営」を実践する企業は増えつつありますが、中小企業を含めたより多くの企業を後押しするためには、健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設など、環境整備が必要です。

2　本県の取組

・健康寿命が全国トップクラスである本県では、企業と連携した健康づくりを推進しています。

・企業の経営手法である「健康経営」の視点を取り入れ、令和２年度からは健康無関心層、特に働き盛り世代への働き掛けを強化した健康づくりを推進しています。

・全国健康保険協会静岡支部の健康保険組合等と連携し、健康づくりに取り組む企業・事業に対する表彰制度や健康づくり事業所宣言認定制度の運用、働き盛り世代の健康課題に応じた生活習慣改善ツールの提供により、健康経営に取り組む企業の増加を図っています。

【県担当課】健康増進課

25　持続可能な国民健康保険制度の構築

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 国の責任による、持続可能な国民健康保険制度に必要な財源の確保

1　現状・課題

・国民健康保険は、被用者保険等の他の医療保険に加入していないすべての住民を被保険者とすることで、「国民皆保険制度」を支える仕組みであり、被保険者の保険料と、国等の公費により運営されています。

・被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重いなど、構造的課題を抱える国保制度を、将来にわたって持続可能で、安定的な制度としていくために、国民健康保険の制度改革により、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体として参画し、市町村と共同運営が始まりました。

・制度改革に当たっては、国による財政支援の拡充が決定されましたが、制度改革以降も、一人当たり医療費は年々増加しており、これに伴い、被保険者の保険料負担も増加しています。

・今後も一人当たり医療費は増加が見込まれることから、医療費の増加に耐え、安定的な制度としていくための財源の確保と、増加する医療費の適正化が課題です。

・制度改革に当たって決定された、国による財政支援については、今後も国の責任において確実に実施するとともに、制度設計を行う国による、定率負担の引上げ等、財政基盤強化のための新たな財政支援が必要です。

2　本県の取組

・本県では、長年にわたり、県民の健康づくりや介護予防活動などの取組により、医療費適正化に努めてきた結果、一人当たり医療費の低水準を確保してきました。

・全国比較において相対的には低水準を確保していますが、一方で、高齢化の進展や医療の高度化等に伴う医療費の増加と、少子高齢化等に伴う被保険者数の減少により、一人当たり医療費は全国的に年々増加しています。

・今後も一人当たり医療費は増加が見込まれ、医療費適正化の努力だけでは、医療費負担の増加に対応することは困難な状況です。

【県担当課】国民健康保険課

＜ 一人当たり医療費と被保険者数の推移（市町村国保）＞

年度	一人当たり医療費（円）			被保険者数（人）	
	本　県	順位(低額順)	全国	本　県	全　国
H30	358,887	12	367,989	813,759	27,517,000
R1	370,509	12	378,939	784,825	26,599,000
R2	364,857	12	370,881	771,004	26,193,000
R3	386,992	13	394,729	747,438	25,369,000
R4	396,629	13	403,817	705,341	24,134,000

※国民健康保険事業年報

【県担当課】国民健康保険課

26　福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止

［要望・提案先：内閣府・厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の助成に係る全国共通の統一制度の創設

○ ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の現物給付に係る国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止

1　現状・課題

・各地方自治体の医療費助成の制度は、対象や受給者負担金、所得制限等その内容は様々ですが、医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置付け、全国統一の制度とすることが必要です。

・また、国は、地方自治体の医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険医療給付費負担金の減額調整措置を科しており、市町による子育て環境づくりや障害者等を支援する取組を阻害しています。

・「こども未来戦略」（令和５年 12 月 22 日）の中で、こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置は令和６年度から廃止となりましたが、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費に係る減額調整措置は継続しています。

2　本県の取組

・本県では、全ての市町において、子ども、ひとり親家庭等、重度障害者（児）の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する独自の福祉医療費助成を実施しています。

【県担当課】こども家庭課・障害福祉課

27　少子化対策の推進

［要望・提案先：内閣府・厚生労働省・文部科学省］

【要望・提案事項】

○ 少子化対策の総合的な推進［内閣府］

・地方が創意工夫し、地域の実情に応じた独自の少子化対策を推進できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の事業要件の更なる緩和、補助率の現状維持及び恒久化

○ 地域における子育ての支援［内閣府・厚生労働省・文部科学省］

・１歳児の保育士配置基準の改善及び全産業の民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善の早期実施

・保育所等整備の支援等のための十分な財源の確保

・放課後児童クラブの待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、職員の処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の強化

・保育所等運営における物価高騰の影響を十分に反映した公定価格の設定

・子育て家庭の経済的負担の軽減（物価高騰の影響緩和策、保育料の完全無償化、子育て家庭に対する税制上の優遇措置並びに健康保険料及び年金保険料の減免）

・学校給食費無償化をはじめ初等中等教育に係る家計負担の軽減に向けた全国一律の制度の検討

・子どもの貧困対策として、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等、様々な世帯の状況に応じたきめ細かい支援を充実するための、地方自治体が行う施策への十分な財政措置

・ひとり親家庭を支援するための各家庭に応じた総合的かつ利用しやすい支援制度の創設

○ 保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組［内閣府］

・児童養護施設等の被虐待児受入加算費の適用期間の延長及び発達障害児を受け入れた場合の加算制度の創設

・児童養護施設等の入所児童や里親へ委託されている児童の進学や就職に係る自動車運転免許費用の助成の実施

【県担当課】こども未来課・こども家庭課・私学振興課・労働雇用政策課・健康体育課

○ 仕事と家庭との両立の推進［厚生労働省］
・短時間勤務制度や在宅勤務など多様な働き方の推進及びパート、派遣労働者等の働きに見合った適正な処遇についての企業に対する指導・徹底
・仕事と生活の調和を図るための職場優先意識の改革、労働時間法制の厳格な運用、フレックスタイム制度等の柔軟な働き方を支える労働時間制度の普及促進
・一般事業主行動計画策定促進に向けた中小企業のインセンティブの拡大

1　現状・課題

・人口動態統計（確定数）によれば、令和４年の合計特殊出生率は前年から 0.06 ポイント減少(静岡県は前年から 0.08 ポイント減少)し 1.20（静岡県 1.25）となり、依然として人口置換水準を大きく下回っています。
・本県では、未来を担う子どもを健やかに育てるため、社会全体で子どもと子育て家庭を応援していくことを目的として、静岡県子ども・子育て支援事業支援計画と静岡県次世代育成支援対策行動計画を包括した計画「第２期ふじさんっこ応援プラン」を令和２年３月に策定しました。
・「第２期ふじさんっこ応援プラン」で目指す、結婚を望む人がその希望をかなえることができ、子どもを持ちたいと望む人が理想とする数の子どもを安心して生み育てることができる社会を実現するためには、一層の施策の充実が必要です。
・子ども・子育て支援新制度において、保育士の職員配置の改善に伴う加算は、平成 27 年度に３歳児について創設され、令和６年度からは４歳以上児についても職員の配置基準が改善されました。１歳児については令和５年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」の中で職員配置基準の改善が示されましたが、改善加算の早期実施が求められています。
・令和４年版厚生労働白書によると、保育士の平均月収は、全職種の平均月収より、約５万円低い状況にあり、保育士の勤務実態に合った適正な給与水準となるよう、処遇改善が不可欠です。
・電力・ガス等の価格高騰が保育所等の経営や子育て家庭の家計を圧迫していることから、物価高騰時においても安定した施設運営ができる制度や安心して子育てができる施策が求められています。
・子どもたちの現在及び未来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないようにするため、子どもの貧困対策の推進にあたっては、地域の実情に応じたきめ細かな施策が必要です。
・ひとり親家庭は依然として厳しい経済状況に置かれており、実効性のある支援施策が必要です。
・被虐待児や発達障害児は処遇が難しいことが多く、受け入れる施設側の負担も大きいことから、加算制度の拡充が求められています。
・児童養護施設等の入所児童等については、経済的状況や社会的自立を支援する観点

から、自動車運転免許費用の助成が求められています。

・静岡県雇用管理状況調査によれば、令和５年の県内の男性育児休業取得率は 27.8%となり、前年の 21.8%と比較して大幅に増加しているものの、女性の取得率 88.0%と比較すると低い水準にとどまっています。

２　本県の取組

・市町別の合計特殊出生率と人口の社会増減及び影響を及ぼす地域力を分析し、その結果を見える化した「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」を作成し、その分析結果を踏まえて企画、立案した効果的な事業を行う市町に助成する「ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成」など、市町と連携を図りながら、少子化対策に取り組んでいます。

本県予算額の推移　（単位：千円）

年度	事業名	予算額
令和５年度	ふじのくに新･少子化突破展開事業費助成	100,000
令和６年度	ふじのくに新･少子化突破展開事業費助成	100,000

【県担当課】こども未来課・こども家庭課・私学振興課・労働雇用政策課・健康体育課

28　民生委員・児童委員の担い手確保

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた委員活動の負担軽減、活動環境の整備及び現行制度の抜本的見直しに向けた検討

1　現状・課題

・民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の選任に当たっては、市町や自治会等がそれぞれ選任者の人選に努めていますが、高齢者雇用安定法の改正等を背景に 60 歳以降も就労される方が増加したことなどにより、本県の令和４年改選時の充足率は 96%に留まっています。

・現場からは、活動費の充実や民生委員の活動範囲及び役割の明確化といった活動環境の整備に関することのほか、担い手確保のため、年齢基準の撤廃や民生委員に対する報酬の支払い、任期の見直し、民生委員活動と就労の両立が可能な体制整備など、現行の民生委員制度の抜本的な見直しを求める声が上がっています。

・支援ニーズの多様化や業務量の増加により民生委員の負担が増大し、民生委員の担い手不在地区等が生じています。さらに、定年延長等による就労者の増加に伴い、ますます民生委員の担い手確保が困難になっていることから、民生委員・児童委員協力員の配置などにより民生委員活動の負担軽減と働きながら活動できる環境整備が必要です。

・民生委員の活動を知らない住民が増えていることから、現役民生委員による活動ややりがいを紹介する動画を活用するなど、わかりやすい広報が必要です。

2　本県の取組

・本県では、地域住民の相談を受け、関係機関につなぐ民生委員の活動を推進するため、民生委員への研修や活動についての広報等を実施しています。また、令和元年 12 月に民生委員・児童委員協力員制度を創設し、これまで 239 人の協力員を配置することで民生委員の負担軽減を図っています。

・静岡県民生委員児童委員連絡協議会と現場の課題や担い手確保策等について定期的に意見交換するとともに、研修や広報・啓発活動の充実に向けた取組を強化しています。

【県担当課】地域福祉課

29　晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 人生の晩年や末期（まつご）に関する本人の意思を表明した書面について、法的な効力を高める措置

○ 身近な医療従事者であるかかりつけ医が、晩年の治療に関する本人の意思をカルテに記載する仕組みの構築

1　現状・課題

・医療従事者は、本人の意思を表明した書面がない場合、本人が望まない場合であっても人工的水分・栄養補給法や胃ろう等の延命治療をしなければならない場合があります。

・一方で、令和４年度に本県で実施した県民調査における、「終末期医療における家族や親族との話し合い状況」の回答では、書面に残している者は 3.2%と非常に低い状況です。

・また、本人の意思を表明する書面がある場合でも、現状は法的有効性が不十分であることから、医療従事者は、患者の治療の中止を巡って本人以外の意思にさらされる可能性があります。

・法的有効性を高めるためには、かかりつけ医によるカルテへの記載も本人の意思を残す有効な手段と考えられますが、取組は進んでいません。

・同様に、本人の意思を表明する書面の公正証書化も考えられますが、一般に馴染みが薄いことから、行政が手続を支援するなど、公正証書化に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要です。

2　本県の取組

・平成 31 年３月に医療・介護従事者、行政、ＮＰＯ、ジャーナリズム、文化研究者等による「人生の最終段階における医療・ケアの在り方」に関する検討会を設置し、令和３年３月、３年にわたる議論を取りまとめた提言書「人生 100 年時代における自分らしい晩年そして末期のために」が県に提出されました。

・提言書を県ホームページで公開し、本人の意志を表明するために検討会が新たに提案した書式「生きかた死にかた ― 私のこだわり覚え」をダウンロードできるようにしています。

【県担当課】医療政策課

・現在、ＡＣＰ（Advance Care Planning いわゆる「人生会議」）やＡＣＰノートなどの意思表明書に関する普及啓発を図るため、医療・介護従事者、あるいは県民向けにセミナーを開催するなどしています。
・令和５年度には、医療機関や介護施設・事業所に対して、所在市町が作成しているＡＣＰノートの周知協力を依頼するなど、市町と関係機関の連携のもとＡＣＰの普及に取り組んでいます。

【県担当課】医療政策課

30　認知症とともに暮らす地域づくりの推進

［要望・提案先：内閣府・厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 認知症の人が起こした事故の損害賠償に対する支援制度の創設

１　現状・課題

・高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中で、若年性認知症の人への支援も含めて、認知症施策の推進は重要です。

・単身世帯の増加に伴い、社会的孤立のリスクの高い独居高齢者が増加することが予想され、認知症かつ独居であっても社会的支援が確実に行き届く体制作りが急務となっています。

・また、認知症の人が起こした事故などにより、第三者に負わせた損害を家族等が損害賠償を求められる事態に備え、民間保険を活用した事故救済制度をはじめとした対策も求められています。

・さらに、在宅高齢者をはじめ、地域で援護を要する人を、家族だけでなく、地域で共に支え合う体制づくりや、在宅で介護する人がより介護しやすい環境を整備する必要があります。

２　本県の取組

・本県では、国が策定した「認知症施策推進大綱」（令和元年６月）及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和６年１月施行）に沿って、令和６年３月、「認知症とともに暮らす地域づくり」を柱の一つに掲げ、「第 10 次静岡県長寿社会保健福祉計画」を策定し、認知症の人を含めた県民一人ひとりが支え合い共生する社会を目指し、「認知症を正しく知る社会の実現（知る）」「認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）」「地域で支えあいつながる社会の実現（「支え合う）」「誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）」の視点から施策に取り組んでいます。

・さらに、認知症の人が行方不明時に早期発見・保護できるよう、見守りが必要な人を全ての市町が事前登録し、所管の警察署と共有する取組を推進しており、一部の市町では、事前登録と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援しています。

【県担当課】福祉長寿政策課

31　介護保険制度の円滑な推進

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 介護報酬の引き上げ

・介護職員等の給与の適切な水準への引き上げ

・職員の資格、経験を適切に反映した介護報酬の改定

・ユニットケアに対する人員配置に見合った介護報酬の引き上げ

・居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の引き上げ

・介護保険関連施設の大規模修繕に対応するための引き上げ

・地域密着型介護福祉施設サービス費の引き上げ

・介護職員処遇改善加算の引き上げ

・訪問介護の介護報酬の引き上げ

・外国人介護職員に係る加算の創設

○ 低所得者対策の一層の充実

・高額医療合算介護サービス費などの低所得者対策の一層の充実を図るとともに、特に所得の低い方でも老人保健施設や介護医療院などの施設サービスを受けられるような負担軽減措置の充実

・所得の低い方でも認知症対応型共同生活介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスの宿泊サービスが利用できるような負担軽減措置の充実

○ 介護保険料の上昇を抑制するための公費負担の充実

○ 財政調整交付金の調整事由に介護サービスの供給量を加味する等の見直し

○ 介護支援専門員の国家資格化

○ 在宅で安心して生活できるよう、居宅サービスの支給限度額の引き上げ

○ 地域包括支援センターに係る予算措置の充実

・地域包括支援センターへの人員配置増加や要支援者の介護予防サービス支援計画書作成費用の増額等、予算措置の充実

○ 市町独自の高齢者福祉事業が円滑に展開できるよう、地域支援事業交付金の対象範囲の拡大及び市町が単独で事業を実施するための財政措置の充実

○ 地域医療介護総合確保基金による施設整備にかかる十分な財源の確保及び大規模修繕に係る補助条件の緩和

【県担当課】福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

○ 外国人介護職員受入のための支援
　・ＥＰＡ（経済連携協定）による介護福祉士候補者について、在留期間を延長できる対象者の拡大及び受入施設の負担軽減措置
　・外国人留学生への奨学金に係る補助対象期間の拡大
○ 介護福祉士修学資金貸付事業の制度見直し
○ 介護人材の確保・育成を図るための財源の確保
○ 地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用して実施する介護人材の養成、確保、定着支援事業について、対象事業を限定せず、都道府県の裁量により主体的に取り組むことができる措置
○ 訪問看護の安全対策・ハラスメント対策の充実

1　現状・課題

・介護保険制度は、制度創設以来 20 年以上が経過し、高齢者の生活には不可欠のものとなっていますが、今後の高齢化の進行に伴い、利用者に必要なサービスの提供が確保されることに加え、介護保険がより利用しやすい制度となるよう、利用者に対する配慮が必要です。
・老朽化している介護保険関連施設が増加している中、創設（建て替え）だけでなく、既存施設の長寿命化も進めていくことが必要です。
・介護職場の人材不足が深刻であるため、介護報酬の引き上げや介護職員処遇改善交付金、介護職員処遇改善加算などにより介護職員の処遇改善が図られていますが、介護職員の確保のためには、更なる介護報酬の引き上げや支援の継続が必要です。
・また、物価高騰の影響により、介護職場の経営は引き続き厳しい状況にあるため、介護報酬の引き上げ、国の補助や支援策の拡充など迅速な対応が必要です。
・外国人介護職員の採用・育成にはコストがかかり、また、指導担当者の負担が大きいため、外国人介護職員の雇用に踏み切れない事業所もあることから、外国人介護職員の配置に係る加算の創設などの対応が必要です。
・介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の就労予定先の介護施設等が負担する奨学金等の費用の一部を助成する制度について、本県の日本語学校の中には、介護専門コース（２年間）を設ける学校もあることから、日本語学校生の補助対象期間を２年間とするなどの対応が必要です。
・介護支援専門員は、一定の医療･介護の法定資格等を有する者が実務研修受講試験に合格し、実務研修を受講後に県の登録を受けることにより資格を取得しますが、

【県担当課】福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

受講試験や実務研修は国が指示する全国共通の内容であり、試験・研修は、国の責任において専門の養成機関等の設置により担われることが必要です。

・県が行った実態調査では、多くの訪問看護事業所から、利用者からの暴力・ハラスメントに悩まされているとの報告がありますが、複数名による訪問対応で暴力・ハラスメントの防止に繋がります。

２　本県の取組

・必要なサービスの安定提供のため、人材の確保に加え、能力・資格・ 経験に応じた給与･処遇体系を定める「キャリアパス制度」の導入支援などにより、介護職員が将来展望をもち、長く働くことができる働きやすい職場環境を整備してきました。

＜県所管の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算届出等の実績＞

	対象 事業所	届出 事業所	加算 届出率	キャリアパス要件 Ｉの割合
H30	2,139	1,903	89.0%	92.7%
Ｒ１	2,157	1,921	89.1%	93.8%
Ｒ２	2,142	1,968	91.9%	93.5%
Ｒ３	2,175	2,026	93.1%	96.3%
Ｒ４	2,183	2,045	93.7%	94.0%

＊　キャリアパス要件Ｉの割合…職位職責に応じた給料表等の整備をしている事業所の割合

・本県では、いつでもどこでも誰でも必要な施設サービスを受けられるよう、静岡県長寿社会保健福祉計画に沿って、計画的な介護保険関連施設等の整備を促進してきました。

・将来的に必要とされる介護・福祉人材の確保のため、若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する理解を深めるとともに、多様な人材の新規就労や、待遇改善や介護業務の効率化による職員の負担軽減等を通じた職場定着を促進してきました。

・外国人介護職員の新規就業の促進のため、海外合同面接会や、外国人留学生に対し介護事業所が負担する奨学金の一部を県独自で支援するとともに、日本語研修の実施等により職場定着を促進しています。

・訪問看護に係る暴力・ハラスメント対策として、県訪問看護ステーション協議会に委託し、訪問看護事業所等向けの暴力ハラスメントへの対応や防止方策についての研修会を実施しています。

【県担当課】福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

32　障害者支援施策の充実

［要望・提案先：内閣府・厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 障害のある人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指して、地方公共団体及び障害者団体の意向を踏まえた以下の点に関する適切な対応［厚生労働省］

・所得の少ない障害のある人に対するサービス利用料等の減免措置や障害年金制度など、障害のある人への所得保障のあり方

・地域の相談支援体制の充実及び相談支援事業者に対する報酬単価等の経営基盤を含めた支援制度の充実

・事業者の経営基盤の安定化（特にグループホームや就労継続支援Ｂ型などの事業所の運営実態に即した報酬単価の改善）や触法行為者及び重症心身障害児者など支援が困難な利用者への対応など支援制度の充実

・障害のある人が必要とする支援が受けられる支給決定手続の導入及び支給決定基準の明確化並びに市町の障害者自立支援給付に係る超過負担の解消

・移動支援や日常生活用具等給付など地域生活支援事業を安定的に実施するため、市町の事業実績に見合った十分な財政的な裏付け

・就労選択支援の円滑な導入のため、人員・体制の確保に十分な報酬単価の設定

○ 発達障害児者の実態調査の実施［厚生労働省］

○ （仮称）発達障害者手帳制度の創設［厚生労働省］

○ 発達障害の早期発見、早期支援を実現するため、乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発［厚生労働省］

○ 発達障害を診断できる専門医の早期養成［厚生労働省］

○ 児童発達支援センターにおける障害のある子どもへの食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和［内閣府］

○ 発達障害に対応する就労移行支援事業所への支援など就労支援の充実［厚生労働省］

○ 医療的ケア児支援センターの設置など、医療的ケア児支援法で求められる措置に対応するために必要な情報提供及び十分な財政的な裏付け［内閣府］

【県担当課】障害者政策課・障害福祉課

○ 障害のある人が必要とする情報の十分な取得・利用と、円滑な意思疎通が確実に行われるための財源の保障[厚生労働省]
○ 精神保健福祉手帳の交付を受けた人に対する有料道路通行料金等の他手帳と同等の割引の適用[厚生労働省]
○ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金など障害福祉サービスの提供基盤の整備に対する財政支援の充実及び着実な実施に向けた早期内示[厚生労働省]
○ 精神保健福祉法の改正に伴う、入院者訪問支援事業の新設や虐待通報の義務化への対応など、新たな事務負担に対する財政措置の充実[厚生労働省]
○ 精神障害者が安心して在宅で生活するための精神科救急医療体制を整備するため、都道府県の要望に即した国庫補助金の配分[厚生労働省]
○ 都道府県が実施する研修受講を障害福祉サービス等報酬の加算要件とする事業（高次脳機能障害支援研修、障害者ピアサポート研修等）に対する都道府県への財政措置・技術的支援[厚生労働省]
○ 災害拠点精神科病院に係る診療報酬への加算等制度の創設[厚生労働省]

1　現状・課題

・障害に対する社会の理解不足が障害のある人の自立と社会参加を阻む要因の一つです。
・障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまでのそれぞれのライフステージにおいて、個々の障害特性に応じたきめ細かな支援が必要です。
・障害のある人の自立を支援するためには、障害のある人自身の力を引き出すエンパワーメント施策の充実や社会全体のユニバーサルデザイン理念の普及・定着が必要です。
・平成 25 年４月の障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービス等の対象に「難病患者等」が追加され、平成 30 年４月に施行された改正障害者総合支援法に基づき、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が進められています。
・旧障害者自立支援法については、特別対策や緊急措置などが行われたほか、平成 24 年度まで幾度かの利用者負担軽減措置が行われ、障害福祉サービス報酬改定も定期的に実施されています。
・これまでも障害福祉サービスの利用者負担軽減措置が講じられてきましたが、他の制度の負担も含めて所得の少ない障害のある人に対する負担のあり方や、障害基礎年金の公平な給付など、所得保障の検討が必要です。
・障害のある人の地域生活を支援するためには、必要な障害福祉サービス等を利用で

【県担当課】障害者政策課・障害福祉課

きるよう相談支援体制の充実を図るとともに、サービスを提供できる基盤の計画的な整備が必要です。

・平成 27 年度からは障害福祉サービスを利用する全ての障害のある人にサービス等利用計画を作成することとなっていますが、基本相談に係る報酬が算定されていないなど、計画策定に当たっての相談支援事業所への負担が大きいため、相談支援事業所に対するより一層の支援の仕組みが必要です。

・一方、障害福祉サービス提供事業者は、個別支援計画を作成し、均質なサービスの提供を行うこととなっていますが、それぞれの障害特性や個人の個性に合わせた必要な支援を行っているとは言えないのが現状であり、画一的でない、障害のある人が必要とする支援が受けられるきめ細かなシステムの構築が必要です。

・障害のある人が自ら受けたいサービスを選択できるよう、自己選択・自己決定ができるシステムづくりと、進路やサービスについての多様な選択肢の提供が必要です。特に障害支援区分や就労経験の有無などによって利用できるサービスが制限されない、自ら望むサービスが提供されるシステムづくりが不可欠です。

・障害のある人の移動支援や日常生活用具等給付は、日常生活上不可欠なもので障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられていることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業を実施するため、十分な財政的支援が必要です。

・令和４年 12 月の障害者総合支援法改正により創設されることとなった就労選択支援が円滑に導入されるためには、十分な財政的支援が必要です。

・発達障害者支援法の一部改正が平成 28 年８月１日に施行され、発達障害者に対する支援の一層の充実が図られることとなりました。

・発達障害児者に必要な支援を効率的に行う体制を整備するためには、発達障害児者の実態把握を行う必要があります。また、支援が必要な発達障害児者の把握のためには、発達障害の特性を反映した手帳制度の創設が必要です。

・発達障害は、早期発見、早期支援が重要であるため、発達障害を診断可能な医師の確保、発達障害の早期発見、早期支援を実現するためのアセスメント手法の開発や人材を養成する必要があります。

・県内の市町や圏域における児童発達支援センターの設置は施設の設備基準が障壁となり、進んでおりません。設置の障壁となっている障害のある子どもへの食事提供方法等の施設の設備基準が緩和される必要があります。

・知的障害を伴わない発達障害者は、現在の障害者支援策では適切な支援が受けられず、

【県担当課】障害者政策課・障害福祉課

職場に定着することが困難なため、成人期における就労支援体制の充実が必要です。

・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和３年９月に施行され、国や地方公共団体の責務が定められました。都道府県には医療的ケア児支援センターの設置等が求められておりますが、安定的に事業を実施するため、十分な財政的支援が必要です。

・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和４年５月に施行され、障害のある人全てがあらゆる分野の活動に参加するために、情報の取得利用と円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされていますが、地域格差を生じることなく安定的に事業を実施するには、国による地域生活支援事業を適切に実施するための十分な財政支援が必要です。

・精神保健医療福祉の改革ビジョンに基づく、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本方策の実現に向けて、県は精神障害者の地域移行に取り組んでいます。

・障害者手帳の交付を受けた人は、様々な福祉サービスを受けることができますが、精神保健福祉手帳に係るサービスは、他の手帳に係るサービスよりも対象が限られています。

・社会福祉施設整備費国庫補助金に係る国の当初予算が整備要望を大きく下回る年度もあり、計画的な整備が進められず、これまでの整備未了案件も積み残しとなっており、基盤整備の推進に支障を来たすことがあります。また、補助金の内示時期が例年６～７月であり、事業者において年間の事業見通しが立たない上、内示後の工事の発注手続や適正工期の確保など、事業者に大きな負担がかかっています。

・精神保健福祉法の改正に伴い、入院者に対する訪問支援事業の実施や精神科病院での虐待通報の義務化による通報受理後の対応など新たな事務負担が生じることとなります。また、市町が行う精神保健に関する相談支援に関して市町への必要な援助を行うこととなるため、組織体制の強化が必要になります。

・精神科救急医療体制に要する国庫補助金が削減され、精神障害者が安心して在宅で生活するための事業の実施に支障を来たしています。

・都道府県が実施する研修受講を障害福祉サービス報酬の加算要件とする項目（高次脳機能障害支援体制加算、ピアサポート体制加算）が創設されており、研修実施に係る補助事業はあるものの、研修の企画運営等においては地方自治体の負担が大きくなっていることから、都道府県への財政支援のほか、研修の企画段階から助言するアドバイザーの派遣等、研修を円滑に実施できる体制の整備が必要です。

【県担当課】障害者政策課・障害福祉課

・災害拠点精神科病院については、令和元年６月に厚生労働省医政局長及び障害保健福祉部長通知より指定要件が示され、同年12月においては、令和２年度中までの指定を求められました。
・災害拠点精神科病院には、災害時における精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化、災害精神医療の拠点として機能を求める一方で、災害拠点病院のように診療報酬への加算等のインセンティブがありません。今後、災害拠点精神科病院を整備、維持していく上では、診療報酬への加算等は不可欠なものになります。

２　本県の取組

・「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害のある人の日中生活の場である障害福祉サービス事業所や、居住の場となるグループホームについて、着実に整備を進めています。
・平成 30 年３月に静岡県手話言語条例を制定し、県民の手話への理解の促進と手話を使いやすい環境の整備を進めています。
・発達障害者支援センターを設置し、発達障害者への相談支援等を行ってきましたが、成人期からの相談割合が高く、相談内容は複雑化・多様化しています。
・医療的ケア児を含む重症心身障害児(者)に対する支援として、福祉・医療・当事者団体等の関係者で組織する協議会において施策を検討するとともに、日常生活の支援、相談体制の整備、専門人材の確保・養成に関する事業を実施しております。
・精神保健福祉手帳の交付者に対して、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ってきました。
・精神科救急医療体制において、精神科救急の入院治療が必要な措置・医療保護者の受入れ施設を確保してきました。
・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるようにするため、医療、福祉、行政等が連携し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるための事業を実施しています。
・自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、障害者の地域移行や地域生活を支援するピアサポート活動を推進するため、障害者ピアサポート研修を実施しています。
・令和３年２月に県内４病院を災害拠点精神科病院として指定しており、今後、更なる拠点の整備、維持を行っていきます。

【県担当課】障害者政策課・障害福祉課

33　難聴児支援の充実

［要望・提案先：内閣府・厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 難聴児の早期かつ適切な療育を実現するための支援
・医療や補聴機器等の進歩に対応した適切な療育方法（療育プログラム）の確立のための支援
・乳幼児の聴力検査や難聴児の療育に携わる専門的人材の確保及び資質の向上
・医師が補聴器の装用が必要と認めた軽度・中程度難聴児に対する補聴器の購入費用助成事業の創設

1　現状・課題

・ 先天性難聴は1000人に１人から２人であるが、乳幼児期の難聴は、早期発見、早期治療（１歳までに人工内耳）及び適切な療育が行われた場合には、健聴児と同様の音声言語の獲得ができるといわれています。
・ 乳幼児期からの早期療育を行うためには、受け皿となる体制の整備が必要であるが、エビデンスに基づいた人工内耳装用児に適切な療育プログラムがなく、療育を担う機関も明確になっていません。
・ 乳幼児の聴覚検査や評価、人工内耳装用児への適切な支援や療育に携わる言語聴覚士等の専門的人材が不足しています。
・ 身体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度難聴児には、補聴器が必要な場合でも購入費に対する公的助成制度がなく、保護者の経済的負担が大きくなっています。

2　本県の取組

・ 平成22年度に乳幼児聴覚支援センターを設置し、新生児スクリーニング検査の普及啓発や言語聴覚士等による検査にかかる相談支援、市町の保健師等への技術支援を行ってきました。
・ 平成25年度には、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中程度難聴児への支援として、当該児童に対して補聴器の購入費用等を補助する市町に対して県が独自に助成を開始しました。
・ 平成28年度には、新生児スクリーニング検査機器を整備する場合の購入費用の助成を行い、県内分娩取扱医療機関（病院及び診療所）における検査機器の整備率が100％となり、令和２年度には、新生児スクリーニング検査機器ＡＡＢＲ（自動

【県担当課】こども家庭課・障害福祉課

聴性脳幹反応）を整備する場合の購入費用の助成を行い、より精度の高い検査体制を整備しました。

- 新生児スクリーニング検査の受検率向上の方策のひとつとして、検査費用の公費助成を進めるため、平成 28 年度から県内市町との意見交換会を開催し、平成 29 年 4 月から 32/35 市町において公費助成が開始となり、平成 30 年４月からは県内全ての市町において公費助成が開始となりました。
- 令和３年４月に開学した社会健康医学大学院大学において、難聴児支援の専門科目を設け、人材の育成を進めています。
- 令和４年度から、療育プログラムの確立構築のため、乳幼児聴覚支援センター職員の海外派遣研修などを行うとともに、保健、医療、福祉及び教育など難聴児支援関係者による療育プログラムの検討を行っています。
- 令和５年度は、難聴児支援の先進国であるオーストラリアの療育手法を取り入れ、音声言語の獲得を目指すパイロット的な療育の場の整備に向けた検討を行い、令和６年度からは、静岡県立総合病院と連携し、療育モデル事業の制度設計、スタッフ研修等の準備を進めています。
- また、県内分娩取扱医療機関における耐用年数を迎えた新生児スクリーニング検査機器ＡＡＢＲ（自動聴性脳幹反応）の更新等にかかる費用への助成を行い、より精度の高い検査体制を整備します。

【県担当課】こども家庭課・障害福祉課

34　生活保護制度等の適正な運用

［要望・提案先：内閣府、厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ **生活保護制度の改善、生活困窮者自立支援制度における財源の確保**［厚生労働省］
○ **救護施設における他の福祉施設と同等の処遇改善と業務の効率化の充実**［厚生労働省］
○ **生活保護法に基づく調整会議等、支援に関する会議体の効率化**［内閣府・厚生労働省］

1　現状・課題

・生活保護法の運用に当たっては、基準額見直し（増額）の要望や、夏季加算の導入などの要望も非常に多いことから、地方自治体の意見を取り入れ、適正かつ確実に成果を出す必要があります。

・コロナ禍からの持ち直しの傾向は見られるものの、物価高騰の影響等により生活保護受給世帯数が増加傾向にあることや、複雑かつ複合的な課題を抱える要保護者に対し、時間をかけてきめ細かく対応していくために、福祉事務所における具体的な負担軽減策を検討する必要があります。

・生活保護法及び生活困窮者自立支援法の一部改正により、居住支援等の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられることから、実施にあたっては国庫補助率の引上げ等による財源の確保が必要です。

・救護施設からは、入所者の高齢化が進み、介護支援の負担が増していることなどから、職員の配置基準や支弁基準の基準額の見直し、夜間介護職員加算等の新設の要望や、他の福祉施設で制度化されているＩＣＴ機器導入に対する補助金が認められていないため制度創設の要望があります。

・生活保護法に基づく調整会議等、法令ごとに支援に関する会議体の設置がそれぞれに求められていることから、既存の会議体と構成員が重複するなど、自治体の負担が生じています。個人情報の取扱いに留意しつつ、重層的支援体制整備事業の支援会議に一元化するなど、会議体を効率化する必要があります。

2　本県の取組

・本県では、長年にわたり、生活保護法施行事務監査の実施、不正受給対策等に取り組み、生活保護制度の適正かつ効率的な運用に努めています。

・複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者等からの相談を受ける相談支援員等を支援するため、ヘルプデスクの設置や複数分野の専門家による相談会の開催など助言する場を提供しています。

・令和５年度から、生活困窮者を対象とした就労体験・就労訓練先を開拓し、マッチング・定着支援を行う事業を実施しています。

【県担当課】地域福祉課、健康福祉部企画政策課

35　防疫対策等の推進

［要望・提案先：内閣官房・内閣府・厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 医療圏ごとの感染症連携拠点病院整備に関する制度創設
○ 都道府県の感染症対策を総括的に担う感染症専門施設への支援
○ 海外からの感染症に対して効果的な対応を可能とする検疫体制の整備

１　現状・課題

・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく医療措置協定締結医療機関と連携して、感染拡大時に各地域において、感染症患者の症状に応じた良質かつ適切な医療を提供することができるように、感染症医療に係る専門機能を有する感染症連携拠点病院を整備するため、都道府県が地域の実情を踏まえて医療圏ごとに感染症連携拠点病院を指定する制度を創設することが必要です。また、感染症対策の拠点となる感染症専門施設については、設置のみならず、運営や機能強化に対して財政的支援を行う必要があります。

・海外からの検疫感染症の持ち込みを水際で防ぐため、新型コロナウイルスの新しい変異株の出現時や、わが国で発生していない感染症の海外における拡大時には、検疫の体制を迅速かつ適切に強化することが必要です。

２　本県の取組

・本県では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」を令和５年４月に開設し、施設改修や東部保健所細菌検査課の移転による検査機能の確保などを行い、令和６年４月から本格始動しています。引き続き、10 年後を見据えて感染症への対応力を強化し、「防疫先進県」を目指してまいります。

・改正感染症法に基づき、県感染症対策連携協議会を設け、新興感染症に備えるために令和５年度末に改定した感染症予防計画を推進し、保健・医療提供体制の確保（病床、発熱外来、医療人材等の確保）に向けて、医療機関と医療措置協定締結などに取り組んでいます。

・また、ＩＣＴを活用した業務のデジタル化とデータ管理を一元化する情報プラットフォームの構築を目指しており、デジタル化による業務の効率化や情報発信機能の充実を図るシステムの整備を進めています。

【県担当課】感染症対策課

36　肝炎治療特別促進事業の円滑な実施

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ 肝炎対策の充実を図るため、肝炎ウイルス検査を実施する企業等への国庫補助制度の創設
○ 肝炎治療に有効と認められる新たな治療法等、対象医療の拡大
○ 感染被害者への救済制度の更なる周知や公平な補償、救済の促進

1　現状・課題

・40 代を中心とする現役世代の治療率が低く、職域を中心とした肝炎対策の取組が必要となっています。

・肝炎治療に有効と認められる新たな治療法や、患者団体等から要望がある、肝炎の鎮静化や発がんの抑止を目的としたインターフェロン少量長期投与療法や、肝機能を改善し、肝炎の鎮静化を目指す肝庇護療法等が肝炎治療特別促進事業の対象医療となっていません。

・過去の集団予防接種の注射器使い回し（請求期限：令和９年３月 31 日）や、肝炎ウイルスが混入した血液凝固因子製剤等の投与による薬害肝炎の感染者（請求期限：令和 10 年１月 17 日）の救済については、因果関係の証明が困難等の理由により、提訴できない感染者や制度を知らない対象者も多く存在します。

2　本県の取組

・「静岡県肝疾患対策推進計画」に基づき、肝疾患死亡率を低減するため、インターフェロン治療等を必要とする肝炎患者の経済的負担を軽減するとともに、相談・検査から治療まで総合的な肝炎対策を推進しています。

肝炎治療に対する医療費助成実績　（単位：件，千円）

区分	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
受給者証交付件数	2,733	2,517	2,309	2,448	869
助 成 件 数	8,283	7,980	7,392	7,170	2,527
助 成 金 額	151,015	137,985	114,466	110,704	43,418

※令和６年度は８月末時点

【県担当課】感染症対策課

37　定期予防接種の見直し

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ おたふくかぜワクチン及び帯状疱疹ワクチンの、定期予防接種への速やかな位置付け
○ 麻しん蔓延防止のため、十分な定期接種の機会がなかった年齢層に対する麻しんの定期予防接種の速やかな実施
○ 自治体が費用を負担する任意予防接種事業等に対する国による財政措置
○ ＭＲや日本脳炎をはじめとする予防接種ワクチンの安定的な供給を実現するためのワクチン生産体制の整備
○ ＨＰＶワクチンキャッチアップ接種の実施期間の延長
○ ＨＰＶワクチン接種後に副反応が生じた患者に対する健康被害救済制度の迅速な支給認定審査と補償内容の充実
○ 骨髄移植等、造血幹細胞移植を受けた小児・ＡＹＡ世代のがん患者へのワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種への位置付け

1　現状・課題

・国は、平成 25 年度から市町村の実施する定期接種費用の９割を地方交付税措置するとともに、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、高齢者用肺炎球菌を順次定期接種化し、平成 28 年 10 月からはＢ型肝炎ワクチン接種が、令和２年 10 月からはロタウイルスワクチン接種が定期接種化されました。

・広く接種を促進していくことが望ましいとされた乳幼児向けのおたふくかぜワクチンや、帯状疱疹の発症及び重症化予防に有効とされた高齢者向けの帯状疱疹ワクチンについても速やかに予防接種法における定期接種に位置付ける必要があります。

・令和６年６月現在、本県では 22 市町が 50 歳以上の方を対象にした帯状疱疹ワクチンの接種費用を助成しています。令和６年度の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）において、定期接種化する方針が示されていますが、円滑な導入に向け、実施主体である市町村が準備のための期間を十分に確保する必要があります。

・また、風しんに妊娠中の女性が罹患すると出生児に難聴・白内障等の障害が生じる先天性風しん症候群の発生が危惧されることから、各自治体が、必要な者に対する抗体検査とワクチン接種を実施しています。

【県担当課】感染症対策課

・麻しん定期予防接種は、平成18年以降は２回接種とされましたが、それ以前に接種した世代は１回接種のため、十分な抗体価が確保できていない恐れがあります。
・予防接種は、対象者が等しく接種できるような制度とすべきですが、地方自治体の財政状況が大変厳しい中、予防接種費用が市町村財政を圧迫するとともに、財政力の違いにより、接種者の費用負担に大きな地域差を生じる恐れがあります。
・予防接種ワクチンは通常の定期接種必要量を安定的に、かつ、対象疾病が流行した際には、任意接種分を含めた需要量に柔軟に対応できる供給体制が必要となります。
・ＨＰＶワクチン接種後の副反応については、因果関係の解明を行い、接種後に副反応が生じた患者に支援を行う必要があります。
・ＨＰＶワクチンキャッチアップ接種開始時の令和４年度は、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染拡大の影響で、対象者への勧奨や医療者の接種環境の整備が十分に行われない状況であり、接種率は低いままでした。新型コロナウイルス感染症の影響で、十分な接種率とならなかった令和４年度の状況を鑑み、希望する方が接種できる機会を確保するため、キャッチアップ接種の実施期間を最低１年間、令和７年度末まで延長する必要があります。
・小児・ＡＹＡ世代の若年がん患者が、がん治療として骨髄移植等を伴う化学療法を受けた場合、その影響で接種済みのワクチンによる抗体が失われ、予防接種の打ち直しが必要になることがありますが、再接種の費用は全額自己負担となっています。
・小児がん治療における予防接種の打ち直しについては、一部の地方自治体において、独自の制度による再接種費用の助成を実施していますが、長期にわたり治療を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保と同様に、全国で統一した特例措置を創設する必要があります。

２　本県の取組

・予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するために予防接種を実施し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図っています。
・ＨＰＶワクチンキャッチアップ接種については、関係団体と連携しての周知強化や、経済団体、企業、学校関係への周知を行うとともに、希望する方が接種できるよう、情報の提供を行っています。

【県担当課】感染症対策課

38　国立療養所の将来構想の提示

［要望・提案先：厚生労働省］

【要望・提案事項】

○ ハンセン病療養所入所者の名誉の回復や偏見・差別の根絶に向けた取組の強化
○ ハンセン病療養所入所者の医療と福祉の確保
○ 国立駿河療養所の既存施設・機能を活用した将来構想の提示と実現
○ 国立のハンセン病療養所に対する長期ビジョンの策定とその実現に向けた取組

1　現状・課題

・全国のハンセン病療養所に入所されている方は全国で 720 人、平均年齢 88.3 歳と、急速に高齢化が進行するとともに、入所者数も減少を続けています。

・また、国立駿河療養所の所在地である御殿場市が中心となって設置した「国立駿河療養所将来構想検討委員会」が平成 21 年度に、国に対して国立駿河療養所の将来について、人権啓発や地域との交流施設、または、福祉施設としての活用などを提言しています。

・平成 27 年 10 月からは療養所の外来・入院部門を医療施設として一般に開放し、地域住民が利用しています。

・誤った政策が長く続いたことで生まれた偏見と差別は、今も回復者だけでなく、その家族をも苦しめています。

・療養所の入所者からは、入所者の減少に伴い療養所の職員定数が削減され十分な医療・介護が受けられなくなるのではないか、また、生活の場である療養所が将来どのように存続していくのか、不安の声が上がっています。

・平成 28 年 7 月には、御殿場市が参加している「全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会」において、「入所者及び自治会の意向を尊重した療養所の将来構想策定と速やかな実現」を国会及び国に対して要望しています。

2　本県の取組

・ハンセン病療養所入所者里帰り等事業や、ハンセン病療養所等入所者家族生生活援護などを通じ、本県出身入所者の福利厚生を高めています。

【県担当課】感染症対策課

環　境

39　脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

［要望・提案先：内閣府・文部科学省・経済産業省・
農林水産省・国土交通省・環境省］

【要望・提案事項】

- **脱炭素社会の実現に必要な財源の確保と地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の拡充**［環境省］
- **ブルーカーボン等、新たな吸収源対策を踏まえた温室効果ガス吸収量の算定方法の確立**［環境省］
- **産業分野におけるカーボンクレジットの活用に向けた研究開発及び取組の支援拡充**［内閣府・文部科学省・経済産業省・農林水産省・国土交通省・環境省］

1　現状・課題

・ 県では、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比 46.6%削減する目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。

・ 脱炭素社会の実現に向けて、県内の市町も国や県と同等の目標を掲げ、それぞれの地域において脱炭素化に向けた取組を計画的に推進するためには、地方の実情に応じた安定的で活用しやすい財源の確保として、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の拡充が必要です。

・ また、「脱炭素化推進事業債」の事業期間が令和７年度までとなっており、令和８年度以降大きな財政負担が生じることになります。脱炭素化の推進は、国と地方が一体となって取り組むべき優先課題であり、財源について、国がその責任において継続的かつ安定的に確保することが必要です。

・ さらに、カーボンニュートラルを目指す上では、省エネや再生可能エネルギー導入等による、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、今後は、削減しきれない温室効果ガスを吸収する、吸収源対策も重要となります。

・ 県では、従来の森林吸収源の確保に加え、農地土壌、ブルーカーボンなど新たな吸収源の確保を見込んでいますが、吸収量の算定方法が確立されていないものもあることから、国において令和６年度から予定されている新たな吸収源の評価等の調査事業の結果を踏まえて、早急な算定方法の確立が必要です。

・ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業分野におけるカーボンクレジットの活用が注目されています。こうした中、二酸化炭素を吸収・固定する吸収源対策を促進するには、藻場の造成や回復などの取組への支援や、間伐など森林整備のためのＪ-クレジット制度の活用に向けた支援が重要です。

【県担当課】環境政策課、エネルギー政策課

２　本県の取組

・ 静岡県地球温暖化対策実行計画では、2050 年の脱炭素社会の実現を目指し、「徹底した省エネルギー対策等の推進」、「再生可能エネルギー等の導入・利用促進」、「技術革新の推進」、「吸収源対策の推進」の４つを施策の柱と定め、取組を推進していきます。

・ 市町の温暖化対策のため、有識者による国や企業、先進自治体の取組等に関する勉強会の開催に加え、市町の環境審議会への参画など、積極的に支援をしています。

・ 「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」での「海の森づくりプロジェクト」を通じて、藻場の保全・回復への取組を支援しています。また、藻場の回復に資する研究開発などを実施しています。

・ 森林由来のクレジットの創出にあたり、県営林において、３次元点群データを活用した簡易な手法による認証・発行取り組み、林業経営体等へ普及を図っています。

【県担当課】環境政策課、エネルギー政策課

40　エネルギー政策の推進

［要望・提案先：経済産業省・国土交通省・環境省］

【要望・提案事項】

○ **再生可能エネルギー固定価格買取制度の効果的な運用と情報開示の徹底、ＦＩＴ認定失効制度の厳格な運用**［経済産業省］

○ **再生可能エネルギーの導入に係る規制の適正化と地域共生への配慮**
［経済産業省・国土交通省・環境省］

○ **再エネ等の発電設備の高効率化や蓄電池の性能向上、水素及びアンモニア等に係る基盤技術開発への更なる支援**［経済産業省］

1　現状・課題

＜現状＞

・国は、令和３年 10 月、「第６次エネルギー基本計画」を閣議決定し、安全性を前提とした上でエネルギーの安定供給を第一とし、経済効率の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合を図ることを掲げています。

・また、気候変動問題やウクライナ情勢を受け、令和５年２月に「ＧＸ実現に向けた基本方針」を閣議決定し、ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現することを掲げました。

・令和６年４月に改正された再エネ特措法では、経済産業大臣の認定に当たって説明会等の実施を求めることとされました。

＜課題＞

・再生可能エネルギーの導入拡大のため、固定価格買取制度の効果的・合理的な運用を図るとともに、事業計画認定等の状況をより詳細、迅速に公表することが求められます。

・県内では、景観や眺望の阻害、環境破壊、災害リスクなどの懸念から大規模な太陽光発電設備等の設置の規制を求める動きもあります。再生可能エネルギーの導入については、規制緩和が原則ではあるものの、地域の事情にも十分配慮するよう、事業を実施する事業者に周辺地域への影響に関する地域の懸念への対応や、適正な管理を徹底させる必要があります。

・ＦＩＴ法の改正により令和４年度から認定失効制度が施行されており、運転開始が見込めない案件については、実態に応じ厳格に対応する必要があります。

・カーボンニュートラル社会を実現するためには、発電設備の高効率化や、蓄電池の性能向上、水素やアンモニアの利活用、ＩＣＴ技術で制御された地域自立型エ

【県担当課】危機対策課・エネルギー政策課

ネルギーシステムの構築など、基盤技術の開発が不可欠です。

・カーボンニュートラルの達成には、あらゆる分野での取組が必要となりますが、脱炭素化への関心はあるものの具体的な取組に至らない企業が見受けられます。

２　本県の取組

・令和４年３月に「ふじのくにエネルギー総合戦略」を策定し、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消の推進により、一極集中型のエネルギー供給体制から、災害に強い小規模分散型の供給体制への移行を目指すとともに、「企業脱炭素化支援センター」の設置や様々な産業分野でのカーボンクレジット創出支援等を通じ、県内を支援していきます。

・平成 30 年７月に設立した「静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会」において、エネルギー関連技術の研究者と県内企業とのマッチングを促進し、技術開発を支援しています。また、令和４年７月には同協議会の中に「水素部会」を立ち上げ、県内企業の水素関連産業への参入を促しています。

・さらに、国の産業技術総合研究所と県内企業の共同研究により高度な研究開発を行う企業を支援する先端企業育成プロジェクト推進事業では、カーボンニュートラルの取組を優先採択することとしており、県内企業が抱える技術開発上の隘路の克服を図っています。

【県担当課】危機対策課・エネルギー政策課

41　海洋ごみ対策の推進

［要望・提案先：環境省］

【要望･提案事項】

○　国の「プラスチック資源循環戦略」の目的に沿った取組を実施する地方自治体への財政的・技術的支援の拡充 ○　海岸漂着物等地域対策推進事業に係る補助率の引き上げ及び当初予算での予算措置

1　現状・課題

・ プラスチックは、私たちの生活に利便性をもたらす一方で、廃棄されても分解しない性質があることから、プラスチックごみによる海洋汚染が自然環境や生態系に悪影響を及ぼしています。

・ 国においては、令和元年５月 31 日に、「プラスチック資源循環戦略」を策定・公表し、プラスチックごみの海洋流出を防止するため、ポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進することとしています。同戦略を具体化して、プラスチックの資源循環を総合的に推進するべく、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和４年４月に施行されました。

・ プラスチックごみによる海洋汚染や海岸漂着物への対応は、世界的な課題となっています。

・ また、地域環境保全対策費補助金は、例年、当初予算を大きく上回る補正予算により予算措置がされていますが、海岸漂着物は、一度回収しても再び発生することから、対策の継続が不可欠で、その回収時期も、季節や地域によって異なるため、対策に係る国庫補助金の交付決定を補正予算において受けたとしても、年度内に事業を実施できないことも想定されることから、当初予算での措置が必要です。

・ さらに､対策事業の財源となる国庫補助金の補助率が平成 27 年度から引き下げられたことから、地方公共団体の財政負担が大きくなっています。

・ 令和６年度からは、啓発事業を費用対効果の観点から制限する動きがあり、事業継続において、地方公共団体の財政負担が更に大きくなることが見込まれています。

【県担当課】廃棄物リサイクル課

２　本県の取組

・「静岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、県及び市町が事業主体となって、海岸漂着物等の回収・処理事業及び発生抑制事業を実施しています。令和５年度は、県及び市町が、約 1,175 トンの海岸漂着物の回収・処理を行いました。

・令和元年度から県民一人ひとりがプラスチックごみの海への流出防止や発生抑制に取り組む６Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リターン、リカバー）県民運動を展開しています。

【県担当課】廃棄物リサイクル課

42　長期間放置された産業廃棄物の処理に対する支援

［要望・提案先：総務省・環境省・経済産業省］

【要望・提案事項】

○ 産業廃棄物に係る排出事業者並びに処理業者の責任強化及び「生活環境の保全上の支障」の明確化［環境省・経済産業省］

○ 原因者不明等により長期間放置された産業廃棄物の処理を行う市町村に対する支援制度の創設［総務省・環境省］

1　現状・課題

・ 産業廃棄物の不適正処理事案において、県が廃棄物処理法上の措置を尽くしても、原因者の不明、死亡、資力不足等により当該廃棄物が撤去されることなく長期間放置される場合があります。

・ 生活環境保全上の支障やそのおそれがあると判断できない場合には、行政代執行されず、災害等による廃棄物の飛散・流出などの将来的なリスクが継続します。

・ 廃棄物処理法では「生活環境の保全上の支障」の規定が明確ではなく、措置命令や行政代執行による支障除去を判断することが難しいため、法令改正により県が迅速に必要な指導や行政処分を行えるよう、具体的に規定することが必要です。

・ 撤去について汚染者負担の原則を徹底するためには、排出事業者による営業供託金制度を創設し、社会全体として長期間放置された廃棄物を処理する財源を確保するほか、不適正処理を行った複数の排出事業者における責任範囲を明確にできない場合でも連帯して処理責任を負うなど、法令改正により処理業者及び排出事業者の責任を強化する仕組みの創設が必要です。

・ 産業廃棄物が周辺環境へ与える影響を懸念する住民の意識が高まっています。住民にその撤去を求められ、処理責任はないが自らが撤去・処理することとなった市町村又は都道府県に対して、国による財政支援が必要です。

2　本県の取組

・ 産業廃棄物の不法投棄を防止するため、監視・指導を強化するとともに、市町や県民と連携し、不法投棄の未然防止や早期発見に取り組んでいます。

・ 令和５年度から「不適正処理廃棄物撤去事業費助成」制度を創設し、地域の良好な生活環境を維持するため、生活環境保全上の支障が生ずる前に、市町自らが長期間放置された産業廃棄物を撤去する事業に対して負担軽減を講じています。

【県担当課】廃棄物リサイクル課

43　廃棄物の適正処理・リサイクルの推進

［要望・提案先：経済産業省・環境省］

【要望・提案事項】

○ ＰＣＢ廃棄物の処理に対する財政支援措置の拡充及び高濃度ＰＣＢ廃棄物の確実な処理体制の確保［環境省］

○ 一般廃棄物処理施設の整備促進［環境省］

・ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進に対する財政支援

○ 家電リサイクル対策の充実［経済産業省・環境省］

・家電リサイクル料金の前払化や価格内部化方式の採用など購入時負担の明確化

○ 東日本大震災の災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺における放流水のモニタリングの継続実施及び放流水のモニタリングが必要な回数や期間等、基準の明示［環境省］

1　現状・課題

・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において処理期限が定められているＰＣＢ廃棄物については、処理費用の助成対象が不十分であり、民間事業者や自治体が行う処理に対する財政支援が十分とは言えない状況にあります。

・高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分を行う、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）が今後廃止される予定になっていますが、高濃度ＰＣＢ廃棄物が新たに発見される可能性もあり、それらが速やかに処理される体制の確保が必要です。

・ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下、「広域化等」という。）を図るため、県では令和４年度から令和 13 年度の 10 年間を計画期間とする「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定しましたが、広域化等を推進していくためには、県が実施する広域化計画の見直しに係る業務委託費及び事務費、市町等が実施する広域化・集約化の実現可能性調査に係る業務委託費等への、財政支援の拡充が必要です。

・家電リサイクル料金の支払い方法は、当事者に負担感のある「後払方式」となっており、不法投棄を招くおそれがあることなどが課題となっています。

・東日本大震災における災害廃棄物の処理に当たっては、搬出時や焼却後に放射性セシウム濃度等を測定し、国及び県の基準を満たしていることを確認していますが、最終処分場周辺の住民は、現在も放射性物質による健康への影響を心配しています。

【県担当課】廃棄物リサイクル課

・ 国による、最終処分場周辺における放射性セシウム濃度等のモニタリング調査は、年４回の放流水の調査のみであるため、災害廃棄物の受入れ市では、災害廃棄物受入れに当たり最終処分場周辺住民の健康影響に対する保証等から、国の調査を補う形で最終処分場周辺での放流水のモニタリング調査を行っています。国が放流水のモニタリング調査の回数、期間等の基準に関する判断を示すまでは継続せざるを得ない状況にあります。

２　本県の取組

・ 法定期限までに確実に処理するよう、ＰＣＢ廃棄物等の所有者の把握や、対象者への指導、県民への周知・広報等に取り組んでいます。
・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に当たっては、令和３年度に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づく市町等による施設整備を推進しています。
・ 廃家電等の不法投棄や不適正処理を防止するため、監視・指導を強化するとともに、市町や県民と連携し、不法投棄の未然防止や早期発見に取り組んでいます。
・ 本県では、東日本大震災の被災地の復旧・復興のため、廃棄物処理施設を有する県内５市（静岡市・浜松市・島田市・富士市・裾野市）で、国から協力要請のあった災害廃棄物を、平成 25 年３月 18 日までの間に 3,176 t 受け入れました。

【県担当課】廃棄物リサイクル課

44　水環境中の未規制化学物質対策の推進

［要望・提案先：環境省］

【要望・提案事項】

○ ＰＦＡＳの科学的知見の集積と科学的根拠に基づく対策の推進
○ 「要監視項目」、「要調査項目」に選定されている化学物質の早期の評価

１　現状・課題

・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する「要監視項目」であるＰＦＯＳとＰＦＯＡが、全国の公共用水域や地下水で国の暫定目標値 50ng/L を超過する事例が散見され、国民の関心が高まっている状況にあります。
・ＰＦＡＳについては人への健康被害について確定的な知見が示されておらず、影響を不安視する県民も少なくありません。
・県民の不安解消に向け、早急な科学的知見の集積と科学的根拠に基づく対策の推進が必要です。
・また、県内の河川から「要調査項目」に選定されているアクリルアミドが検出され、人の健康や生活環境、さらには水生生物への影響が懸念されています。
・公共用水域等の検出状況などの知見の集積に努めるべき「要監視項目」や、人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれについて知見の集積が必要な「要調査項目」については、国において、人の健康や生態系への影響について早期に評価することが必要です。

２　本県の取組

・令和３年７月から、アクリルアミド（要調査項目）の調査を実施しています。また、令和５年度から、公共用水域におけるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ（要監視項目）、ＰＦＨｘＳ（要調査項目）の調査を政令市等と連携して実施しています。

【県担当課】生活環境課

45　水道事業の基盤維持・強化のための施策の推進

［要望・提案先：国土交通省］

【要望・提案事項】

○　水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実

・水道事業者等に対する補助制度について、自然災害に備えた水道施設の耐震化、大規模な施設整備等に要する十分な財源の確保及び長期的な支援

・水道事業者等が自ら行う人材確保に係る支援制度の拡充

・広域化に係る水道基盤強化に要する経費を対象とする補助率の引き上げ、事業体数等の補助要件の撤廃などの制度の拡充

○　簡易水道事業等への支援制度の充実

・生活基盤施設耐震化等交付金等の補助対象外とされる特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設に係る距離要件の撤廃

1　現状・課題

〇水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実

・ 国は、水道の基盤強化による安全な水の供給、水道の持続性の確保等を目指して、令和元年10月に改正水道法を施行しており、一定の要件を満たした市町や水道事業者等には施設整備に係る財政措置を講じています。

・ 基盤強化には、浄水場や配水池、管路等の施設整備だけでなく、昨今の自然災害を踏まえた重要給水施設をはじめとした耐震化の推進や、それらを管理、運営する水道事業者等が行う技術職員の確保などが課題となっており、防災・安全交付金の事業メニューの拡大等、財政面等の長期的な支援が必要です。

・ 社会資本総合計画に記載された基幹事業に係る補助率については、下水道の広域化事業が２分の１であるのに対して、水道の広域化事業は３分の１となっています。上下水道一体の効率化を図る上では、水道の広域化事業に係る補助率の引き上げが必要です。

・ 広域化による基盤強化の推進に当たっては、３以上の水道事業者等の広域化のみが支援制度の対象となっているため、広域化による施設の効率的運用の進捗が停滞しており、実現性が担保されない懸念があります。国が推進する広域連携の動きを活性化させるためにも、これら要件の撤廃が必要です。

【県担当課】水資源課・経営課

〇簡易水道事業等への支援制度の充実

・ 本県には、地理的条件などから、特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設として継続せざるを得ない水道が多く存在しています。これらの施設整備が国庫補助事業や国庫交付金の対象でないため、老朽化施設の更新や耐震化対応が必要であるにもかかわらず、水道事業体の財政基盤が脆弱で資金確保に苦慮しており、整備が進んでいない状況です。

２　本県の取組

〇水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実

・ 静岡県内の水道事業体では、これまでも、「生活基盤施設等耐震化交付金」（厚生労働省）や「防災・安全交付金」（国土交通省）などの国の交付金制度を活用し、水道管路の緊急改善や重要給水施設としての配水管の整備などを行ってきました。

・ 平成28年度から設置している水道事業の広域連携に係る市町との検討会等の中で、広域化を実施した場合のシミュレーションや、これに基づく市町等との意見交換を実施し、令和５年３月に静岡県水道広域化推進プランを策定しました。現在は、このプランの基本方針に従い、県内の５つの圏域ごとに広域化に取り組んでいます。

・ 県企業局の榛南水道と大井川広域水道企業団の大井川広域水道では、令和４年３月に基本協定、同年９月に実施協定を締結し、令和11年の事業統合に向けて、両水道を連結する管路の設計、工事等を進めています。

〇簡易水道事業等への支援制度の充実

・ 国の政策に合わせて平成19年度から小規模な水道の統合を進め、平成18年度に247事業体あった簡易水道事業が、令和４年度末に105事業体となっています。

【県担当課】水資源課・経営課

46　環境影響評価制度における更なる住民意見の反映

［要望・提案先：環境省］

【要望・提案事項】

○ 計画段階環境配慮書の手続における地域住民意見を一層反映する仕組みの整備

1　現状・課題

・環境影響評価法の配慮書手続には、住民説明会の開催が義務付けられておらず、事業計画の早期の段階で、住民が事業者から事業内容の説明を受け、直接意見を述べる機会がありません。このため、環境影響評価手続が進む中で、住民とのトラブルが生じる事例があります。

・より早期に事業者と住民がコミュニケーションを深めることにより環境影響評価手続が円滑に進むよう、配慮書の手続においても住民説明会等の開催を求める必要があります。

2　本県の取組

・地元の強い反対がある事業については、環境影響評価手続での住民説明会のほか、環境影響評価の手続開始前においても、事業者に住民への丁寧な説明を求めています。

【参考：環境影響評価手続の流れ】（▣は知事意見を述べる手続）

※1配慮書　計画段階において配慮事項の検討結果を記載したもの（法対象事業のみ）
※2方法書　環境影響評価を行う方法を記載したもの
※3準備書　環境影響評価の結果について意見を聴くための準備として作成したもの

【県担当課】生活環境課

47　国立公園の環境保全対策及び利用の推進

［要望・提案先：環境省］

【要望・提案事項】

○ 南アルプス国立公園の適正な保護及び利用の推進

・高山植物やライチョウ等の生態系を一体的に保全するための広域的かつ抜本的な対策の実施

・公園区域の拡張等公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備と職員が常駐する保護官事務所の設置

・中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための的確な調査と実効性のある保全措置への助言及び確認

○ 富士箱根伊豆国立公園における富士山の環境保全対策

・富士箱根伊豆国立公園内の富士山の利活用と調和した環境保全活動の拠点となるビジターセンターの整備

1　現状・課題

・ 県では、平成 10 年度から高山植物保護の施策を実施していますが、対象地域の多くが国立公園、かつ広範囲なため、県が施策を効率的に遂行することには限界があります。また、国立公園の整備は、平成 17 年度から地方への整備費補助が廃止され、国の直轄整備が明確化されました。

・ 近年、南アルプス国立公園内において、高山植物に対するニホンジカの食害が顕著となり、ほぼ全域でお花畑の消失や衰退が進行しているため、お花畑を生息地、エサ場としているライチョウや高山蝶等の絶滅につながる恐れがあります。

・ 防鹿柵の整備や、登山者の増加に伴う踏み荒らし防止策など、先手を打った高山植物保護対策等が求められています。

・ 国は、令和２年度に公園計画の見直しに向けた動植物の分布や地形、地質の現況調査に着手しましたが、現状を踏まえた自然環境の変化への対応や、多様な自然環境の保全と生物多様性の確保を図るため、公園区域の拡張などの公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備と職員が常駐する保護官事務所の設置が必要です。

・ 中央新幹線建設工事により、地下水位が低下し、希少な生態系に影響を及ぼす可能性が懸念されています。将来にわたり、国民の貴重な財産である南アルプスの自然環境に影響を与えることがないよう、南アルプスユネスコエコパークの理念と整合を図りながら中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための

【県担当課】自然保護課・生活環境課

的確な調査と実効性ある環境保全措置が実施されるよう助言していく必要があります。

- 世界文化遺産富士山において緊急的な課題であったし尿やごみの対策は、改善が図られてきましたが、依然としてマナーやルールを無視した来訪者による負荷増大が懸念されています。そのため、富士山の利活用と調和した環境保全活動やマナー啓発、情報発信の拠点となるビジターセンターの国による整備が必要です。
- 令和４年には、国道 139 号沿線における朝霧高原周辺の探勝の拠点となる宿舎を整備するため、公園計画が変更されていますが、今後のビジターセンターの整備に当たっては、富士山全体の利活用と調和した計画的な整備に留意する必要があります。

２　本県の取組

- 本県では、応急的に、防鹿柵の整備などの保護対策をボランティアと連携して実施しています。また、希少野生動植物を絶滅の危機から守り、生物多様性が保全された自然環境を後世に継承するため、希少野生動植物保護条例を制定し、条例に基づく種の指定を行いました。
- 南アルプス国立公園に配置されている自然公園指導員の活動を補完するため、ボランティアの方々を高山植物保護指導員に委嘱し、保護活動を実施しています。
- 中央新幹線建設工事が南アルプスの自然環境に及ぼす影響の回避・低減を図るため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議を開催し、中央新幹線事業者と保全対策等について対話を重ねています。
- 国内外の多くの方に南アルプスを守る取組に御賛同いただき、豊かな自然環境を次世代につなぐため、生態系保全と魅力の発信を目的とした、南アルプス環境保全基金を令和３年３月 26 日に創設しました。
- 南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくことに貢献することを目的とする「南アルプスを未来につなぐ会」を令和３年７月に発足したほか、国際的に開かれた新たな地域学として「南アルプス学」の構築を目指す「南アルプス学会」を令和４年２月に設立するとともに、これらの知見等を活かして取組を推進する組織として「南アルプスみらい財団」を令和４年７月に設立しました。今後は、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みとして新たに本県が提唱した「南アルプスモデル」の構築に向け、これらの組織や関係団体等と連携し、協働により各種の取組を推進していきます。
- 本県では、富士山の環境保全対策について、①環境負荷の軽減（富士山クリーンアップの推進）、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保の３本柱により推進しています。

【県担当課】自然保護課・生活環境課

48　鳥獣対策の推進

［要望・提案先：農林水産省・環境省・防衛省］

【要望・提案事項】

○ 鳥獣被害防止対策への支援

・鳥獣捕獲等被害防止対策に係る予算の十分な確保と年度をまたいで集中捕獲できる補助制度の運用［農林水産省・環境省］

・自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内でのニホンジカの捕獲対策の推進［防衛省］

・国が管理する国有林内等におけるニホンジカの更なる捕獲の強化［農林水産省・環境省］

○ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策への支援

・調査機材の購入や、監視業務・簡易検査業務の委託等、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策に係る財政的支援制度の創設［環境省］

1　現状・課題

・ 野生鳥獣による自然生態系への影響や農林業被害は深刻化しており、静岡県の令和５年度の野生鳥獣による農林産物の被害額（速報値）は２億 56 百万円余に上っています。一方、狩猟者の約５割が 60 歳以上となっており、高齢化に伴う狩猟者の減少により、捕獲対策の推進に支障を来たす恐れがあります。

・ このような中で、計画的捕獲や被害防止目的の捕獲及び予防対策を着実に実施するためには、指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策交付金による継続的な支援が必要不可欠です。

・ ニホンジカの妊娠時期に当たり、個体数調整の効果が高い３月～５月にかけての集中捕獲を円滑に行うためには、年度をまたいだ補助制度の運用が必要です。

・ 陸上自衛隊東富士演習場内及びその周辺においてニホンジカの生息密度が増加していることから、自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内及びその周辺での捕獲対策を進める必要があります。

・ 広大な国有林を中心に、ニホンジカの高密度化が進むとともに生息区域が拡大し、農林業を中心に被害を与えています。平成 26 年度から国による本格的な捕獲が実施されていますが、被害を抑えるためには一層の捕獲の強化が必要です。

【県担当課】自然保護課・食と農の振興課

・ 高病原性鳥インフルエンザの発生は、家きん産業への影響に加え、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼします。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第３条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、野生鳥獣の感染症に対する都道府県の役割として、「野生鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査を始め、関係部局と連携したサーベイランス等の対策を実施する」と規定されています。しかしながら、高病原性鳥インフルエンザの発生抑制と被害の最小化を図るための調査機材の購入や獣医師等による簡易検査などの費用負担は大きく、財政的支援制度の創設が必要です。

２　本県の取組

・ 本県では、狩猟者の確保・育成を図るため、安全な狩猟や事故の適切な対応に関する研修会を実施するとともに、静岡県猟友会が取り組む、狩猟者の確保・育成や狩猟事故防止の取組を支援しています。また、地域において総合的な被害防止対策を組み立て、指導できる人材育成を目的に、野生鳥獣の生態や被害防止対策等の知識・技術を習得する研修会を実施しています。

・ 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して個体数の削減に取り組んでおり、年間約２万頭を捕獲していますが、依然として推定生息頭数は高い水準にあります。

伊豆・富士地域におけるニホンジカ捕獲頭数と推定生息数推移　　**（単位：頭）**

地域		Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
伊豆	**捕獲頭数**	12,489	15,913	15,100	13,213	13,141
	生息頭数	40,100	35,900	30,700	26,700	21,900
富士	**捕獲頭数**	5,557	7,607	7,739	6,974	6,335
	生息頭数	20,200	18,700	16,900	15,300	14,700

・ 令和５年 10 月から、県内又は近隣都県において、家きん又は野鳥、飼育鳥で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザが発生した際には、交差感染を防止するため、野鳥における簡易検査業務を、県家畜保健衛生所から（公社）静岡県獣医師会に切替えて実施しています。

【県担当課】自然保護課・食と農の振興課

教育・人づくり

49　高等学校等就学支援金制度等の充実

［要望・提案先：文部科学省］

【要望・提案事項】

○ 就学支援制度等の更なる支援の充実 ○ 就学支援金と奨学給付金に係る関係機関の事務手続の簡素化

1　現状・課題

・私立高校生等の授業料の軽減を図る就学支援金は、令和２年度の制度改正により、世帯年収 590 万円未満の生徒の授業料について、全国平均授業料（年間 396,000 円）まで拡充されました。

・しかしながら、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯があるなど、国による更なる支援の充実が求められています。

・各都道府県では、一層の軽減を図るため就学支援金に加え独自の授業料等減免支援を行っていますが、支給要件や支給額に大きな差異が生じています。

・各都道府県が実施している授業料減免は、多くの県が「県内校に在学する県内保護者」を対象にしているため、都道府県をまたいで通学する生徒の多くは上乗せ減免を受けられません。

・就学支援金では、支給対象者は学校を補助事業者とし保護者の住所地に係わらず学校の所在地県が事務を行いますが、授業料以外の教育費の負担軽減を図る奨学給付金では、保護者の住所地の都道府県が、審査、支給事務を行う制度になっており、同じ私立高校生に対する支援でありながら、県外学校に通学する生徒は申請先が異なるため、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化が求められています。

2　本県の取組

・県では、就学支援金に上乗せし、年収 590～700 万円世帯にあっては就学支援金と同額まで、700～850 万円世帯については年額 79,200 円を支給しています。

【県担当課】私学振興課

50　医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実

［要望・提案先：文部科学省］

【要望・提案事項】

○（特支・義務）医療的ケアを行う医療的ケア看護職員を適切に配置するための支援の充実
○（特支）医療的ケア児等が保護者の付添いなしに通学するための支援の充実
○（特支）医療的ケアを行う医療的ケア看護職員の確保など医療・福祉との連携強化

1　現状・課題

・医療的ケアが必要な児童生徒が増え、そうした児童生徒が特別支援学校へ通学を希望することが多くなっています。
・令和３年９月の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、医療的ケア児に対する適切な支援を行うことが学校設置者の責務となるとともに、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、必要な措置を講ずることが求められました。
・本県では、現在 20 校に 81 人の医療的ケア看護職員（以下、学校看護師と言う。）を配置し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアを実施していますが、障害の重度・重複化、多様化が進んでいるため、更なる学校看護師の配置が必要です。
・高度な医療的ケアとなる人工呼吸器管理については、学校体制下での安全面と対応できる学校看護師の確保に努めておりますが、半数近い学校看護師が人工呼吸器を扱った経験がないなど、課題が生じています。
・医療的ケア児の通学支援については、車両経費は就学奨励費を活用していますが、付添い看護師の委託経費は対象となっていません。
・また、学校設置者による福祉車両やスクールバスの用意も、地方では事業者の確保が難しく、車両の購入には高額な経費を要するため、国による支援が必要です。
・学校看護師不足や報酬の高額化、福祉車両の確保など適切な医療的ケア児の支援には、教育と医療・福祉の連携協力が必要不可欠となっています。
・小・中学校でも日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が増加しており、看護職員配置のため、学校を設置する市町の財政的負担が増加する中、切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）での国庫補助の拡充が望まれています。

2　本県の取組

・令和４年度から２年間、学校体制による人工呼吸器管理のモデル事業を実施して、

【県担当課】特別支援教育課・義務教育課

医療機関との緊急時の連携体制や学校看護師に対する研修等の課題を検証しました。令和６年度から対象児童生徒が在籍する全ての県立特別支援学校で人工呼吸器管理を実施しています。

・令和５年度に開始した医療的ケア児の就学支援事業を継続しています。

・学校看護師の確保に向けて、看護協会や福祉関係機関等との協議を行います。

【県担当課】特別支援教育課・義務教育課

51　学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進

［要望・提案先：文部科学省］

【要望・提案事項】

○（全校種）教職員定数改善計画の策定・実施及び加配定数の弾力的な活用の実施
○（義務）義務標準法の改正による中学校全学年での 35 人規模学級の実現
○（義務）特別支援学級の編制基準を６人へ引下げ
○（義務・高校）日本語指導のための定数充実
○（全校種）育休代替の本務者による対応
○（義務）免許外教科担任解消のための定数措置
○（全校種）養護教諭、事務職員、学校栄養職員の配置基準の見直し及び養護教諭、事務職員の複数配置基準の引下げ
○（義務）不登校児童生徒への対応に向けた定数充実

1　現状・課題

・ 国では、第７次教職員定数改善計画（平成 13～17 年度）後、定数改善計画が策定されておらず、中・長期的な計画に基づく安定的な採用等、本県が目指すきめ細かな指導を行うための教職員の計画的な配置を行うことが困難な状況となっています。
・ 本県では、いじめや不登校、暴力行為、貧困などの課題に加え、特別支援教育対象児童生徒の増加、グローバル化、インクルーシブ教育システムの構築、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築など、時代の変化に伴う新しい教育環境への対応が必要とされています。
・ これらの課題への対応には、適正な人員配置が不可欠ですが、現在、現場の人事配置には、以下のような課題があります。
　① 小学校の段階的な 35 人学級編制の実施に伴い、指導方法工夫改善加配が年々減少しており、少人数による指導等のきめ細かな指導を行うための人員配置が年々難しくなっております。
　② 小学校専科指導（教科担任制）は、令和６年度、国により１年前倒しでの取組の強化が図られたものの、小学校専科指導（発展的見直し分）の移行による対応であるため、加配教員が不足しており、専科指導の推進において学校間格差が生じていくことが懸念されます。
　③ 小学校専科指導（英語）は、英語教育の充実及び教員の持ち時間数の減につながっていますが、担当教員は、週 24 時間の授業に加え、成績処理等で多忙を極

【県担当課】義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

めています。

④ 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級においては、インクルーシブ教育の方針を受けて特別な支援が必要な児童生徒が急増しており、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導を行うためには、現行の学級編制基準では十分とはいえない状況にあります。

⑤ 日本語指導を必要とする外国人児童生徒が急増しており、現行の加配教員と標準法における配置基準（18：1）による基礎定数化の対応では十分とはいえない状況にあります。

⑥ 若年層の女性教職員の増加に伴う産育休取得者の増加や男性教職員の育休取得の促進により、特定の学校に複数の育休者が停留して代替者が増加し、学校運営が困難となっています。

⑦ 免許外教科担任解消のため、定数活用による非常勤講師を配置していますが、そのために、本来学校に配置すべき教員が減少しています。

⑧ 全国的な傾向と同様、本県においても不登校児童生徒は年々増加し、子供たちの多様化・複雑化する課題にきめ細かく対応することが困難な状況にあり、教員の負担も増大しています。また、いじめや不登校への対応、心理的に支援を必要とする児童生徒の増加等、養護教諭の役割は大きくなっていますが、養護教諭は、比較的規模の大きい学校でも一人配置であるため、十分に力を発揮できない状況にあります。

⑨ 小中学校では、全ての市町において共同学校事務室を設置し、事務職員の学校経営への参画を促進することで、教員の多忙化の解消及び教育の質の向上に努めておりますが、事務職員の負担は大きくなっています。また、特別支援学校では、幼児児童生徒の増加に伴い、教育環境の整備や幼児児童生徒の就学奨励費等の業務量が増加の一途にあります。

⑩ 学校栄養職員は、児童生徒数の減少に伴い定数が年々減少しており、学級数の減少よりも定数減となった栄養職員の対応学級数の方が多いため、１人の栄養職員が受け持つ学級数は増加傾向にあり、児童生徒が食育指導を受ける機会が少なくなっています。

・ このような現状に対応するためには、育休代替を本務者とする対応や国加配の弾力的な活用、基礎定数化の配置基準（日本語指導・通級指導・初任者研修）など定数及び施設整備費補助において、実態に見合った学級編制基準の見直しが必要です。

・ その他、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置により、教員の負担軽減が図られていますが、補助対象経費に費用弁償（通勤手当）が含まれていないため、地域によっては、人材確保に非常に苦慮している現状があります。

【県担当課】義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

２　本県の取組

・ 令和元年度から義務教育課程全学年において 35 人以下学級編制を実施

⇒指導方法工夫改善加配の活用と県単独加配（令和６年度 22 人）の措置

・ スクール・サポート・スタッフの活用

⇒令和５年度、全小中学校 470 校へ、１校平均週約 20 時間配置し、教員１人当たり週約 21 分（令和４年度約 36 分）の総勤務時期間減少の実績

⇒令和６年度、全小中学校 464 校へ、１校平均週約 20 時間配置

⇒障害者雇用促進に向け、令和８年度にかけて、全 33 市町に障害者枠として、一人ずつ配置

・ 特別支援学級への非常勤講師の配置

⇒令和元年度まで、自閉症・情緒障害学級に７又は８人の児童生徒が在籍する学校に非常勤講師を配置してきたが、令和２年度から、上記に加え、知的障害学級に８人の児童生徒が在籍する学校にも非常勤講師を配置

・ 日本語指導非常勤講師の配置

⇒令和元年度から、特別の教育課程を編成している児童生徒が在籍し、加配等が配置されていない学校へ配置

・ 短期育児休業支援非常勤講師の配置

⇒令和６年度から、短期の育児休業取得（原則８週間以内）により、教員の代替確保が困難な学校へ配置

・ 高等学校における通級指導

⇒高等学校において特別な支援が必要な生徒に対応するため、通級指導の加配を有効活用

【県担当課】義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

52　ＧＩＧＡスクール構想推進に向けた支援の拡大

［要望・提案先：文部科学省］

【要望・提案事項】

○ ＧＩＧＡスクール構想の実現に必要な継続的な自治体支援
○ 自治体間格差のない、ＩＣＴを活用した教育の推進に必要な環境の整備
○ 教員のＩＣＴ活用指導力向上施策の充実

１　現状・課題

・国が進めるＧＩＧＡスクール構想を着実に実現し、「誰一人取り残さない教育の実現」のためには、自治体の財政力による教育格差が生じないよう、デジタル教科書の無償化や、既に整備された１人１台端末の継続的な更新、ＩＣＴの活用に関する教員の支援体制の拡充など、物価上昇を加味した上での継続的な自治体支援が必要不可欠です。
・加えて、どこでも同等の公教育が行われるために、学校現場において個別に導入されている校務支援等各種システムの全自治体への配備や安定した広域のネットワーク網、家庭においても学びを継続させるための無償の通信環境など、全自治体に共通するＩＣＴ環境の整備が求められます。
・また、教員のＩＣＴ活用指導力の個人差が、児童生徒に対する学びの提供において格差に繋がっていくことが懸念されます。

２　本県の取組

・本県では、地域全体として格差を生まない整備に取り組むとともに、県内自治体の学校・行政運営の高度化・簡素化・効率化に資するため、県内全市町とＩＣＴ教育に関する連絡会を設置し、端末の利活用促進やＩＣＴ活用に係る好事例等の横展開を図っています。
・また、能力・習熟別に各種研修を行うとともに、昨年度まで政令市を除く全市町立学校（各校１名）を対象に「ＧＩＧＡスクールサポート研修」を実施し、今年度は各市町の状況に応じた個別研修を実施するほか、ＩＣＴを活用した授業動画の共有など教員支援ポータルサイトを通じて、教員のＩＣＴ活用指導力向上に努めています。

【県担当課】教育ＤＸ推進課

53　夜間中学の運営に対する支援の拡大

［要望・提案先：文部科学省］

【要望・提案事項】

○ 夜間中学の複数教場への、配置弾力化等による養護教諭・事務職員の完全配置
○ 夜間中学在籍生徒に対する全国一律の就学支援制度の創設

1　現状・課題

・令和５年４月１日に、磐田市、三島市の２教場に静岡県立ふじのくに中学校（夜間中学）を開校しました。

・都道府県立の夜間中学が開設されたことを受け、令和３年度からは、教職員人件費や学校の建設経費、運営費に係る都道府県負担分について、市区町村負担分と同様に地方交付税措置の対象となりました。

・初期運営を支援する教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）における地方公共団体負担分については、令和５年度からは、市区町村負担分と同様に都道府県の場合も地方交付税措置の対象となりました。

・しかし、夜間中学の運営のためには、依然として多額の経費が必要であり、以下の課題が認められます。

①１校の夜間中学に分校等により複数教場を設置する場合、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「学校教育法」に基づく養護教諭及び事務職員の配置数は、最大でそれぞれ１人ずつであり、養護教諭・事務職員を全ての教場に配置できない状況です。このため、生徒の安全の確保や、予算執行、教職員の服務管理等、学校運営を行う上での課題が生じます。

②現行の就学支援制度には夜間中学在籍者が対象に含まれておらず、夜間中学を設置する市町村等ごとに制度創設の判断が委ねられている状況です。このため、就学支援制度を設けない市町村等では、入学希望者等が経済的事情により学習の機会が失われる可能性があり、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の基本理念に照らして改善が求められます。

2　本県の取組

・本県では、外国人県民や不登校の児童生徒の増加等により夜間中学設置の必要性が高まったことから、令和３年 11 月策定の「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・

【県担当課】義務教育課

プログラム）設置基本方針」に基づき、令和５年４月に県立の夜間中学として「静岡県立ふじのくに中学校」を開設しました。

・本県は東西に広い県土を有するため、全国初の２教場同時設置を行い、遠隔教育をはじめＩＣＴを活用した教育の充実に取り組んでいます。

・義務教育段階の学びの場を確保し、また、高等学校等への進学及び就労の選択肢を提供することにより、誰もが活躍できる社会の実現と県内産業を支える人材の確保・育成を目指しています。

・令和５年４月に開校したものの、今後、生徒が増加していくことを考えると、教員数の確保が課題となってきます。令和５年度は、国の加配措置により養護教諭・事務職員を全ての教場に配置できましたが、生徒の安全の確保や、予算執行、教職員の服務管理等について、基礎定数化による、一層の円滑な学校運営を目指しています。

〇静岡県立ふじのくに中学校の概要

<table>
<tr><td colspan="2">開校時期</td><td>令和５年４月</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置目標</td><td>静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置方針に基づき、全ての県内在住者に義務教育の機会を保障することで、誰一人取り残さない学びの提供を目指す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置者</td><td>静岡県</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校教育目標</td><td>「学ぶ喜び」の実感</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象生徒</td><td>静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人
①日本や海外において９年間の義務教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人
②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">設置規模・手法</td><td>教場数及び設置場所</td><td>２教場
・磐田本校：天平のまち３階内(磐田市中泉１丁目)
・三島教室：静岡県立三島長陵高等学校６階内
（三島市文教町１丁目）</td></tr>
<tr><td>開校手法</td><td>年次進行で開設（令和６年度は第１学年と第２学年のみ）</td></tr>
<tr><td>学級編制</td><td>静岡式35人学級編制による</td></tr>
<tr><td>学区</td><td>全県１区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育課程</td><td>実施教科</td><td>全教科</td></tr>
<tr><td>学習の特徴</td><td>・両教場間で遠隔教育を実施し、ICTを活用した学びを展開
・生徒一人ひとりの背景や状況に応じたきめ細かな支援体制の構築</td></tr>
</table>

【県担当課】義務教育課

54　私立学校経常費助成費補助金等の拡充

［要望・提案先：文部科学省］

【要望・提案事項】

○ 私立高等学校等経常費助成費補助金等の財源措置の充実
○ 私立高等学校等経常費助成費補助金の高等専修学校への対象拡大

1　現状・課題

・私立学校の教育条件の維持向上等を図るための私立学校振興助成法に基づく経常費助成については、国の標準単価に本県独自の上乗せ加算による助成を行い、生徒一人当たりの補助単価の改善を図っています。

・しかしながら、少子化の進行による生徒等の減少や、長引く物価高騰などから、私立学校の経営は極めて厳しい状況にあり、私立高等学校等経常費助成費補助金及び地方交付税による国の財源措置についても更なる充実が求められます。

・また、高等専修学校は、高校生と同年代において専門的、実践的な職業人の育成に寄与する教育機関であり、生産年齢人口が減少する中で、その振興が求められておりますが、高等学校と異なり経常費に対する国庫補助の対象となっておらず、県単独事業による助成によっても支援に格差が生じています。

2　本県の取組

・本県では、県単独事業により、学校法人立の全日制高等学校に対し、生徒一人当たり年額 40,300 円（国庫補助、地方交付税措置を合わせ 398,448 円）を助成し、学校法人立の高等専修学校に対し、生徒一人当たり年額 99,500 円を助成しています。

【県担当課】私学振興課

55　不登校支援のためのフリースクールなどへの支援の充実

［要望・提案先：文部科学省］

【要望・提案事項】

○ 不登校支援のためのフリースクール等民間施設や家庭への国庫補助制度の設置

1　現状・課題

・教育機会確保法では、「不登校の子供たちそれぞれの状況に応じた支援」や「不登校の子供たちが安心して十分に教育を受けられる環境の整備」が求められています。

・また、教育機会確保法は、国及び地方公共団体に対し、学びを保障する施策を行うために必要となる財政的措置を講ずることを求めています。

・このような中、様々な事情により学校生活になじめずにいる児童生徒にとって、民間のフリースクール等民間施設（以下「フリースクール等」）が行う学習活動、教育相談、体験活動等の活動は、社会的自立に向けた学びの場として重要な役割を果たしています。

・フリースクール等は学校教育法に基づく学校に該当しないため、公的な支援制度が適用されず、その運営は大変厳しい状況となっています。また、平成 27 年の文部科学省の調査によれば、フリースクール等の利用料は高額であり、経済的な理由で利用を諦めざるを得ない児童生徒もいます。

・このように、現状では国による財政的措置が行われていないため、各自治体では様々な考え方により支援措置を講じている状況です。

・そのため、学びの保障を確実に推進していくため、国が全国統一的に実施する国庫補助制度を早急に創設する必要性があります。

2　本県の取組

・本県では、不登校対策として、公民連携を進めるとともに、フリースクール等の運営を支援（受け皿の確保、維持）することが、児童生徒の社会的自立に資すると考え、フリースクール等への公的支援（団体助成）を令和６年度から実施しています。

・補助対象団体は、県内所在で、１年以上の活動実績があり、県が主催する連携協議会の参加している団体を対象としています。

・対象経費は、施設整備を除いた運営経費を対象として、補助額は年間上限 100 万円で、補助対象経費の 1/2 以内です。

【県担当課】義務教育課

56　国際バカロレア認定に向けた取組の推進

［要望・提案先：外務省・厚生労働省・文部科学省］

【要望・提案事項】

○ 高い専門性と指導力のある外国人教員を確保できる任用制度等の構築
［外務省・厚生労働省・文部科学省］

○ 国際バカロレア認定に必要となる人材育成及び施設整備等に係る支援の充実
［文部科学省］

1　現状・課題

・令和元年12月に閣議決定された、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラムである国際バカロレアの普及・拡大を通じて地域に根差しながらグローバルに活躍する人材育成の拡充に向けた取組を推進する」とされています。

・また、成長戦略2020（2020年7月閣議決定）においても、国際バカロレア認定校等を令和４年度までに200校以上にすることを具体的な数値目標として掲げています。(令和４年度末で認定校は207校となり目標は達成)。

・本県でも、グローバル化の進展に伴い、真に国際社会で活躍できる人材を育成するため、こうした国の取組に呼応して、探究的学習を特色とする国際バカロレア教育の導入実現に向けた準備を進めていますが、円滑で安定的な事業実施にあたり、以下の課題があります。

① 国際バカロレア教育の導入には、英語で教科指導ができる高い専門性と指導力のある人材を確保する必要があるため、外国人教員の活用が不可欠ですが、教育職員免許法に規定された要件を有する外国人教員には限りがあり、人材の確保が困難な状況です。

② 国際バカロレア認定のためには、英語で教科指導ができる人材を教員として確保する必要があるほか、教員養成のワークショップへの継続的な参加など人材育成にかかる経費や新たな施設整備にかかる経費が必要になるなど負担が大きくなっています。

・このような状況に対応するためには、外国人教員を容易に確保できるような新たな任用制度等の構築や、人材育成や施設整備等について、国による支援が必要です。

2　本県の取組

・令和３年度「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育導入基本計画」を策定し、国際バカロレア教育の導入実現に向けた準備を進めています。

・令和５年５月に国際バカロレア機構による候補校認定を受けたふじのくに国際高等学校は、当初の予定通り令和６年４月に開校しました。今後、教員研修や施設整備などの認定準備を更に進め、令和８年の国際バカロレア教育導入を目指しています。

【県担当課】義務教育課・高校教育課・教育施設課

産業振興・デジタル

57　エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化

［要望・提案先：経済産業省・農林水産省］

【要望・提案事項】

○ 適切な価格転嫁に向けた実効性ある下請事業者の支援対策の強化［経済産業省］

○ 施設園芸等燃料、飼料・肥料等の価格高騰対策の支援継続及び強化［農林水産省］

○ 漁業経営セーフティネット構築事業の継続及び制度の柔軟な運用（期中の積立金額の追加）並びに国負担割合の増大［農林水産省］

○ 特別高圧電力及びＬＰガス料金の価格高騰に対する支援の継続とその他の電力及びガス料金に対する支援との一体的な措置実施［経済産業省］

1　現状・課題

・ 円安に伴う輸入価格の上昇等により、エネルギーをはじめ様々な物価高騰が長期化し、県内経済へ重大な影響を及ぼしています。

・ 原材料・エネルギーコスト増加分の適切な価格転嫁を始め、大企業と中小企業・小規模事業者との取引の適正化に向け、実効性ある下請事業者の支援対策が必要です。

・ 施設園芸や荒茶工場において、燃料価格の高騰が続いている中、国の施設園芸等燃料価格高騰対策は、経営継続の重要な支えとなっています。しかしながら、長期化する燃料価格の高止まりに対応するためには、同対策の基準価格算定方法の見直しや、施設園芸セーフティネット構築事業における省エネ目標や積立金拠出等の加入要件の緩和が必要です。

・ 令和６年５月の配合飼料の販売価格は、価格高騰前の令和２年度の約 140％となっています。さらに、配合飼料価格安定制度の発動指標は、実際に農家が支払う飼料価格ではなく輸入原料価格のため、補填される額が少なく、農家の経営を圧迫しています。また、現在の制度では価格が高止まりすると補填されません。農家経営の実情に合わせた制度の見直しが必要です。

・ 本県の飼料用米や稲発酵粗飼料の作付け面積は増加傾向にありますが、依然として必要量に対し大きく不足しています。畜産経営の安定化に向け、一層の飼料自給率向上の取組が必要です。

・ 国は、令和４年秋肥及び令和５年春肥を対象に支援しましたが、令和６年６月の

【県担当課】地域産業課・農芸振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

肥料価格は価格高騰前の令和２年同月比で 137%と高止まりしています。生産者の負担軽減を図るため、肥料についても、支援制度の継続が必要です。さらに、肥料価格の高騰に左右されることなく、農業者の経営が安定するよう、セーフティネット等の価格高騰の影響を緩和する仕組みが必要です。

・「漁業経営セーフティネット構築事業」においては、漁業者が年度当初に積み立てた金額が枯渇し、年度途中から十分な補填を受けられなくなるケースが起きることがあります。令和４年 12 月には期中積増しの特例措置が講じられましたが、経済情勢が安定しない現況下では引き続き制度の柔軟な運用が必要です。また、長引く不漁等により、漁業者は厳しい経営環境に置かれ、十分な積立を行うこと自体が困難になっていることから、国負担割合の増大が必要です。

・令和５年３月に、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金が創設されましたが、現下の物価高から地域の生活・経済を守るため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じることが必要です。

・なお、特別高圧電力及びＬＰガスを利用する中小企業等への支援は地方の実情に応じて検討することとされており、本県においては令和５年度、当該交付金を活用して支援を行いましたが、今後、国が更なる追加対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、地方団体間で対策の内容に格差が生じないよう、国の責任において全国一律の対策を直接講じることが必要です。

２　本県の取組

・原油・原材料価格の高騰により、一時的に業況が悪化した商工業者、農業者、漁業者等を支援するため、県制度融資の融資要件緩和や燃油・飼料・肥料購入費用の一部支援など緊急的な支援を行ったほか、各種窓口での相談対応や農業者・漁業者向けの資金繰り支援を行っています。

・長期的には、省エネなど産業構造の転換につながる取組をさらに推進していきます。

【県担当課】地域産業課・農芸振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

項 目	内　容
商工業者	○原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続支援 ○資金繰り支援 県制度融資「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」 ※取扱期間：令和４年７月１日～令和６年３月 31 日 原油・原材料の仕入れ価格が上昇し、粗利益が減少した事業者に融資 ○相談対応（各商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、信用保証協会が、相談窓口設置）
農業者	○施設園芸農家、荒茶工場、畜産農家を対象に燃料・飼料購入費用の一部を支援 ※令和５年 10 月～令和６年３月の加温用燃料・ 令和４年１月～令和６年３月の飼料高騰分を支援 荒茶工場は令和４年４月～10 月の燃料高騰分を支援 ○化学肥料の低減に向けて取り組む農業者を対象に肥料購入費用の一部を支援 ※令和４年６月～令和５年５月分の肥料高騰分を支援 ○資金繰り支援 「農業近代化資金」省エネ型施設整備等の導入に対する利子補給 ○相談対応（農林事務所が、施設園芸セーフティネット事業の説明会等実施）
漁業者	○漁業者（養殖業者を含む）を対象に燃油・飼料購入費用の一部を支援 ※令和４年１月～９月の燃油・飼料高騰分を支援 ※令和４年 10 月～令和５年３月の燃油・飼料高騰分を支援 ※令和５年４月～９月の飼料高騰分を支援 ○資金繰り支援 「沿岸漁業改善資金貸付金」省エネ型エンジン等の導入に対する貸付（無利子） ○相談対応（県漁連が、随時受け付け）
ＬＰガス利用者	○ＬＰガス販売事業者に使用料金の値引き原資を支援 ※令和５年４月～令和６年３月の料金高騰分を支援
特別高圧電力利用者	○特別高圧契約で受電する中小企業等に対して電気料金の一部を支援 ※令和５年４月～令和６年３月の料金高騰分を支援

【県担当課】地域産業課・農芸振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

58　先端産業の創出と振興

［要望・提案先：内閣府・文部科学省・経済産業省・農林水産省
・国土交通省・環境省］

【要望・提案事項】

○ 国の研究機関や大学等との連携、サプライチェーンの強靭化対策への支援拡充など先端産業を支える制度の構築
［文部科学省・経済産業省・農林水産省・国土交通省］

○ 総合特区制度における規制緩和や金融・財政等、各種支援制度の拡充［内閣府］

○ 医療・健康産業等（医療・介護、食品・ヘルスケア、光・電子技術）、海洋関連産業、ＣＮＦ（セルロースナノファイバー）等における研究、製品サービス開発等への支援拡充（地域企業の研究開発を支援する補助金等の創設・拡充）
［文部科学省・経済産業省・農林水産省］

○ 電動化やカーボンニュートラル実現に向けた自動車産業等における研究開発、充電インフラ整備、省ＣＯ２型設備等の導入に対する助成制度等の支援拡充
［経済産業省・環境省］

１　現状・課題

＜先端産業を支える制度＞

・本県では、地域資源や産業基盤の特性を活かした先端産業創出プロジェクトを推進しています。最近では、海洋資源を活用したマリンバイオテクノロジーによる製品開発にも取り組んでいますが、イノベーションを起こし、新たな価値を創造するためには、国の研究機関や大学等との連携を促進する環境整備が必要です。

・自動車産業など本県の産業を主導する部門においても、これまで培った高度なものづくり技術をベースとしながら、ＤＸによる産業構造の転換を図る必要があります。先端産業を中心とした企業間でのデジタルデータのやり取りが増加していく中、サイバー攻撃のリスクが高まっており、サプライチェーン全体の強靭化を図るため、サイバーセキュリティ対策に必要となるソフトウエアやハード機器等の導入支援の拡充が必要です。

＜総合特区制度の取組＞

・医療健康産業の振興と集積を目指す「ふじのくに先端医療総合特区」では、山梨県の７市町を加え、県域を超えた企業やアカデミアとの連携にも取り組んでいます。取組の深化に向けて、特区区域の研究開発等に対する各省における支援の重点化、内閣府からの直接支援等の財政上の支援、利子補給制度周知への支援、利子補給率の増加等の金融上の支援、提案した医療機器の計量法に係る規制緩和の迅速な実施

【県担当課】新産業集積課・産業イノベーション推進課・経営支援課・地域交通課・建設政策課

など、特区の支援制度の拡充が必要です。

＜医療・健康産業等の取組＞

・医療・介護、食品・ヘルスケア、光・電子技術など、本県経済を牽引する産業分野において、新たな製品開発や生産性を高める技術開発を支援する制度、大学・企業等のリソースを活用した、地域発のイノベーションに向けた研究開発の支援制度や地域企業を支援する団体等への補助金などの創設・拡充が求められています。

・特に食品やヘルスケア分野では、先端技術の活用により課題解決や付加価値向上を図るフードテック・ヘルステックの活用が注目されていますが、人材、資本、専門知識等の経営資源に制約のある中小企業が、積極的にフードテック・ヘルステックを活用した新しい製品やサービスを開発していくためには、県外のスタートアップとのマッチングや事業計画作成に精通した専門家派遣などの支援が必要です。

・本県は、水深2,500mの深海を擁する駿河湾など、特色ある海洋環境を有し、研究フィールドとして優れているばかりでなく、マリンバイオテクノロジーの活用をはじめとした海洋産業の振興に適した高いポテンシャルを有する地域です。海洋関連産業の発展のためには、産学官連携の下、マリンバイオテクノロジーを活用した研究開発や産業応用を推進することが重要です。

＜自動車産業等の取組＞

・本県の輸送用機械器具製造業は、愛知県に次ぐ全国２位の規模を誇っています。ＭａａＳ等の様々なサービスの創出、拡大が見込まれる中、既存の自動車関連企業による次世代自動車への事業展開や、他産業から次世代自動車事業への参入拡大に向けて、企業の研究開発、事業化への一層の支援が求められています。

・地域企業の次世代自動車の技術開発を加速させるためには、ＥＶやＦＣＶ等の充電・充填インフラの設置、更新など、ガソリン車から次世代自動車への買い換えを促す環境整備を進めることが必要です。

・世界的にカーボンニュートラルへの取組が重要視される中、完成車メーカーや大手部品メーカーのみならず、中小企業も脱炭素経営へのシフトに対応できない場合、受注機会を失う恐れがあります。資金的に余裕がない中小企業は、エネルギー効率の高い設備への更新に二の足を踏んでいる状況にあり、省ＣＯ２型設備等の導入支援制度の拡充が不可欠です。

・植物由来で、軽量、強度の点で優れた特徴を有するＣＮＦは、カーボンニュートラルや循環経済を実現する素材として、様々な分野での活用が期待されており、研究開発を行う企業人材の育成や研究・製品開発への支援制度の拡充が必要です。

【県担当課】新産業集積課・産業イノベーション推進課・経営支援課・地域交通課・建設政策課

２　本県の取組

＜先端産業を支える制度＞

・医療・介護分野では、静岡がんセンター、大学・研究機関等と連携したものづくりプラットフォームにより、医療現場のニーズと地域企業の技術シーズを結びつけ、機能性に優れた製品等の研究開発を促進しています。

・マリンオープンイノベーションプロジェクトにおいては、（国研）海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）を始め、関係機関との連携を推進しているほか、海保全基金の設置や助成制度の創設により、海洋プラスチックごみ問題など、国際社会の課題解決にも取り組んでいます。令和５年５月には「ブルーエコノミー駿河湾国際ラウンドテーブル」を開催し、海と人が共にある暮らしを未来につなぐための、内外の有識者による提言を取りまとめました。同提言では、「今後、政府のリーダーシップにより、デジタル田園都市国家構想の海洋版を発信し、世界に日本のリーダーシップを発揮していくこと」などをうたっています。

・サイバーセキュリティについては、特に産業の裾野が広い自動車産業において、大手企業と比較して対策が手薄であるサプライチェーン内の中小企業を経由して、目的企業を攻撃する事例もあることから、令和４年度に大手サプライヤと中小企業等によるワーキンググループを開催したほか、次世代自動車センター浜松において、サイバー攻撃を受けた際の模擬体験や、ＢＣＰ策定のための演習などを行うワークショップを開催しています。

＜総合特区制度の取組＞

・「ふじのくに先端医療総合特区」では、本県に加え、山梨県を計画区域に組み込む国の総合特区の支援制度を活用し、県域を超えた連携により、医療健康産業の更なる活性化を促進しています。

＜医療・健康産業等の取組＞

・医療・介護、食品・ヘルスケア、光・電子技術の各分野においては、国の支援制度を活用し、中核支援機関の支援メニューを強化しながら、地域企業の参入や新製品の開発を促進しています。

・特に食品・ヘルスケア分野においては、フードテック・ヘルステックを活用した新たな取組に意欲的な企業を支援するため、外部コンサルタントによるマッチングや事業計画作成の支援などを実施しています。

・マリンオープンイノベーションプロジェクトでは、プロジェクトの推進機関となる（一財）マリンオープンイノベーション機構の設立や、中核拠点施設「ＭａＯＩ－ＰＡＲＣ」の整備などに取り組みました。また、国土交通省の「海における次世代

【県担当課】新産業集積課・産業イノベーション推進課・経営支援課・地域交通課・建設政策課

モビリティに関する産学官協議会」への参加や、オープンイノベーションの場となるネットワーク組織の立ち上げなど、県内外の大学や研究機関のシーズと地域企業のニーズのマッチングを促進して、多彩な産業の振興と創出に取り組んでいます。

＜自動車産業等の取組＞

・次世代自動車センター浜松を中心とした支援プラットフォームにより、固有技術探索活動、ＥＶ分解活動、試作品開発等への支援や、コーディネータによるビジネスマッチング支援、研究開発・事業化への助成などを実施しています。また、「しずおか自動運転ＳｈｏｗＣＡＳＥプロジェクト」を立ち上げ、自動運転の実証実験に取り組むほか、ＭａａＳに関する最新情報等を提供する交流会を開催しています。

・ＥＶの充電インフラ等の整備に対する利子補給制度を設けるとともに、ＦＣＶの充填インフラ（水素ステーション）整備に対し助成しています。

・また、令和３年に開催した「次世代自動車の電動化・デジタル化等対応研究会」の報告書を踏まえ、企業間連携の強化、デジタル人材の育成・確保、脱炭素経営の推進等にも重点的に取り組んでいます。

・ＣＮＦについては、静岡大学と連携してＣＮＦを活用した自動車部品の試作等に取り組んでいるほか、寄附講座を設置し、研究開発や人材育成を進めています。また、県富士工業技術支援センター内に設置した「ふじのくにＣＮＦ研究開発センター」では、地域企業の製品開発を支援しています。併せて、ＣＮＦの高いリサイクル性を活かして、自動車、家電など様々な産業分野への応用を進めるため、セルロース素材を活用した循環経済の新たなビジネスモデルの実証事業や、県産木材由来のセルロース素材によるコンセプトカーの製作などに取り組んでいます。

【県担当課】新産業集積課・産業イノベーション推進課・経営支援課・地域交通課・建設政策課

59　地方版スタートアップ・エコシステムの確立に向けた仕組みづくり

［要望・提案先：経済産業省］

【要望・提案事項】

○ 地方版のスタートアップ・エコシステムの確立に向けた、広域的なコミュニティ形成を促進する持続的な仕組みづくり
○ 地域における大学発ベンチャーやスタートアップの研究開発や資金繰りに対する支援拡充
○ 首都圏等のスタートアップと地域企業との協業を促進するための取組への支援

1　現状・課題

・ 経済成長の原動力であるイノベーションを生み出し、社会課題の解決にも貢献し得る「スタートアップ」は、日本経済の新たな牽引役として期待される存在であり、こうしたスタートアップが自律的に創出され、成長できる環境を整備することが、地域経済の持続可能な成長にとって必要不可欠です。
・ 国は「骨太の方針 2022」において、スタートアップを重点投資分野として位置付けたほか、令和４年 11 月に、スタートアップ育成５か年計画を策定しました。
・ 本県では、静岡大学や静岡県立大学、光産業創成大学院大学等において、大学における有望技術シーズを活用した大学発ベンチャーの活動が活発になっています。
・ 大学発ベンチャーやスタートアップ企業の成長には、アクセラレーターによる実践的なサポートに加えて、運営資金の提供元となるベンチャーキャピタル、ロールモデルとなる成功体験を有するメンターなどの役割が極めて大きいものとなっています。
・ 一方、こうした大学発ベンチャーやスタートアップ企業の成長を支えるプレイヤーは、大規模都市圏に集中しており、限られた地域内だけでスタートアップ・エコシステムを完結することは困難です。
・ このため、地域におけるスタートアップ・エコシステムの構築に向けては、県域や国境を越えたネットワーク形成が必要であり、地域の企業と各ステークホルダーが有機的かつ持続的に交流・連携する場の提供などの仕組みづくりが重要となっています。
・ 既に自治体や民間企業主体によるコミュニティが形成され、支援者間で連携した取組が行われていますが、国が主体となって、より広域的なコミュニティ形成（プラットフォームづくり）に対して、支援することが求められます。
・ 併せて、特に社会実装までに相当の期間を必要とする研究開発型のスタートアップに対しては、研究開発や資金繰りへの支援の制度拡充が必要です。特に、地方発のイノベーション創出に当たっては、大学発ベンチャーやスタートアップと、地域企業との協業等を促すことが重要であり、国には既存の競争的資金に加えて、地方が実施する「協業等

【県担当課】産業イノベーション推進課

を促す取組」に対する財政面での支援が求められます。

２　本県の取組

・ 将来の本県の雇用、所得、財政を支える新たな担い手となりうるスタートアップへの支援に本格的に取り組むため、国の動向等も踏まえ、施策の方向性や具体的な取組を令和５年９月に「静岡県スタートアップ支援戦略」として取りまとめ、県をあげた組織的・体系的な支援を展開しています。
・ 併せて、令和５年３月に開所したイノベーション拠点「ＳＨＩＰ」(SHizuoka Innovation Platform) を活用して、民間と連携したＩＣＴ人材の育成等の施策を展開しています。
・ 令和元年度から、首都圏等のスタートアップと県内企業とのマッチングを目的とした「ＴＥＣＨ ＢＥＡＴ Ｓｈｉｚｕｏｋａ」を開催し、高度な技術を有する人材の集積や、オープンイノベーションの推進を目指しています。
・ 「静岡県スタートアップ支援戦略」に基づき、令和５年 12 月には「ＳＨＩＰ」にスタートアップのワンストップ相談窓口を開設したほか、令和６年２月にはスタートアップ支援ネットワーク「ふじのくに“ＳＥＡｓ”(シーズ)」を設立し、県内の支援者が連携してスタートアップ支援に取り組んでいます。
・ 令和５年 12 月から令和６年３月にかけて、自治体主催では国内最大級となる優勝賞金 1,000 万円のビジネスプランコンテストを開催し、大きな成長につなげるための伴走支援に取り組んでいます。
・ このほか、創業希望者や創業初期の事業者に対する事業用スペース提供などの支援を行っています。

【県担当課】産業イノベーション推進課

60　リノベーションまちづくりの推進

［要望・提案先：経済産業省］

【要望・提案事項】

○ リノベーションまちづくりを進める自治体のニーズに合わせたハード･ソフト両面での支援制度の創設
○ 多様な人材・プレイヤーが参画するプラットフォームの構築に向けた支援

1　現状・課題

・県内商店街の空き店舗率は、近年、増加傾向にあり、まちのにぎわいを取り戻すためには、こうした遊休物件を再生し、雇用の創出やエリア価値の向上などを進め、地域課題を解決する「リノベーションまちづくり」が重要になっています。
・しかし、本県ではリノベーションまちづくりに取り組む市町がまだ少なく、地域にも偏りがあるため、県内へ広く普及することが課題となっていますが、実践者となる人材が不足しています。
・行政には、地域のリーダーとなる実践者を育成するとともに、他地域の実践者やスタートアップなど、多様なプレイヤーと市町を結び付け、リノベーションまちづくりを加速化することが求められています。
・まち全体のリノベーションにつなげるためには、一定のエリアで複数の再生を面的に展開する必要があり、ハード・ソフトの両面からリノベーションの取組を後押しする支援が必要です。
・また、東部・伊豆地域においてはスタートアップが少ないことから、温泉等の地域資源を最大限に活用してスタートアップが集う拠点を創設するとともに、多様なプレイヤーが集う交流の場を創出し、地域課題解決に向けた連携を強化していく必要があります。

2　本県の取組

・本県では、空き店舗の増加など商業エリアが抱える課題に対応するために、「リノベーションまちづくり」の普及・啓発や、まちづくりを進める実践者を中心に交流会を開催し、人材発掘とネットワーク化を推進してきました。

【県担当課】地域産業課・新産業集積課

・また、市町や商工団体の職員をメンバーとした会議を開催し、空き店舗対策に係る取組事例の共有や、地域の課題解決に向けた支援についての意見交換を実施しています。
・令和６年度は、市町や商店街、まちづくり団体、学生に加え、スタートアップの知見を取り入れながら、課題解決に向けた議論や共有を行う「まちづくりフォーラム」を開催し、「リノベーションまちづくり」の仕組みを、広く県内に展開していきます。
・加えて、伊豆地域の地域資源「温泉」を活用したスタートアップ誘致を展開するため、先進事例を紹介するセミナーや課題整理等の調査を実施していきます。

【県担当課】地域産業課・新産業集積課

61　ＡＩ、ＩＣＴ人材の確保・育成

［要望・提案先：経済産業省］

【要望・提案事項】

○ 地方のコミュニティを基盤とし、対面を前提として地方が主体的に行うＩＣＴ人材の育成に対する支援（トップレベル人材の育成、企業内の中核的人材や次世代人材の育成等）
○ 新たにＩＣＴ関連事業所を開設する企業に対する支援（ハード整備ではなく、人材確保に主眼を置いた支援）
○ ＩＣＴやロボット技術等に知見のある人材の派遣や育成研修の実施などによる中小企業への支援

１　現状・課題

・我が国が目指すSociety5.0を実現するためには、質・量ともに圧倒的に不足しているＡＩ、ＩＣＴ人材を確保・育成する必要があります。
・また、首都圏に偏在するＩＣＴ人材、特にトップレベルのＩＣＴ人材を確保・育成することは、地方にとって重要な課題となっています。
・人材育成に当たっては、知識を習得する「インプットの機会」と、インプットした知識を実践する「アウトプットの機会」をバランスよく織り交ぜることが重要です。そのため、国が取り組んでいるオンラインのプラットフォームに加え、地方がそれぞれの特色を活かして取り組む、対面を前提とした人材育成施策の強化（国による財政支援）が必要です。
・県外からＩＣＴ人材を呼び込むためには、人件費のサポートなど、ＩＣＴ人材の誘致・定着を促す施策の強化（国による財政支援）も重要となっています。
・人材、資本、専門知識等の経営資源に制約のある中小企業が、積極的にＩＣＴの活用に取り組み、効率的な企業経営を実現することができるよう、相談会やマッチング、専門家派遣などの支援が必要です。
・特に、コロナ禍を契機として、遠隔・非接触技術の導入等のデジタル化、デジタル変革が急速に進展しており、地方移転に関心を寄せる首都圏の企業も多いことから、取組の加速が求められています。

【県担当課】産業イノベーション推進課

２　本県の取組

・本県では、平成 30 年度に「ふじのくにＩＣＴ人材確保・育成戦略」を策定し、トップレベルの人材の確保から次世代を担う人材の育成に至るまで、幅広い層を対象とした施策に取り組んでいます。

・トップレベル人材の確保については、高度ＩＣＴ技術者を擁するＩＣＴ企業の本県進出を促すため、新たな事業所の開設を支援する補助制度を令和元年度に創設し、誘致に取り組んでいます。令和３年度には、県・市町で構成するタスクフォースを設置し、県・市町が一体となって、ＩＣＴ企業の誘致活動を推進しています。

・令和４年度にはトップレベルＩＣＴ人材の育成を主な目的としたイノベーション拠点「ＳＨＩＰ」（SHizuoka Innovation Platform）を設置し、デジタル人材育成の各種講座を開催しています。

・ロボットメーカーとのビジネスマッチング機会の提供等により、ロボット産業を支援するとともに、ロボット技術アドバイザーの設置等により、中小企業におけるロボット導入支援に取り組んでいます。

【県担当課】産業イノベーション推進課

62　中小企業・小規模企業の経営基盤強化

［要望・提案先：財務省・総務省・経済産業省］

【要望･提案事項】

○ 「事業承継・引継ぎ支援センター」を核とした第三者承継への支援の充実
［経済産業省］

○ 事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充
［経済産業省］

○ 国の借換保証制度に対応した県制度融資の実施に必要となる利子補給や信用保証に基づく代位弁済額の県負担分に対する財政支援
［財務省・総務省・経済産業省］

○ パートナーシップ構築宣言を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充と実施状況を確認する仕組みづくり［経済産業省］

1　現状・課題

・ 経営者の高齢化と後継者不在に加え、物価高騰や賃上げなどの影響により、企業の休廃業の増加が懸念され、事業承継の問題は、地域経済の持続的な発展を図る上で、喫緊の課題となっています。

・ 近年は特に第三者承継の支援の重要性が高まっており、Ｍ＆Ａや創業希望者と後継者難企業とのマッチングの促進を図っていく必要があります。

・ 近年多発している豪雨災害や台風、地震等の自然災害に加え、感染症やサイバー犯罪などのリスクへの対応が、中小企業・小規模企業においても重要となっています。

・ 税制優遇や補助金の優先採択などのインセンティブを有する、国の「事業継続力強化計画」認定制度と連携して、中小企業のＢＣＰの普及促進を図る必要があります。

・ 物価の急激な上昇に加え、深刻な人手不足や賃上げへの対応など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、売上や利益が回復せず、融資の返済に行き詰まる事業者が増加することが懸念されます。

・ ゼロ・ゼロ融資等の返済に懸念がある中小企業が、伴走支援型特別保証（借換保証）を活用した県制度融資へ借換える事例が増加したことに伴い、利子補給や信用保証協会への損失補償に対する財政措置など、支援制度の更なる拡充が課題となっています。

・ 地域経済の持続的な成長には、新たな価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環の実現が不可欠であり、

【県担当課】商工振興課・商工金融課・経営支援課

この観点から官民挙げて推進する「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体での成長と分配の好循環を目指すものとして極めて重要な取組です。しかしながら、令和４年の公正取引委員会や中小企業庁の調査結果において、宣言の趣旨が自社調達部門等の取引現場に十分に浸透していない企業があるという実態もあり、宣言の実効性向上が急務となっています。

・ そのためには、趣旨に賛同し地域経済の持続的な成長を推進する企業として、宣言をした企業を積極的に公表することが必要です。
・ 一方、企業の宣言内容を実行したことを確認する仕組みづくりが、実効性を確保する上で必要です。

２　本県の取組

・ 金融機関、民間企業、商工団体、行政等で構成する事業承継ネットワークにおいて事業承継推進月間を設定し、集中的な普及啓発活動や事業承継計画の策定支援を実施しているほか、民間プラットフォーマーを活用したＭ＆Ａマッチングの促進や、弁護士等の専門家を活用した法的課題解決の支援等により、第三者承継の推進に取り組んでいます。
・ 市町による事業者に寄り添った取組を促進するため、各市町との連携を深め、好事例の共有等を目的に、事業承継市町連携推進会議を開催するなど、市町レベルでの事業承継ネットワークの構築等施策の促進を支援しております。
・ 静岡県ＢＣＰモデルプランを大規模な感染症やサイバーセキュリティにも対応するよう改訂するとともに、ＢＣＰ策定に取り組む業種別組合等に専門家を派遣し、ワークショップ形式で策定を支援するなど、ＢＣＰ策定率の向上に努めています。
・ 国の施策と連携しながら、県制度融資による資金繰り支援の拡充や各種補助金等の活用を図るとともに、県信用保証協会や金融機関、商工団体の伴走支援を通じて、中小企業の収益力の改善を支援しています。
・ 令和３年４月から令和６年６月末まで、伴走支援型特別保証を活用した県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」を実施し、金融機関が融資する際の利子の一部を補給するとともに、代位弁済に至った際に、信用保証協会に対する損失補償を行っています。
・ 本県では、令和５年６月に国の出先機関、経済団体（商工会議所連合会等）、労働者団体等とパートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する共同宣言を発出し、県内産業界における機運醸成を図っています。
・ 「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する補助金審査等での加点措置や、取引適正化に係るセミナーなどを通じて、県内企業の取組と理解の促進に努めています。

【県担当課】商工振興課・商工金融課・経営支援課

63　産業人材の確保策の充実

［要望・提案先：内閣府・厚生労働省・法務省］

【要望・提案事項】

○ 新たな人材確保に取り組む自治体や民間企業に対する支援の充実・強化
［内閣府・厚生労働省］

○ 地域企業と学生とのマッチング促進及びＵＩターン就職の促進に対する支援の充実・強化［内閣府・厚生労働省］

○ 外国人材を必要とする民間企業に対する支援の充実・強化
［内閣府・厚生労働省・法務省］

１　現状・課題

・本県の有効求人倍率は、令和３年２月以降１倍を上回って推移し、雇用情勢は改善が進んできましたが、その一方で、経済社会活動の正常化に伴い、幅広い分野で人手不足が顕在化しています。

・特に、地域の中堅・中小企業の人材確保は十分でなく、地域の実情に応じた、産業政策と一体となった人材確保施策の推進により、地域企業の人材確保支援を一層進めていく必要があります。

・また、地域企業と学生とのマッチング促進やＵＩターン就職の促進などは、将来を担う若者層を県内企業での就労に導くための重要な施策であり、地方創生を進める上で拡充する必要があります。

・グローバル化の進展に伴い、近年、県内企業において、外国人材の採用ニーズが高まっているものの、採用機会は限られており、また、採用手続き等に関するノウハウも不足している現状があります。

・企業が外国人材を雇用するにあたり必要な知識の習得を支援するとともに、県内企業での就労を希望する外国人とのマッチング機会を提供するなど、海外からの活力取り込みを推進していく必要があります。

２　本県の取組

・本県では、産業人材を確保するため、「静岡県雇用・人材対策」を策定し、技術革新の進展に対応できる人材の育成や、若者のＵＩターン就職支援、女性や高齢者、障害のある人、外国人などの多様な人材の活躍促進等に取り組んでいます。

【県担当課】労働雇用政策課

64　農業の成長産業化施策の充実

［要望・提案先：農林水産省］

【要望・提案事項】

○ 柑橘選果場、食肉センター再編整備や農業用機械導入・施設整備等に要する国庫補助事業の十分な予算の確保と要件の緩和及び繰越制度の柔軟な運用
○ 農産物の需給安定・高付加価値化・消費拡大・輸出促進のための十分な予算の確保と制度の柔軟な運用及び国の戦略的な関与
○ 地球温暖化に対応する農作物の品種や栽培技術の開発強化とその普及に係る十分な予算の確保
○ 農地集積や多様な担い手確保のための十分な予算の確保と制度の柔軟な運用及び要件の緩和

1　現状・課題

・農業の成長産業化を進めるためには、農業用機械導入や施設整備等を支援する十分な予算の確保が必要です。
・また、県内の柑橘選果場や食肉センターは老朽化しており、更新や再編整備、海外輸出に対応した設備の高度化等を進めるに当たり、地域の実情に合わせた事業実施要件の緩和や、単年度での実施が困難な場合の繰越制度等の柔軟な運用が必要です。
・海外輸出に向けた本県産酒米を活用した日本酒の製造施設や、イチゴの出荷労力軽減に資するパッキングセンターの整備が必要です。
・本県の茶園面積は、平成 30 年から令和４年の５年間で 2,700ha 減少し、本県の茶産出額は同じく５年間で 64 億円減少する状況の中、茶工場の再編、担い手への茶園集積による生産体制の維持が必要です。
・茶工場の再編整備においては、経営体質強化を図る必要があるため、既存の製茶工場の増改築や、製茶加工機械の組み替えなど、既存の施設や機械も活用してコストを抑えた再編が可能な制度が求められています。
・有機栽培などの需要に即した優良品種や栽培方法への転換が急務であり、国の持続的生産強化対策事業のうち「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」における改植・新植費用等に対する支援の継続と助成単価の増額、燃油等資材費の高騰に対応した省エネ型機械の導入や燃油対策を引続き推進していく必要があります。
・併せて、担い手の高齢化による廃業や耕作放棄地が増加する中、若手の担い手に集約が進む茶園で新たに防霜対策を行うことが生産安定対策として重要であることから、防霜ファン等の施設整備が引き続き必要です。
・野菜価格安定事業における指定野菜産地は、レタスの場合、結球と非結球を一括りにして「冬レタス」産地として扱われています。両者は生産者、生産量、販売単価が異なり、緊急需給調整事業への一体的な協力が困難であるため、産地種別を分離

【県担当課】農業戦略課・農芸振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

するよう、制度の変更が必要です。また、同事業の交付金単価は全国一律ですが、地域の実情を加味した交付金単価の算定が必要です。

・荒茶価格が低迷する中で、需給状況の把握による計画的な生産に取り組むため、国による全国の茶の需給の長期見通しの公表や、新茶期前の全国の茶販売事業者を対象とした在庫調査について、調査の継続が必要です。

・大手飲料メーカーがＧＡＰ認証を取得した茶工場で生産された茶葉のみをドリンク原料として取扱うため、茶生産者が新たにＧＡＰ認証の取得を希望しており、その新規取得に向けた支援が必要です。

・茶の輸出を拡大するためには、茶に係る国際規格をわが国にとってできるだけ有利なものとしていく必要や輸出の障壁となる農薬残留基準値設定へのインポートトレランス申請の拡大の必要ががあるほか、さらなる日本茶の需要拡大に向けた認知度を高める取組が必要です。

・近年、全国的にみかんの購入数量は減少傾向にありますが、うんしゅうみかんが含む機能性成分は、「β-クリプトキサンチン（骨の健康維持に役立つと報告されている）」、「ＧＡＢＡ（血圧が高めの方の血圧を下げると報告されている）」以外にもあることから、消費拡大に向けて機能性表示食品のエビデンスを蓄積するために、一層の研究推進が必要です。

・消費者ニーズに対応した販売を強化するためには、「お茶」、「柑橘」、「野菜」の持つ機能性をＰＲしていくことが重要であり、国による茶の感染症予防効果についての疫学研究や、機能性表示食品制度の届出に活用できる研究の推進、茶・柑橘・野菜の機能性や効用に係る県等の研究への支援及びそれらの成果情報の速やかな公表と消費拡大への取組強化が必要です。

・温暖化による農作物の生育不良や品質低下に対応するため、品種改良に加え、作物への影響を緩和する栽培技術の開発・普及、更には新たな品目への転換を進めるための国の研究開発の強化、県における研究開発や生産現場への普及を図るための支援が必要です。

・本県の花き産出額は全国４位ですが、生産コストの増加や後継者不足等により県内花きの作付面積や生産量は減少傾向にあり、切花年間購入額等は下位にとどまっています。花きの消費の拡大は、経営の継続や後継者確保につながる重要な要素であることから、園芸講座や花壇コンクール等の開催により、消費者が花きを意識し、理解を深める機会を継続的に提供するほか、横浜市で開催する 2027 年国際園芸博覧会への出展など、消費地での積極的な PR を行うことが必要です。

・農地バンクの業務量は、法改正による推進体制の強化及び農地貸借手続きの一本化、満期更新により、さらなる増加が見込まれていることから、バンクの運営体制強化に向け「農地中間管理機構事業」の十分な予算確保や、農地貸借に係る事務手続き

【県担当課】農業戦略課・農芸振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

の簡素化が必要です。

・県農業委員会ネットワーク機構は、市町農業委員会の最適化推進業務の支援を行っていますが、その活動経費を補助する「機構集積支援事業」は、配分額が要望額を大幅に下回っているため、十分な予算確保が必要です。

・農地を次世代に引き継ぐための地域計画を達成するには、新たな担い手の確保が必要です。非農家出身者や農家後継者の就農を強力に後押しするため、「就農準備資金」と「経営開始資金」の世帯所得制限（前年 600 万円以下）の緩和、「経営発展支援事業」の補助上限の一元化（1,000 万円）、親元就農者が経営を継承する場合の要件の緩和、併せて当該予算の十分な確保が必要です。

２　本県の取組

・ドリンク原料茶や抹茶への生産転換や防霜施設の導入、園芸作物や畜産物の生産・集出荷施設の整備などを支援するため、国の「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」、「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業」、「農産物等輸出拡大施設整備事業」、「畜産クラスター事業」等を活用しています。

・みかんでは、「強い農業づくり総合支援交付金」を活用しＡＩ機器等を導入した選果場の整備を支援しており、令和６年度は２箇所目を整備中で、今後も他産地での整備が計画されています。

・食肉センターについては、静岡県食肉センター再編推進協議会が策定した食肉流通再編・輸出促進コンソーシアム計画に基づき、「食肉流通構造高度化・輸出拡大事業」を活用し、令和８年度の供用開始を目指して再編整備を進めています。

・品目毎の取組

茶	オープンイノベーションの展開による新しい需要創出、茶の生産効率・収益性の高い生産基盤づくり、輸出の拡大、消費者ニーズに対応した販売強化、ＧＡＰ認証の取得指導、有機栽培の拡大
柑橘	うんしゅうみかんの機能性表示（β－クリプトキサンチン（骨の健康維持）８ＪＡ*、ＧＡＢＡ（血圧が高めの方の血圧を下げる）１ＪＡ*）への取組支援 ＊ ＪＡみっかびはそれぞれ届出しているため、重複して計数
野菜	温室メロン(GABA（一時的な精神的ストレスの緩和))、ケール・パプリカ・ブロッコリー（GABA（血圧が高めの方の血圧を下げる))、ブロッコリー（スルフォラファングルコシノレート（肝機能の改善、肌のうるおいの維持))、ケール（ルテイン（かすみを軽減しくっきり見る力の改善)）の機能性表示への取組支援

【県担当課】農業戦略課・農芸振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

花き	園芸講座等への講師派遣、花壇コンクール等の消費拡大に向けた取組の推進

・市町・農業委員会と連携し、農地バンクを活用した農地集積を推進しています。
農地バンクが耕作者へ貸し付けた農地面積

区分	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6.3 時点 貸付面積※
農地貸付 面積(ha)	406	827	892	610	1.295	1,063	964	1,152	6,530

※令和６年３月末時点で農地バンクが貸し付けている面積（累計から途中解約等を控除）

【県担当課】農業戦略課・農芸振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

65　農業の持続的な発展に向けた基盤の強化

［要望・提案先：農林水産省］

【要望・提案事項】

○ 国営造成農業水利施設の着実な機能保全対策の推進
○ 国営造成農業水利施設の機能保全対策における受益者負担の軽減
○ わさび田における農地・農業用施設災害復旧事業の地元負担軽減に向けた支援

1　現状・課題

＜国営造成農業水利施設の着実な機能保全対策の推進＞

・ 本県には、国が造成した用排水路が 408km、揚水機場等が 26 か所あります。これらの基幹的な農業水利施設は、築造から相当な期間が経過し、耐用年数を超過しているものが多くあります。
・ 本県の基幹的な農業水利施設は、多彩な農業生産のための基礎的な施設であるとともに、地域経済の発展や社会生活の向上に大きく寄与している地域の重要な社会インフラであることから、補修・補強・更新整備の機能保全対策を国主体により計画的に進めていくことが求められています。
・ また、南海トラフ巨大地震の発生により、基幹的な農業水利施設が損壊した場合、甚大な二次災害をもたらす恐れがあることから、耐震対策が急務となっています。
・ 三方原用水、天竜川下流用水、浜名湖北部用水、大井川用水、牧之原用水の安定供給に向け、国による調査と機能保全対策の推進が必要です。

＜国営造成農業水利施設の機能保全対策における受益者負担の軽減＞

・ 農業従事者の減少及び高齢化の進行、資材価格や人件費の高騰、規模の大きな修繕の増加により、農業水利施設を管理する土地改良区等の事業運営が圧迫されており、適正な施設管理に支障が生じる恐れがあります。
・ 近年、国営造成農業水利施設における緊急的な機能保全対策を県営事業等により実施することが増加しており、国営事業で実施する場合に比べ土地改良区等の事業費負担が大きくなることから、この軽減を図ることが必要です。

＜わさび田における農地・農業用施設災害復旧事業の地元負担軽減に向けた支援＞

・ わさびは、山林内の渓谷に沿って階段状に開墾されたわさび田において、豊富な湧水をかけ流しながら栽培されており、近年激甚化する豪雨により、被災が頻発化しています。

【県担当課】農地計画課・農地保全課

・ わさび田は、特殊な構造（畳石式等）であるため、豪雨で被災した際の災害復旧事業において、一般的な農地に比較し工事費が高く、限度額を超える場合が多くあります。農家負担が大きく、復旧されず耕作放棄されるわさび田も多くみられるため、農地復旧限度額の見直しが必要です。

２　本県の取組

＜国営造成農業水利施設の着実な機能保全対策の推進＞

・ 戦後、大井川・天竜川流域の水田、浜名湖北部地域のみかん園、牧之原台地の茶園へのかんがい用水供給のための基幹水利施設が整備されました。これらの国営事業に附帯し、末端部のかんがい用水施設等の整備を県営事業で実施しています。

国営事業実施の状況

区分 用水名	新規整備地区	更新整備地区		
	完了	完了	実施中	調査中
大井川用水	大井川	大井川用水 一期、二期	－	－
牧之原用水	牧之原	牧之原	－	－
三方原用水	三方原	三方原用排水整備	三方原二期	－
天竜川下流用水	天竜川下流	－	天竜下流 (応急対策)	天竜川下流 二期
浜名湖北部用水	浜名湖北部	－	－	浜名湖北部
計	９地区		２地区	２地区

＜国営造成農業水利施設の機能保全対策における受益者負担の軽減＞

・ 近年、国営造成施設の改修を県営事業等により実施しています。

用水名	工期	実施内容
三方原用水	H23～R1	水管理システム改修等
牧之原用水	R2～R13	水管理システム改修、国営調整水槽整備、 取水工耐震補強等
天竜川下流用水	R3～R5	水管理システム改修等
浜名湖北部用水	R5～R10	水管理システム改修等
大井川用水	R6～R13	水管理システム改修等

【県担当課】農地計画課・農地保全課

66　林業の成長産業化と国産材の利用促進

［要望・提案先：農林水産省］

【要望・提案事項】

○ 多様な木材需要に対して、安定供給するために必要な路網等の基盤整備と、木材生産の効率化に繋がるＩＣＴ等の先端技術の活用促進に対する支援
○ ＣＯ２の森林吸収量の確保に必要な間伐等の森林整備に対する支援
○ 公共建築物や民間の住宅・非住宅における国産材の積極的な利用を促す支援制度の充実
○ 森林認証材の需要拡大や供給体制の強化の取組への支援

1　現状・課題

・本県の民有人工林の約９割は、木材資源として利用可能な時期を迎えていることから、木材の安定供給体制の確立と増産に向けた取組に加えて、その利用を促進していくことが必要です。
・本県は、木材生産量 50 万㎥／年を目標に、平成 30 年度から森林資源の循環利用による林業成長産業化と森林の多面的機能を維持・増進する「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」に取り組んできた結果、木材生産量は平成 24 年の 26 万㎥から令和５年の 45 万㎥に増加しましたが、未だ目標には達成していません。
・県内では、新たな木質バイオマス発電施設の整備が進み、木質バイオマスの需要が急速に高まっていることから、多様な木材需要に対する安定供給体制の構築が必要です。
・このためには、作業道や林業機械等の基盤整備と、森林資源の把握や生産管理、施業の効率化等にＩＣＴ等の先端技術を積極的に導入し、丸太生産の効率化を一層進めることが必要です。
・また、間伐や主伐後の再造林などを着実に進めていくことで、ＣＯ２の森林吸収量を確保するとともに、再造林時には、花粉の少ないスギ苗木等に植え替えることにより、社会的に大きな問題となっている、スギ花粉症の花粉発生源対策にも寄与します。
・同時に、国産材の利用促進のため、シンボル性の高い公共建築物等での率先利用の継続や、脱炭素社会の実現やＳＤＧｓの推進を契機として利用拡大が期待される非住宅分野での活用に向けた支援が必要です。
・民間企業等による一層の木材利用を促進していくためには、木材利用の環境価値を「見える化」することが重要であり、森林認証制度はこのようなニーズに合致することから、森林認証材の需要拡大と供給体制の強化への支援が必要です。

【県担当課】森林計画課・森林整備課・林業振興課

２　本県の取組

・木材の生産性向上のため、林業・木材産業循環成長対策交付金等を活用し、林業機械導入や路網整備等による基盤強化、中間土場の整備や木材生産と流通のデジタル化などに取り組んでいます。

・木材生産量 50 万㎥／年の目標達成に向け、製材、合板から木材チップに至るまで、各用途の需要に対応する「木材生産と流通の最適化」や、「木質バイオマスの供給体制の整備」に取り組んでいます。

・一貫作業システムやエリートツリー苗木などの新技術を活用した低コスト主伐・再造林の促進に取り組んでいます。

・３次元点群データ解析による高精度森林情報により把握した生産適地の団地化、団地内の木材生産や路網の計画の作成、基盤整備など、需要即応型の生産団地づくりに取り組んでいます。

・ＣＯ２の森林吸収源対策として必要な間伐や主伐後の再造林などを着実に進めていくため、森林環境保全直接支援事業等を活用し、林業経営体に対し、森林経営計画に基づく森林整備の支援に取り組んでいます。

・県産材の利用拡大を推進するため、「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン（第６期）」に基づき、公共部門において率先して利用するとともに、民間の住宅分野における新築・増改築・リフォームへの助成、非住宅分野における建築主・設計者に対する助成や利用の模範となる優良な建築物の表彰等に取り組んでいます。

・製材工場等のＪＡＳ認証取得に対する支援や地域の製材工場等のネットワークの活用などにより、県産材製品の供給体制強化に取り組んでいます。

・本県には、県営林等を核としたグループ認証の推進により拡大した全国４位の森林認証林（ＦＭ）と、森林認証丸太を加工できる工場（ＣｏＣ）が各流域に整っており、17 万m^3 の森林認証材製品の供給体制を構築しています。

・県森林認証推進協議会が行う森林認証制度の普及啓発活動への支援により、森林認証の認知度向上に取り組んでいます。

【県担当課】森林計画課・森林整備課・林業振興課

67　水産業の持続的発展の推進

［要望・提案先：農林水産省］

【要望・提案事項】

○ 自主的な資源管理措置や食害等の影響を考慮した資源評価の実施と、漁業種類や地域の実情に応じた資源管理の推進
○ 栽培漁業を推進するための施設整備に関する国庫補助事業の十分な予算の確保と継続的な執行を可能とする制度の柔軟な運用
○ 海洋環境の変化が漁場形成に及ぼす影響を把握するための、広域的な海洋環境調査・研究の充実
○ 漁業学校等で学ぶ若者に対する資金交付支援の継続及び必要な予算の確保
○ 新規漁業就業者確保のための講習会開催に対する助成の継続及び必要な予算の確保

1　現状・課題

・ 現在、国が進めている資源評価は、漁獲量等の情報に基づいていますが、漁獲量は、漁業者の自主的な資源管理措置による獲り控えのほか、海洋環境の変化や食害生物の影響などによっても変動するため、これらの影響を考慮した資源評価の実施が必要です。
・ 資源管理の推進に当たっては、国と漁業者の間で意見交換が尽くされ、漁業者の理解が十分得られる形で資源管理体制の構築を進めることが重要です。また、漁業者は、漁業種類や地域の実情に応じた自主的な資源管理に従来から取り組んでおり、資源管理体制は、これらを尊重したものとすることが求められます。
・ 栽培漁業については、国の栽培漁業基本計画に基づき、県の第八次基本計画を策定し、この基本計画を実現するため、水産業競争力強化緊急施設整備事業及び水産環境整備事業を活用し、令和７年度から令和９年度まで種苗生産施設の建替工事を予定しております。当該工事の実施にあたっては、計画的な予算配分と共に、種苗生産を継続しながらの建替工事となるため、複数年度に渡って事業実施できる運用が求められます。
・ 海洋環境の変化については、これまで、各都道府県が沿岸海域を中心に各種の調査を行ってきましたが、資源管理の推進に当たっては、精緻な資源評価が求められることを踏まえ、広域的な海域においては、国が主体となり、漁場形成等に対して海洋環境の変化が及ぼす影響について、調査・研究を実施していくことが強く望まれます。
・ 漁業就業者については、長期減少傾向にあるとともに、高齢化も進行している中で、遠洋・沖合の操業に必要な海技士免許取得者の減少や、早期の離職などの問

【県担当課】水産振興課・水産資源課

題も顕在化しており、次世代を担う質の高い漁業就業者の確保、育成、定着に対する継続的な取組が必要となっています。

・ 本県では、県立の漁業高等学園を設置し、大型漁船の幹部漁船員候補者の育成を専門的に実施しているところであり、国の「漁業人材育成総合支援事業（次世代人材投資（準備型）事業)」により、１人当たり年間最大 150 万円の就業支援資金が交付されています。この効果は高く、交付を希望する全員が交付を受けられる予算の確保が求められています。また、県内の漁業協同組合において、海技士不足への対策として、船舶職員養成講習会を独自で開催しています。県内の自治体は、漁業協同組合が開催する講習会に対して地方交付税を財源に支援を行っているところであり、引き続き、予算の確保が必要です。

２　本県の取組

・ 本県では、漁獲量や環境データを収集し、水産研究・教育機構へ提供することで国が行う資源評価に貢献しています。

・ また、県は、静岡県資源管理方針に基づき、本県の管轄する水面の資源評価及び資源管理を推進し、漁業者は、資源管理協定を締結し、小型魚の保護や操業区域の制限などの自主的な資源管理を実践しています。

・ 栽培漁業のために静岡県漁業振興基金や全国豊かな海づくり推進協会と連携しながら稚魚放流や市場調査を実践しております。また、放流種苗の目標生産数を達成するため、種苗生産施設の再整備を進めており、新施設の新築に当たっては水産庁補助金（水産業競争力強化緊急施設整備事業及び水産環境整備事業）の活用を予定しております。

・ 海洋環境調査については、近隣県と連携し、衛星、調査船、沿岸域の協力機関による観測データを収集、解析し、漁業者への情報提供を行うとともに、蓄積した調査結果等を外部の研究機関とも共有・活用できるデータプラットフォームを構築しています。

・ 県立漁業高等学園は、昭和 45 年の創立以来、昨年度までで 1,028 人の卒業生を輩出しており、毎年度の卒業生は県内新規漁業就業者の約３割を占めています。

・ 海技士筆記試験合格率において高位を維持しており、平成 27 年度から９年連続で漁船運航上の最難関国家資格である海技士３級合格者（筆記）を輩出しています。また、令和２年度には、本学創立以来初となる海技士２級合格者（筆記）を輩出しました。

・ 焼津市の支援を受けて焼津漁業協同組合が行う船舶職員養成講習会について、研修会場である県立漁業高等学園の会議室を無償貸与しています。

【県担当課】水産振興課・水産資源課

68　農林水産物の輸出拡大のための支援の充実

［要望・提案先：農林水産省］

【要望・提案事項】

○ 日本産食品への放射性物質の影響に関する、国内外への正確かつ迅速な情報発信と、輸出相手国が定めるその他の輸入規制緩和への働きかけ及び海外での安全性のＰＲ活動の強化 ○ 生産地（都道府県）別の輸出品目・額の把握

1　現状・課題

・ 国が令和２年 11 月に決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、2025 年までに２兆円、2030 年までに５兆円という輸出額目標を設定しており、国を挙げて積極的に輸出拡大に取り組んでいるところです。

・ 本県においても、国の施策を活用するほか、県独自の施策を展開するなど、ふじのくにマーケティング戦略に基づき、海外戦略５品目（茶、いちご、わさび、温室メロン、日本酒）を中心とした県産品の輸出促進に積極的に取り組んでいます。

・ 県産品の輸出拡大のためには、課題となる以下の輸出障壁の解消と輸出環境の整備が必要であると考えます。

・ 令和６年９月現在、６の国・地域において、福島第一原子力発電所事故による日本産食品の輸入規制が取られています。輸入規制を取る国・地域に対して、科学的根拠に基づく正確な情報発信と、緩和要請、さらに日本産食品の品質の高さや安全性のＰＲを行うことが必要です。

・ また、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い、中国、ロシアにおける日本産水産物の輸入が全面的に停止される事態となったことから、一刻も早い輸入停止措置の解除等に向けて、両政府等に対して、科学的根拠に基づく正確な情報を示し、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、現地の実需者やバイヤー、消費者に対し、これらの情報が十分に伝達されるよう、安全性に関する発信のさらなる強化が必要です。

・ 輸出相手国ごと、品目ごとに、残留農薬や食品衛生等の様々な規制が輸出拡大の障壁となっているため、二国・地域間協議等を通じた規制緩和の早期実現が必要です。

・ 国の輸出目標額に貢献するためにも、本県の輸出品目・額を把握する必要がありますが、現状では、正確な実態の把握ができていません。現在公表されている貿

【県担当課】マーケティング課

易統計では税関別の輸出額は公表されているものの、生産地別の輸出額は公表されていません。輸出拡大のためにも生産地（都道府県）別の輸出額を把握する手段が必要です。

２　本県の取組

・ 本県では、中部横断自動車道、清水港など高規格インフラの有効活用や、輸出に取り組む事業者の支援、海外現地での支援体制の強化に取り組んでいます。
・ 具体的には、中央日本四県（静岡・山梨・長野・新潟）で連携し、各県産品を中部横断自動車道を活用して集め、本県産品と合わせて清水港から輸出する物流、商流の構築に取り組んでいます。
・ また、ふじのくにマーケティング戦略において海外戦略品目に位置づける品目等の輸出拡大のためのフェアを各国で展開しているほか、輸出商社等と連携し、輸出先の市場環境に応じた最適なスキームの構築により、輸出に取り組む県内事業者の裾野の拡大に取り組んでいます。
・ さらに、在外公館、ＪＥＴＲＯ、ＪＦＯＯＤＯと連携して輸出に取り組む支援体制を強化するため、「ふじのくに通商エキスパート（輸出支援の専門家）」を本県海外駐在員事務所（中国、韓国、東南アジア、台湾）に配置しています。

【県担当課】マーケティング課

69　家畜伝染病防疫体制の強化

［要望・提案先：農林水産省］

【要望・提案事項】

○ 家畜伝染病に係る輸入検疫等の水際対策の強化
○ アフリカ豚熱ワクチンの早期実用化及び豚熱ワクチン接種指針の策定
○ 殺処分鶏を緊急的に市町の施設で焼却処理できる体制の確保
○ 家畜衛生及び野生イノシシ対策の十分な予算確保

1　現状・課題

・ 近隣諸国では、アフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が継続的に発生しており、国内侵入の危険は常に高い状況にあることから、国は、全国の国際空海港で輸入検疫、靴底消毒、検疫探知犬の活動等の水際対策を実施しています。

・ 平成30年に国内で発生した豚熱は、海外から不正に持ち込まれた畜産物によってウイルスが侵入した可能性が高いと考えられ、国内では、野生イノシシ、人及び物を介して野生イノシシへの感染が広がっています。

・ アフリカ豚熱は、国内では発生国からの旅客携帯品の豚肉製品等からウイルスや遺伝子が確認されています。韓国では令和5年12月以降、日本への直行フェリー乗場がある釜山周辺において、アフリカ豚熱に感染した野生イノシシが確認されており、現在も韓国内で発生が継続していることから、日本国内へのウイルス侵入リスクが高い状態が続いています。

・ 訪日外国人数はコロナ禍以前を上回る過去最高となっており、今後も増加が見込まれるため、X線画像解析による輸入禁止品の摘発等の水際対策の更なる強化が必要です。

・ 各国でアフリカ豚熱のワクチン開発を進めていますが、現在、日本で認可を受けたワクチンはありません。万一、国内にアフリカ豚熱が侵入した時に備え、有効性及び安全性が確認されたワクチンの実用化が必要です。

・ 飼養豚への豚熱ワクチン接種は、令和元年11月から開始しましたが、接種した子豚の抗体価は安定していません。豚熱の発生リスクを低減させるため、充分な免疫が付与される接種指針を国が策定することが必要です。

・ 高病原性鳥インフルエンザ発生時には、まん延防止のため迅速な防疫措置が必要

【県担当課】畜産振興課

です。鶏の処分に当たっては、埋却地から漏出した液体が周辺環境を汚染した事例を踏まえ、焼却処分が有効であり、一般廃棄物処理施設（焼却施設）を緊急的に利用できる体制の制度化が必要です。

・ 野生イノシシから飼養豚への豚熱等の感染リスクを低減させるため、野生イノシシの捕獲を強化し、生息密度を低下させる等の対策が必要です。

・ 家畜衛生及び野生イノシシ対策の推進に当たり「消費・安全対策交付金」の充当率が 50%に満たないため、十分な予算確保が必要です。

２　本県の取組

・ 令和元年 11 月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、半年ごとの免疫付与状況確認検査を継続していますが、子豚の抗体陽性率は低い傾向であり、接種日齢の調整や、より詳細な検査の実施及び複数回の接種で抗体陽性率の向上に努めています。

・ 高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生防止のため、出入口の消毒等、県内全ての飼養施設に対し、飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、発生に備え防疫資材の備蓄を行っています。また、毎年、防疫作業の協定締結団体向けの研修会及び防疫演習を行っています。

・ 万一、国内にアフリカ豚熱が侵入した場合に備え、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫演習を実施し、関係者間の連携を強化します。

・ 消費・安全対策交付金を活用し、家畜伝染病の監視体制の強化、防疫演習の実施、牛海綿状脳症検査、野生イノシシの検査等、県における家畜防疫体制の強化及び家畜衛生対策の推進を図っています。

【県担当課】畜産振興課

70　工業用水の安定供給の確保

［要望・提案先：総務省・経済産業省］

【要望・提案事項】

○　工業用水の安定供給のための施設更新の推進［経済産業省］

・計画的かつ着実に施設更新を実施するため、複数年度にわたる事業計画を考慮した補助採択と十分な予算の確保

・改築事業の補助採択と補助率引き上げ及び強靭化事業の補助率引き上げ

・施設更新に伴う既存施設の撤去費用の補助対象化

・管路の強靭化を目的とした自立型管更生工法等、コスト削減に資する新技術を用いた工事の補助対象化

・工業用水道施設の災害復旧事業に係る国庫負担法の適用

○　工業用水道事業の健全経営の推進［総務省・経済産業省］

・耐震化など政策上の要請への対応に要する経費に係る地方公営企業繰出基準の見直し

1　現状・課題

○工業用水の安定供給のための施設更新の推進

・県内の多くの工業用水道は昭和 40 年代に建設され、管路の更新時期を迎えています。中長期の更新計画により計画的に更新を進めていますが、安価で安定的な供給を維持するためには、財源確保が必要不可欠であり、改築事業の補助採択と補助率引き上げ及び強靭化事業の補助率引き上げが必要です。

・県内の工業用水道施設には、複数年債務での更新が必要なものが数多くありますが、工業用水道施設に係る国庫補助は単年度採択のため、計画的な事業実施に必要な次年度以降の財源の確保が大きな課題となっています。

・管路や設備の更新では、断水や停電をすることが出来ないため、新設管や新たな設備の設置・切り替え後に既設管や既存設備の撤去を行います。特に、交通量の多い幹線道路や市街地での既設管撤去工事は、新設管埋設工事と同程度の費用が発生し財源の確保が課題となっています。

・既設管を有効活用する新たな管路整備手法に取り組むことによりコスト削減を図っても、手法によっては補助対象にならないほか、補助採択においては考慮されていないなどの課題もあります。

【県担当課】経営課

・近年は、能登半島地震など大規模な地震が多発しています。現行の工業用水道事業費補助金の採択基準では、一般災害の場合、工期が１年未満の緊急工事、かつ補助対象総事業費２億円以上とされており、極めて厳しい基準となっています。また、上水道施設には令和６年４月から最大で全額補助となる公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用されておりますが、工業用水道施設には適用されていません。

〇工業用水道事業の健全経営の推進

・工業用水道事業は、地域経済の発展や雇用の確保に重要な役割を果たしているとともに、大規模災害により給水が停止した場合、企業の生産活動が停止するなど社会に大きな影響を与えるため、施設の強靭化を図る必要がありますが、現行の地方公営企業繰出基準は、「消火栓等に要する経費」のほか、対象事業の限定が無い「脱炭素化の取組に要する経費」等のごく限られた経費しか認めていません。

２　本県の取組

〇工業用水の安定供給のための施設更新の推進

・本県では工業用水の安定供給を目指して、耐震化や将来の水需要予測を踏まえた基本計画となる「マスタープラン」を策定しました。これをもとに 60 年間の収支を踏まえた「経営戦略」を策定し、経営の安定を図るよう取り組んでいます。

・マスタープランに基づくダウンサイジングにより更新事業費を 2,173 億円削減することとしておりますが、既設管を有効活用する新たな管路整備手法の導入などにより、さらに 590 億円の削減を目指します。

＜新たな管路整備手法＞

既設管の内部に耐震性のある更生材を形成し、既設管の延命化による更新費用の削減を図る（自立型管更生工法等の新技術）。

【県担当課】経営課

基盤整備

71　道路整備の推進

［要望・提案先：国土交通省］

【要望･提案事項】

○ 高規格道路網等の整備推進と利活用
- 新東名高速道路（新御殿場ＩＣより東側）の早期開通
- 伊豆縦貫自動車道等の整備推進及び早期事業化
- 三遠南信自動車道の整備推進
- 主要幹線道路（国道１号、国道 138 号、国道 139 号等）の整備推進
- 県境を越える浜松湖西豊橋道路及び伊豆湘南道路の早期実現

○ 地方における道路整備の推進
- 金谷御前崎連絡道路をはじめとした主要幹線道路や県民生活に直結する生活道路の整備、交通安全対策等、地方が真に必要な道路整備を着実に実施するための財政支援

1　現状・課題

- 高規格道路や一般国道等から成る基幹的な道路ネットワークの構築は、社会経済活動の基盤であり、広域的な交流を促進するために必要不可欠です。
- 本県の東西軸となる新東名高速道路は、令和３年４月までに新御殿場ＩＣ以西が開通し、様々なストック効果が発現しており、この効果を県全域に波及するために、新御殿場ＩＣより東側の開通が重要となります。
- 一方、南北軸となる伊豆縦貫自動車道や三遠南信自動車道は、並行する国道 414 号、国道 152 号において、大雨・土砂災害により頻繁に通行止めが発生し、住民生活に多大な影響が生じていることから、未開通区間の早期開通が必要です。
- 国道１号や国道 138 号、国道 139 号などの主要幹線道路の整備は、物流の効率化を図り、交通混雑を緩和するとともに、県土の均衡ある発展や県民生活の安全確保の観点からも重点的に取り組む必要があります。
- 県境を越える浜松湖西豊橋道路や伊豆湘南道路は、広域幹線道路網を形成し、観光交流の拡大や物流の効率化による産業振興などに寄与するため、早期実現が必要です。

【県担当課】道路企画課

・ また、県内の道路事情は、全国でワースト１位の人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数、慢性的な都市部の交通渋滞、６割程度に留まる道路改良率、災害等による通行止めの多発など、質・量ともに不十分な状況です。

静岡県の道路状況

人身交通事故発生件数（率）	521件/人口10万人・年（R4）	ワースト１位
道路法上の道路の改良率	63.9%（R4.3）	全国28位
高規格幹線道路の整備率	84.8%（R5.3）	全国平均87%
災害等による通行止め回数	65回（R5）	

・ 急速に進む道路施設の老朽化対策と合わせ、地域活性化や安全・安心な暮らしに不可欠な地域の道路整備を着実に進めるため、国庫補助や交付金等の財政支援措置による道路予算の確保が必要です。
・ 南海トラフ巨大地震等の発生が危惧される本県において、道路法面対策や道路施設の老朽化対策など、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の推進が重要であり、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」により、これまでのペースを緩めることのない例年以上の予算・財源の確保が必要です。

２　本県の取組

・ 本県では、他県や沿線市町等と連携し、高規格道路等の早期開通、早期事業化を国及び中日本高速道路株式会社に働き掛けています。
・ 幹線道路を中心とした道路ネットワークの充実や生活を支える地域道路の整備、道路施設の耐震対策を推進するとともに予防保全管理による橋梁、トンネル、舗装等の長寿命化に取り組んでいます。
・ 「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」により、国土強靱化地域計画に基づく道路ネットワークの機能強化、道路法面対策、道路施設の老朽化対策などに重点的に取り組んでいます。

【県担当課】道路企画課

72　鉄道の安全性と利便性の向上への支援

［要望・提案先：国土交通省］

【要望・提案事項】

○ 地域鉄道の安全運行を確保するための、鉄道軌道安全輸送設備等整備や車両検査にかかる補助事業の確実な予算の確保

○ 鉄道施設災害復旧事業の国庫補助率の引き上げ、災害認定要件の緩和及び支援対象事業の充実など、災害復旧制度の見直し

○ 利便性の向上のため、交通系ＩＣカードが広域的に利用できる環境が早期に整備されるよう、次の取組に対する国の支援拡大や補助制度の拡充

・交通系ＩＣカードの利用エリアをまたいで乗車した場合、容易に精算を行えるＩＣカード対応自動精算機の増設

・地域鉄道における、交通系ＩＣカードの利用エリアの拡大・年間維持費の低減やＪＲ各社の交通系ＩＣカードを利用可能とする機能の付加

1　現状・課題

・本県の地域鉄道７社８路線は、地域住民の日常生活等に不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが新型コロナの影響などにより旅客収入が大きく減少したため、鉄道の安全運行を確保するための施設の安全対策等を、十分に進めることができない状況となっています。

・地域鉄道の自然災害からの復旧に関しては、全国的な課題となっておりますが、本県においても、大井川鐵道本線が令和４年９月の台風 15 号により被災し、39.5ｋｍの運行区間のうち 20.0ｋｍが運行再開されたものの、経営環境が厳しいことから残りの 19.5ｋｍについては未だ復旧の目処が立っていません。

・鉄道軌道整備法では、鉄道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認められるときは、国は予算の範囲内で当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助するとされていますが、その補助率が４分の１以内であることから、事業者負担が大きくなっています。

・また、非常災害等でかつ復旧された鉄道施設を公的主体が保有するなどの条件が整えば、国の補助率が２分の１以内の特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の活用が可能となり、残りを地方が負担する場合には、さらに地方負担額の 95％に普通交

【県担当課】地域交通課

付税措置がされますが、採択条件が厳しいことから、これまでに同事業が適用されたのは三陸鉄道、南阿蘇鉄道、上田電鉄、くま川鉄道のみとなっています。

・この特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の前提となる非常災害等の指定は、これまで東日本大震災、平成 28 年熊本地震、令和元年台風 19 号、令和２年７月豪雨など７件の災害のみであり、激甚災害になっただけでは、鉄道に甚大な被害があっても事業の活用ができません。

・自然災害に伴う鉄道施設の復旧については、経営環境の厳しい地域鉄道にとっては大きな負担となっています。鉄道は地域の基幹的公共交通機関として、重要な役割を果たしていることから、早期復旧を実現することが必要です。

・本県内の交通系ＩＣカードサービスについては、ＴＯＩＣＡエリアとＳｕｉｃａエリアにおいて提供されていますが、函南駅と熱海駅間にＪＲ東海とＪＲ東日本の管轄区域の境界があることから、県内で交通系ＩＣカードを利用した場合、東海道本線で完結する移動であっても入場駅と出場駅でエリアをまたがる移動は、窓口での精算が必要であるなど、広域的に利用できる環境が整備されていません。

・ＪＲ東海では、令和３年３月にＴＯＩＣＡエリアを熱海駅・国府津駅まで拡大し、一部利便性の向上が図られましたが、エリアまたがりの移動についてはこれまでどおり精算が必要であり、利便性が損なわれています。

・県内ＪＲ駅には、またがり利用の精算が容易に行えるＩＣカード対応精算機が14駅に設置されていますが、その他の駅への増設が求められています。

・また、広域における利便性向上のために、利用エリアの拡大と併せて地域鉄道においてもＪＲ各社の交通系ＩＣカードを利用可能とする機能の拡大や導入費及び年間維持費の低減に向けた取組などが求められています。

２　本県の取組

・鉄道事業者が実施する安全対策等に対し、国と協調して支援しています。

・定期的にＪＲ東海に対し、交通系ＩＣカードのまたがり利用を可能とするよう要望するとともに、当面の対応として、ＩＣカードでのまたがり利用に対応可能な自動精算機の導入拡大を要望しています。

【県担当課】地域交通課

73　社会資本の整備・長寿命化の推進

［要望・提案先：内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省］

【要望・提案事項】

○ 社会資本整備の推進

・能登半島地震での被害を踏まえた自然災害に強い社会資本（道路・河川・海岸・港湾・都市・森林・農業用施設など）の整備推進［農林水産省・国土交通省］

・社会資本の計画的な整備に必要な財源の確保と社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び農山漁村地域整備交付金等の拡充［農林水産省・国土交通省］

・首都圏空港の補完機能を果たす富士山静岡空港の利便性向上に寄与する新幹線新駅の設置支援［内閣府・国土交通省］

・大井川の水資源や南アルプスの自然環境への影響を回避することを前提とするリニア中央新幹線事業の促進［国土交通省］

・インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション推進に向けた支援［国土交通省］

・2050 年カーボンニュートラル実現のための、インフラ分野の各種取組の推進［国土交通省］

・「緊急浚渫推進事業債」による財政支援の事業期間の延長［総務省］

○ 社会資本の長寿命化の推進［総務省・農林水産省・国土交通省］

・「予防保全」への本格転換や計画的な更新などが着実に実施できるよう、十分な老朽化対策予算の確保

・「公共施設等適正管理事業債（長寿命化事業）」の更なる拡充（予算、対象施設、交付税措置率）

・地方公共団体において、効率的なインフラメンテナンスを実施するための新技術等の導入支援

・社会情勢の変化や利用者ニーズを踏まえた、インフラの集約・再編等のインフラストックの適正化に向けた支援

1　現状・課題

・ 本県には、東名・新東名高速道路や東海道新幹線など、我が国の基幹を守る交通ネットワークが集中しており、南海トラフ巨大地震などの大規模災害によりこれらが遮断された場合、日本経済に壊滅的な打撃を与えることとなるため、本県の強靭化は、国土強靭化に重要な役割を果たすものであります。

【県担当課】建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・環境政策課

- 能登半島地震での被害を踏まえ震災時の復旧・復興活動に重要となる緊急輸送路の強化等の道路ネットワークの機能確保が必要です。
- 成長戦略の柱である観光立国の実現に向け、訪日観光客が増大する首都圏空港の補完機能を果たす富士山静岡空港と高速鉄道が直結する新幹線新駅の設置は、国家プロジェクトとして推進する必要があります。
- 中央新幹線の開通により旅客輸送が転移し、東海道新幹線の利便性向上や地域活性化等の効果が期待されますが、その整備は、大井川の水資源及び自然豊かな南アルプスの自然環境の保全との両立が図られることが、極めて重要です。
- 社会資本整備の生産性向上のためには、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（データの一元化、新技術による施工・維持管理、BIM/CIM の導入等）を進めていくことが重要であり、先行して取組を進めている国土交通省による技術基準の整備・各種データのオープンデータ化等の支援が必要です。
- 県土の３次元点群データの取得は概ね完了しました。今後は、国や他の都道府県と一体となりデータの更新と取得方法を検討する必要があります。
- 2050 年のカーボンニュートラル実現に向け、令和３年７月に「国交省グリーンチャレンジ」が取りまとめられましたが、現在の技術の延長線上では達成が難しいと思われるため、民間事業者と連携した技術開発やその実用化、新たな制度の創設等、国が率先して取組を進めていく必要があります。特に港湾では、CNP（カーボンニュートラルポート）の形成に向けて、引き続き国からの支援が必要です。
- 「緊急浚渫推進事業債」については、令和２年度から令和６年度までを対象期間としており、これまで積極的に活用して河川等の土砂撤去や樹木の伐採を進めてきました。しかし、近年の豪雨・台風の激甚化・頻発化に伴う大きな出水により、土砂や流木等が新たに流出しており、引き続き対策が必要な河川が多く存在しているため、事業期間の延長により、国からの支援が必要です。
- 現在、本県は、補助、交付金等を活用しながら、予防保全型管理によりコストを縮減しつつ、社会インフラの着実な点検・補修等を進めているところです。しかしながら、高度経済成長期を中心に建設された多くの社会インフラが更新期を迎えているため、今後、老朽化の進行による維持管理・更新費の増加は避けられず、更なる予算不足が懸念されます。必要な予算を確保するため、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充などさらなる財政的な支援が必要です。
- 「公共施設等適正管理事業債（長寿命化）」については、事業期間が令和８年度まで延伸されましたが、さらなる事業促進のために、対象施設を県管理公園や漁港、

【県担当課】建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・環境政策課

表層以外の舗装に拡充する必要があります。

- 地方自治体においてはインフラメンテナンスに携わる職員の高齢化や不足が進んでおり、これまで以上に効率的なインフラメンテナンスを実施する必要があることから、引き続き、“インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会”等による国からの支援が必要です。
- 令和４年 12 月には、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会により「地域インフラ群再生戦略マネジメント」が提言されましたが、提言に記載されている行政区域や分野を跨いだインフラの管理、更にはインフラの集約・再編等のインフラストックの適正化を進めていくためには、多くの事例や知見を有する国がその方向性を示す必要があります。

２　本県の取組

- ハード・ソフト対策が一体となった防災・減災対策、陸・海・空の交通ネットワークの形成・活用、持続可能で活力あるまちづくりの推進、世界水準の農芸品の生産力強化などに向けた社会資本整備に取り組んでいます。
- 新幹線新駅の実現に向け、事業実施に向けた環境づくりを進めています。
- 誰もが安全・安心で利便性が高く快適に暮らせるスマートな社会の形成を目指して、３次元点群データを取得し、県土のデジタルツインとなる「VIRTUAL SHIZUOKA」を構築し、データの整備とオープンデータ化による利活用を促進しています。
- 既存の施設を効率的かつ効果的に維持管理・更新し、利用者に最大限のサービスを提供するため、平成 25 年３月に「社会資本長寿命化行動方針」を策定し、社会インフラ 40 施設の内、26 施設の中長期管理計画を策定しました。さらに、令和６年３月には、本県のインフラメンテナンスの新たな行動方針として、「社会インフラ長寿命化行動方針」を策定し、「“持続可能なインフラメンテナンス”の実現」を目指しています。
- 予防保全管理を実施した場合、社会インフラ 40 施設の今後 30 年間の維持管理・更新費は、約 121 億円／年のコスト縮減が見込まれます。

事後保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約 341 億円／年	約 121 億円/年の縮減
予防保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約 220 億円／年	

【県担当課】建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・環境政策課

74　港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援

［要望・提案先：国土交通省］

【要望・提案事項】

○ コンテナ貨物の増加に対応したコンテナターミナルの岸壁延伸（清水港）
○ 安定的な港湾活動を支える防波堤の整備推進及び支援（清水港・御前崎港・下田港）
○ 岸壁等の港湾施設の予防保全事業の推進及び支援（清水港・御前崎港・田子の浦港）
○ 沿岸漂砂による航路埋没の予防保全事業の継続（田子の浦港）
○ 魅力ある水辺空間や港湾景観の創出に向けた緑地等の整備推進のための支援（清水港）

1　現状・課題

・ 清水港新興津ふ頭では、コンテナやパルプ貨物量が増加し船舶が大型化していることから混雑や滞船が発生しており、岸壁の延伸を推進し海上輸送が効率化することで、製紙産業などの地域の基幹産業の競争力強化を図る必要があります。
・ 港湾の機能を維持・発現するため、防波堤の整備・粘り強い構造化や岸壁の老朽化対策、航路の保全等を引き続き実施する必要があります。
・ 伊豆半島を含む県東部地域から甲信地域までの石油供給拠点であり、防災港湾でもある田子の浦港において、沿岸漂砂等の流入によって港内の水深不足が顕著となり、船舶の入港に支障が生じているため、港口の予防保全事業を継続し、港湾の機能を発現する必要があります。
・ 清水港の新興津地区では、港湾開発により失われた海辺の復元や緑の創出など魅力ある水辺空間の形成並びに小型船だまり整備を引き続き実施する必要があります。

2　本県の取組

・ 本県では、セミナーや視察会、利用者説明会などのポートマーケティング活動を通して、港湾の利用促進に努めています。
・ 港湾施設の老朽化に対し、「予防保全管理」によって計画的なメンテナンスを推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と機能維持に努めています。
・ 清水港では、新興津地区において船舶の大型化に対応したコンテナクレーンを令和２年４月に供用開始、延伸する岸壁背後のふ頭用地整備事業に令和４年度から着手するなど港湾機能の強化に努めています。

【県担当課】港湾企画課・港湾振興課・港湾整備課

75　航空航路再開などに向けた支援

［要望・提案先：経済産業省・国土交通省］

【要望・提案事項】

○ 空港業務人材（グランドハンドリング、保安検査）の確保支援の継続・強化
［国土交通省］

○ 国際線の早期の運航再開及び再開後の定期路線の維持に向けた航空会社に対する運航支援の確実な実施・継続・強化、航空燃料の安定的な供給への対応
［経済産業省・国土交通省］

○ 空港における保安検査の実施主体及び費用負担見直しに対する、地方の状況や意向の十分な反映［国土交通省］

1　現状・課題

・グランドハンドリングや保安検査といった空港業務を担う人材は、厳しい労働環境や他業種と比較して低賃金にある等といった理由から以前から人材不足の状態にありましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要の減少を受け、人材不足が一層加速しました。

・航空機の離発着に不可欠な空港業務における人材不足は、国際線の新規就航や増便、復便に向けて最大の課題となっています。

・国は令和４年度補正予算に続き、令和５年度補正予算及び令和６年度当初予算において、急速な観光需要の回復に対応し、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、空港業務を担う人材の確保・育成等に対する補助制度を設けましたが、地方の独立系の事業者においては、いまだ人材不足の状況が続いています。

・富士山静岡空港は、コロナ禍前における令和元年度の乗降客約 73 万 8 千人のうち、国際線が全国で 12 番目の約 27 万 6 千人、乗降客の約４割を占めるという全国的に見ても国際線が非常に重要な空港であります。

・このため、国際線の運航に伴うインバウンドの増加は、これまで本県経済に大きな波及効果をもたらし、地域の活性化に大きな成果を挙げてきました。

・新型コロナウイルス感染症の影響等により欠航や一部運休が発生した富士山静岡空港の国際線は、訪日誘客支援空港に対する国の支援制度等の活用により令和５年３月からのソウル線を皮切りに、上海線など一部の中国路線の運航が再開しています。

・新型コロナウイルス感染症の拡大前に運航していた中国・台湾の各路線が再開していないことから、引き続き、航空会社に対する働きかけを継続・強化する必要があります。

・しかし、訪日誘客支援空港に対する国の支援制度が令和６年度予算では廃止されたため、地方空港における航空会社の運航再開の判断に負の影響を与えています。

【県担当課】空港管理課・空港振興課

・さらに、航空会社に運航再開や新規就航等の意向があっても、石油元売会社からの航空燃料が確保できず、運航再開等の時期が遅れるといった支障が生じています。
・一方、国では、増加する空港需要の「量」への対応、保安検査の「質」の高度化、旅客の利便性を両立させた適切かつ確実な保安検査へ改善するため、有識者による検討会を重ね、令和５年６月に、「空港における旅客の保安検査の実施主体及び費用負担の見直しの方向性」（以下、「見直しの方向性」という。）を取りまとめました。
・「見直しの方向性」によれば、保安検査の実施主体については、現在の航空会社から空港管理者に移行すること、保安検査の費用負担については直接の受益者である旅客とともに、空港管理者のみならず国、航空会社といった関係者の一定の負担からなる仕組みの構築の検討が必要、という一定の方向性が示されています。
・しかしながら、特に地方管理空港においては規模や立地状況などが異なることや、現状、先に述べたとおり保安検査を担う人材が不足していること、さらに、地方においてはコロナ禍で疲弊した地域経済の回復が道半ばであり、新たな財政負担が生じることは地方自治体の財政に大きな影響を及ぼす可能性がある等の理由から、実施主体及び費用負担の見直しにあたっては、拙速な議論を進めることなく、地方の状況や意向を十分に聴取するなど、慎重に検討を進める必要があります。

２　本県の取組

・本県では、県のほか、運営権者や空港業務を担う事業者等から構成する空港ワーキングを通じて、人材不足に関する課題を把握・共有するとともに、こうした事業者等が国の補助制度も活用し、人材確保や育成に対する取組を支援するための予算措置を実施しています。

○令和５年度 12 月補正予算：20,000 千円（令和６年度に繰越）
応援派遣・一部業務委託に対する助成（国補助制度の協調制度）
→令和５年度国補正の活用（グラハン会社の応援派遣に対する助成）

○令和６年度当初予算：45,300 千円
人材募集や処遇改善に対する助成（国補助制度の協調制度等）
→グラハン会社等の人材募集に対する助成（県単独制度）

・航空燃料の供給不足については、定期便やチャーター便の就航調整の初期段階から、航空会社、運営権者、県等の関係者で情報を共有するとともに、国が設置した「航空燃料供給不足に関する相談窓口」に相談をしています。
・本県及び運営権者は、訪日誘客支援空港に対する国の補助制度がなくなった令和６年度においても、これまでと同様に航空会社に対する補助制度を設け、早期運航再開及び再開後の路線の維持について、航空会社に対する働きかけを行っています。
・航空会社や運営権者が実施する、保安検査機器の購入・設置に係る経費や保安検査関係経費に対する補助制度を設けています。

○令和６年度当初予算：82,000 千円

【県担当課】空港管理課・空港振興課

観光・文化

76　スポーツによる地域経済の活性化と共生社会の実現に向けた支援

［要望・提案先：文部科学省・国土交通省］

【要望・提案事項】

○ 地域のスポーツコミッションの安定的運営及び事業推進に対する支援
［文部科学省］

○ 武道ツーリズムによる誘客拡大を図るため、受入主体となる競技団体や施設等の環境整備に対する支援［文部科学省・国土交通省］

○ パラスポーツの振興にかかるハード・ソフト両面の環境整備に対する支援
［文部科学省］

1　現状・課題

・ 国はスポーツを成長産業に位置づけ、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の更なる増大につなげる好循環を生み出すことで、市場規模を2019年の9.5兆円から、2025年に15兆円まで拡大することを目指しています。本県においても、プロスポーツチームの増加や2023年のスポーツ観戦者がコロナ禍前の2019年を超えるなど新たな動きが加速しており、こうした機運を活かし、地域の活力を高めるためには、旗振り役となるスポーツコミッションの安定的な運営及び機能強化を図る必要があります。

・ 加えて、国はスポーツツーリズムと並び、2020年に「武道ツーリズム推進方針」を策定し、日本独自の伝統文化、精神文化である武道と観光を掛け合わせた武道ツーリズムを推進しており、地域の受入体制の更なる強化が不可欠となっています。

・ また、東京2020パラリンピックを契機としたパラスポーツへの関心は、2024年のパリパラリンピックで更に高まっており、環境整備、裾野拡大やアスリートの発掘・育成等について、ハード・ソフトの両面を官民一体で推進し、共生社会の実現を目指していく必要があります。

2　本県の取組

・ また、令和５年４月、県内全域を対象とした大会・合宿誘致やスポーツチーム支援などを進め、スポーツによる地域と経済の活性化を図るための専門組織として、「スポーツコミッションShizuoka」を設置しました。今後、地域特性や強みを活かしながら、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組んでまいります。

【県担当課】スポーツコミッション担当室・スポーツ振興課

・ さらに、県では、増加するインバウンド需要の取込みのため、武道における心と体のメカニズム、人材育成、地域活性化、ツーリズムへの活用など、武道の有する様々なポテンシャルを国内外に向けて発信するシンポジウムを開催しました。
・ 令和５年８月、全国初のパラスポーツに関する官民連携共同事業体「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」を設立し、官民一体となって、パラスポーツに関する環境整備、アスリート強化、裾野拡大等に取り組んでいます。

【県担当課】スポーツコミッション担当室・スポーツ振興課

77　富士山富士宮口五合目来訪者受入体制の充実

［要望・提案先：環境省］

【要望・提案事項】

○富士山富士宮口五合目の来訪者施設（休憩所）整備に係る新規補助事業の創設

１　現状・課題

・世界遺産「富士山」の五合目登山口には、夏の開山期における登山客のみならず、春から秋にかけて自然散策等を楽しむ観光客など、国内外から多くの来訪者が訪れます。

・本県側の３つの富士山登山口のうち、例年最も多くの来訪者が訪れる代表的な玄関口である富士宮口五合目は、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）区域内に位置し、同公園計画において、休憩所の整備が事業計画として位置づけられています。

・しかしながら、唯一の休憩施設であったレストハウスが令和３年３月に放火による火災により焼失したため、来訪者が富士山の自然を安全かつ快適に体験する施設がありません。

・そのため、現在は、富士登山者の安全確保に必要な、高度順応のための休憩施設や荒天時等の待避場所を欠く状態であり、開山期間中の応急対応として、プレハブや仮設トイレを設置しておりますが、アフターコロナによる観光交流の回復により、富士登山者も増加傾向にあり、大変脆弱な状況にあります。

・このような状況から、世界遺産富士山に相応しい新しい来訪者施設（休憩所）の早期整備が求められていますが、標高二千四百メートルという厳しい条件下での工事という特殊要因に起因する高額な整備事業費の財源確保が大きな課題となっており、国の新規補助事業の創設が求められます。

２　本県の取組

・来訪者の安全確保や富士山の保全に資する休憩施設として、県が整備を行います。

・早期の供用開始に向け、令和６年度に施設整備に係る基本計画の策定を行います。

・令和７年度以降に設計を進めるとともに、関係機関への許可申請を行い、速やかな工事着手及び供用を目指しています。

【県担当課】富士山世界遺産課

78　文化財の後世への確実な継承と活用

［要望・提案先：文部科学省］

【要望・提案事項】

○文化財を後世に継承する上で必要な修理、防災対策等を推進するための十分な予算の確保
○文化財の修理、防災対策等の事業における文化財所有者の負担の軽減
○文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画の具現化に係る取組への技術的助言や財政支援

1　現状・課題

・過疎化・少子高齢化の進行により、これまで地域で大切に守り伝えられてきた文化財の後世への継承が大きな課題となっています。このため、国は地域社会総がかりで文化財の保存・活用を推進するため平成 30 年に文化財保護法を改正しました。
・これを受けて、県は令和元年度に、本県の今後の文化財の保存・活用の方向性を示す文化財保存活用大綱を策定し、文化財の確実な保存、文化財を支える多様な人材の育成、文化財の効果的な活用にオール静岡で取り組むこととしています。
・この大綱を実現するためには、文化財の経年劣化による定期的な修理や、地震や火災等の防災対策、来訪者に健全な状態で公開を行うための環境整備、デジタルデータの取得等による文化財の現状把握等が将来にわたり必要であり、これらの補助要望に対応可能な国の予算措置が求められます。
・特に、個人の文化財所有者にとって、高額な修理費用は負担が大きく、現状の補助制度の枠を超え、財源状況に応じた一層の負担軽減は喫緊の課題です。
・県が策定した文化財保存活用大綱及び市町が作成した文化財保存活用地域計画は、記載内容の確実な履行が求められます。国からの技術的助言や財政的支援は、文化財の総合的な保存・活用の取組の推進力強化につながります。

2　本県の取組

・本県では建造物等の国指定等文化財の定期的な修理のほか、耐震・防火対策や活用に資するための整備にかかる経費について助成を行っています。
・県内の文化財を結びつけた魅力的なストーリーを認定する「しずおか遺産」制度の創設や、本県文化財の総合的なポータルサイト「レガシズ」を新設し運用を開始するなど、文化財の魅力発信に努めています。

【県担当課】文化財課

79　観光産業の課題解消とデータマーケティングによる再来訪促進・消費拡大等の取組支援

［要望・提案先：国土交通省］

【要望・提案事項】

○観光産業の担い手の確保や人材不足解消の支援の継続・強化
○データマーケティングによる再来訪促進・消費拡大等の取組支援の強化

１　現状・課題

＜観光産業の担い手の確保や人材不足解消の支援の継続・強化＞

・宿泊業は、労働環境の改善の遅れなどを背景として人手不足が積年の課題となっていましたが、コロナ禍において他業種に流出した人材が戻らないことや訪日外国人客数の急回復などにより、人手不足が一層顕在化・深刻化しており、観光産業の発展にとってこれまで以上に重要な課題となっています。

・国は、令和５年３月に策定した新たな観光立国推進基本計画において、観光地域及び観光産業の担い手の確保に向けた取組を位置付け、令和６年度当初予算事業において、外国人の活用や経営の高度化、ＩＴの導入による業務の効率化、事業者間連携による省人化等に取り組んでいますが、その効果の発現と成果の全国への展開が必要です。

・こうした取組を継続することに加えて、旅行需要の平準化による経営の安定化や、事業者の採用活動の支援など、様々なフェーズにおいて人手不足対策を展開していくことが必要です。

＜データマーケティングによる再来訪促進・消費拡大等の取組支援の強化＞

・観光庁の「観光ＤＸの推進に関するあり方検討会」最終報告では、旅行者の移動・宿泊・購買データ等を用いたマーケティングによる再来訪促進・消費拡大に取り組み、観光地経営を高度化する方向性が示されました。

・こうしたデータは観光庁の統計、（公社）日本観光振興協会の観光ＤＭＰ等で一部が入手可能となっています。しかし、市町ごとの旅行消費額や、インバウンドをはじめとした立ち寄り施設別の人流データ等は提供がされておらず、再来訪促進・消費拡大の施策立案に当たっては、これらのデータを手軽に入手できる環境整備が必要です。

・このため、公的統計や全国プラットフォームにおけるデータの充実を図るとともに、市町やＤＭＯ単位での分析を行うため、ライセンス式である民間データ調達の経費に対する支援の強化が必要です。

【県担当課】観光政策課・観光振興課

２　本県の取組

・本県では、旅行需要の回復を本格軌道に乗せるため、コロナ禍により需要が高まっている体験型アクティビティ事業を実施するとともに、インバウンドにおいては東アジアや欧米豪に県駐在員事務所や営業拠点を設置し、情報発信や営業活動に注力しています。

・また、本県の多彩で高品質な食材や食文化を活かしたガストロノミーツーリズムや、歴史・文化資源を活用した広域周遊など、付加価値の高いテーマ性のあるツーリズムを推進しています。

・インバウンドに関する取組では、富士山静岡空港の国際定期路線再開に向けたプロモーションやファムトリップの実施、清水港等におけるクルーズ船の受入れ環境整備と誘致活動の推進に注力しています。

・観光産業の人手不足対策として、令和５年度には、宿泊事業者と地域の仕事のお手伝いをしたい旅行者を結びつける民間サイトの活用や、マッチングと宿泊業務実習により正社員の確保につなげる取組を実施しました。

・令和６年度は、宿泊業に勤める方の住環境を改善するための社員寮の更新・改修や、デジタル技術の導入による業務効率化の支援を行っています。

・平日の需要喚起による旅行需要の平準化及び新規需要の取込みに向け、国内外からの教育旅行等を誘致するため、専門人材を活用した営業活動の強化、海外の教育関係者への説明やファムトリップの実施、受け入れ調整窓口の設置に取り組んでいます。

・観光デジタル情報プラットフォームを活用し、旅行者に最適な観光情報を提供するとともに、デジタルスタンプラリーによる旅行者データの収集・蓄積や、専門家によるデータ分析、市町の伴走支援に取り組んでいます。

【県担当課】観光政策課・観光振興課

80　多文化共生施策の着実な推進

［要望・提案先：内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省］

【要望・提案事項】

- **多文化共生施策実施の根拠となる基本法の策定と各省庁の司令塔となる組織の設置**［内閣官房・内閣府・法務省］
- **「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策の一層の拡充と恒久的な財政措置**［内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省］

1　現状・課題

・本県では、平成２年の「出入国管理及び難民法」の改正以降、主に製造業が盛んな市町において、日系外国人を中心に外国人県民が増加しています。近年、国による留学生の受入れ強化、技能実習制度や特定技能制度等により、外国人県民の増加とその多国籍化が進んでいます。「特定技能２号」の分野拡大や育成就労制度の創設などにより、今後は、これまで外国人が少なかった地域においても、長期間にわたり居住する外国人が増加することが見込まれます。

・外国人の増加は、国の制度改正によるところが大きい一方で、生活者としての外国人に対する支援は受け皿となる地方自治体に任せきりになっているのが実情です。国は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」により、取り組むべき多文化共生施策を示していますが、これらの施策が国の責任において着実に実行されるための推進体制構築と財源確保、また、その根拠となる多文化共生に係る基本法を策定することが求められます。

・また、生活者としての外国人に対する支援においては、「ロードマップ」及び「総合的対応策」の一層の拡充と、盛り込まれた施策が国内のどこの地方自治体においても確実に実施されるよう、地方自治体に対して財政措置を拡充するなど、国が十分かつ恒久的に予算措置を行うことが求められています。

県内国籍別在留外国人数　　（単位：人）

順位	1	2	3	4	5	6	その他	総数
国籍	ブラジル	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ﾍﾞﾄﾅﾑ	中　国	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ペルー		
外国人数	32,631	19,728	18,052	10,199	5,854	4,796	24,382	115,642

（令和５年 12 月末現在　法務省「在留外国人統計」）

【県担当課】多文化共生課

２　本県の取組

・本県では、外国人県民の増加に伴う社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、多文化共生審議会等により関係者からの意見を聴取するほか、課題に応じてプロジェクトチームを設置し、多文化共生に係る部局横断的な課題に全庁をあげて取り組んでいます。

【県担当課】多文化共生課

地方創生の推進

81　交通空白の解消に向けた支援

［要望・提案先：国土交通省］

【要望・提案事項】

○ 地方自治体の公共ライドシェア導入が進むよう、配車アプリや管理システムの導入及び利活用や、利用者及びドライバーの安全安心対策、異業種連携など、地方自治体が実施する取組に対する補助について、国の積極的な予算の拡充 ○ 公共ライドシェアを含む地域交通が抱える課題に取り組む地方自治体に対し、国から、助言やコーディネートができる人材の派遣・育成などの支援の拡充

1　現状・課題

・人口減少・少子高齢化が全国的に進行する中、運転免許を返納した高齢者をはじめ、住民の移動手段の確保に対する不安が高まっています。

・また、乗合バスや鉄軌道路線の減便・廃止、バスやタクシードライバーの減少が進み、公共交通の確保は危機的な状況となっています。

・その結果、日常生活の足が確保できない「交通空白地」が生じ、特に、過疎地や中山間地では、移動手段の確保が課題となっています。

・また、都市部や観光地でも、タクシーが不足する地域や時期・時間帯が発生しています。

・こうした交通空白の解消に向け、既に具体的な取組を進めている地方自治体がある一方で、国では、道路運送法第 78 条第２号に基づく自家用有償旅客運送制度、いわゆる「公共ライドシェア」制度の要件緩和や、同条第３号に基づく自家用車活用事業、いわゆる「日本版ライドシェア」の創設を行いました。さらに「交通空白」解消本部を設置し、地方自治体や交通事業者とともに交通空白の解消に向けた取組を始めました。

・今後、地方自治体の取組を更に加速するためには、国による、地方自治体への財政支援や人材派遣の拡充が必要不可欠です。

2　本県の取組

・本県では、交通空白の解消に向けて、有効な対策の一つとして考えられる公共ライドシェアを県内全域に積極的に展開していくために、令和６年９月に、県地域公共交通活性化協議会の下に、国・県・市町・県バス協会及び県タクシー協会を構成員

【県担当課】地域交通課

とするライドシェア専門部会を立ち上げました。

・今後、地域の実情に応じて、共助型交通をはじめとする公共ライドシェアなどを市町が導入することができるよう支援していきます。

【県担当課】地域交通課

82　地方創生の推進

［要望・提案先：内閣府・総務省・財務省］

【要望・提案事項】

○ 地方創生推進費や地方創生に関する予算を継続、拡充するなど、地方創生の取組に対する十分な財政措置
○ デジタル田園都市国家構想交付金を継続するなど、地域の実情に合った交付金制度の不断の見直しや拡充

1　現状・課題

・ 喫緊の課題である人口減少を克服、東京一極集中の流れを是正するため、すべての地方自治体が地方版総合戦略を策定し、あらゆる政策を総動員の上、強い決意と覚悟を持って、地方創生の取組を推進しています。
・ 令和２年の国勢調査においても、人口減少は継続傾向にあり、本県を含む 39 道府県で人口が減少する一方、東京圏の人口は増加し続け、全国の約３割を占めています。令和６年１月の住民基本台帳人口移動報告によれば、東京都の転入超過数は 68,285 人となり、都道府県別で最も拡大しているところであり、東京一極集中が再び加速し、新型コロナ禍前の水準に戻りつつある状況です。
・ 新型コロナウイルス感染症により、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、新たなライフスタイルの構築への誘導や首都機能の移転を念頭に置いた、地方創生の推進にもつながる国土強靭化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うことが必要です。
・ また、やる気のある地域の主体的な取組に対しては、継続して十分な財政措置を行うとともに、地域の創意工夫による取組を充実させるため、地方創生に係る交付金の弾力的な運用を行うことが必要です。

2　本県の取組

・ 東京一極集中を打開するため、全県を挙げて地方創生の取組を推進し、誰もが「静岡で働きたい、静岡に住みたい」と思える魅力ある地域づくりを進めています。
・ 令和５年度には、本県の総合計画が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を既に盛り込んでいたことから、総合計画を地方版総合戦略に位置付けた上で、安全・安心な地域づくりを最優先に、環境と経済が両立した社会の形成、子どもが健やかに学び育つ社会の形成、富をつくる産業の展開などに取り組んでいます。引き続き、産官学金労言等の関係者と一体となって地方創生施策の更なる充実と推進を図っていきます。

【県担当課】総合政策課

83　地方財政制度の再構築

［要望・提案先：総務省・財務省］

【要望・提案事項】

○ 将来にわたって安心な地方財政運営の確立

・地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築

・行政サービスを安定的に提供するために必要な一般財源総額の確保

・臨時財政対策債の廃止及び償還財源の別枠での確保

1　現状・課題

・国と地方の財政状況については、ともに巨額な財源不足が生じ、長期債務残高は令和６年度末見込み（予算ベース）で、1,300 兆円を超えています。今後、債務残高が更に増大すれば国も地方も共倒れとなり、住民生活に深刻な影響を与えかねない危機的な状況です。また、地方団体の財政運営については、依然として国の地方財政制度に大きく依存しており、社会保障関係費等の義務的経費の増加や物価高騰を背景とした歳出水準の全般的な上昇等により大変厳しい状況です。こうした中でも、長期化する物価高騰や、激甚化する自然災害、少子化を中心とした人口減少対策、県内経済の力強い発展、脱炭素・循環型社会の構築、新たなデジタル技術の活用などの諸課題に的確に対応する必要があります。

・現時点では、地方が主役となる将来の国と地方のあるべき姿と、その際地方が果たすべき役割に応じた税財源の移譲等について、具体的な工程や内容が明示されていません。

・将来にわたって安心な財政運営を行うためには、地方が安定的に行政サービスを行うことができるよう地方税、地方交付税等の税財源の充実が必要です。また、地方の財源不足額を補うための特例的な措置である臨時財政対策債は、残高が約 46 兆円と依然として高く、その廃止と償還財源の別枠での確保が必要です。なお、本県では令和５年度の県債発行額の２割程度が臨時財政対策債であり、残高も１兆円を超え、県債残高全体の４割程度を占めています。

2　本県の取組

・中長期的に安定した財政構造への転換を図るため、当該年度の歳出をその年の歳入

【県担当課】財政課・市町行財政課

で賄ういわゆる収支均衡を目指しています。

・ビルド・アンド・スクラップの徹底等による歳出のスリム化と、県税収入の増加、ネーミングライツの導入、ふるさと納税促進等による歳入確保、投資的経費の水準調整等による県債の抑制に取り組んでいます。

【県担当課】財政課・市町行財政課

84　市町等情報システムの標準化・共通化の推進

［要望・提案先：総務省・デジタル庁］

【要望・提案事項】

○ システム移行完了期限等の適切な設定及び柔軟な見直し

○ システム移行の円滑な実現に向けた確実かつ柔軟な財政支援

1　現状・課題

・国は「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」（令和２年12 月策定）において、住民記録、地方税、福祉等の住民生活に直結する基幹系 20 業務に係る情報システムについて、原則として令和７年度末までに、全ての自治体で国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することとしています。

・しかし、県内市町の中には、一部業務で既存システム事業者から撤退の意向が示され、代替事業者を確保できず、期限までのシステム移行が困難な市町があります。また、標準仕様に関する国の検討会（令和６年６月開催）において、システム間のデータ連携に関する課題は、システム事業者間の協議により解決することとされ、事業者への負担が過重となり、期限までのシステム移行が一層困難になっています。

・国は「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、代替事業者の確保困難など一定の事由を有するシステムを移行困難システムとして、所要の移行完了期限を設定することとしていますが、各自治体の状況をしっかりと把握し、移行困難システムに該当する事由を幅広く認め、適切に移行完了期限を設定することが求められます。

・また、移行困難システムに該当する場合であっても、データ要件については、令和７年度末までに標準化基準に適合させることとされていますが、システム事業者の確保が困難な現状を考慮し、期限の柔軟な見直しが求められます。

・移行経費に充当できるデジタル基盤改革支援補助金は、上限額の引上げが予定されていますが、一部市町の移行経費の想定は、改定後の上限額を上回るほか、上限額の算定根拠となった総務省「地方公共団体情報システムの標準化に関する移行経費の調査」、「移行困難システム等に係る移行経費の調査」時よりも高騰しています。システム移行に伴う経費に対する確実な財政支援が求められます。

・また、移行困難システムについて、適切な移行完了期限の設定に加えて、令和８年度以降のシステム移行に伴う経費に対する、各自治体の状況に応じた柔軟な財政支援が求められます。

【県担当課】デジタル戦略課

・さらに、標準化対象業務に関する情報システムの運用経費等については、３割の削減を目指すこととされていますが、市町に移行後の運用経費の見込みを聴取した結果、現行より大幅な負担増となる見込みの市町が複数見られます。運用経費の状況をしっかりと把握し、地方自治体の負担増とならないよう配慮することが求められます。

２　本県の取組

・本県では、「ふじのくにＤＸ推進計画」（令和４年３月策定）に基づき、積極的に県内市町への個別訪問を行い、市町のＤＸ推進への理解促進及び計画に基づく取組の推進を図るほか、多様な形で市町の支援に取り組んでいます。

・市町等情報システムの標準化・共通化への支援については、システム移行に遅れる市町が発生することなく、自力で標準化・共通化に取り組めるよう、令和４年度から、全額一般財源により、研修・ワークショップの実施等による支援に取り組んでいます。各市町における現行システムと標準準拠システムとの差異の分析から洗い出された課題を調査・分析し、県と各市町との間で共有することで、システム移行後も円滑に業務を実施できるよう、各市町の取組を支援しています。

【県担当課】デジタル戦略課